

橿原市

環境総合計画

豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす
魅力あふれる“かしはら”

～未来に向けて絆で創る「環境にやさしいまち」をめざして～



平成 25 年 3 月

はじめに

橿原市には、歴史的、文化的な遺産が数多くあります。私たちの祖先は、古来、恵み豊かな自然の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできました。景観や文化は単に過去の出来事ではなく、過去と未来の人々が世代をこえて共有できる財産となるもので、豊かな自然環境が欠かせません。しかしながら、近年の社会経済活動は、環境に多大な負荷を与え、地球温暖化等の問題を招き、未来を大きく揺るがそうとしています。

環境への負荷を低減するには、あらゆる主体が、まず地域から取り組んでいかなければなりません。環境総合計画は、環境基本条例に規定した基本理念等に沿った環境面で最も基本となる計画であり、市民及び市民団体、事業者、市のすべての主体が協働し、それぞれの立場で環境への負荷を低減し、橿原市の望ましい環境像の実現を目指す環境施策のマスタープランとなるものでございます。

本計画では、望ましい環境像の実現に向け、5つの基本目標を定め、主要施策と市民協働プロジェクトを取りまとめました。今後は、すべての主体と市が連携し、豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす魅力あふれる“かしはら”の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、市民、市民団体、事業者の立場からご意見をいただきました策定委員会の皆さまをはじめ、ご審議をいただきました橿原市環境審議会の委員の皆さま、また市民協働プロジェクトの主体となる橿原市地球温暖化対策地域協議会“エコライフかしはら”の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、本計画の実現に際して、今後とも市民の皆さま方のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年 3月
橿原市長 森下 豊

～ 目 次 ～

【 環境基礎調査編 】

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画策定の背景と目的	1
1. 1	計画策定の背景	1
1. 2	計画策定の目的	1
1. 3	計画策定の基本理念	2
1. 4	計画の位置づけ	2
1. 5	計画の対象期間	3
1. 6	計画の対象地域	3
1. 7	計画の対象範囲	4
1. 8	計画の参画・協働主体	4
第2章	櫃原市域の概況と環境の現状	5
1.	櫃原市の概況	5
1. 1	位置・地勢	5
1. 2	人口・世帯	6
1. 3	就 業	7
1. 4	農業・畜産	8
1. 5	工業・商業	9
1. 6	交 通	11
1. 7	将来の都市構造	14
2.	櫃原市の環境の現状	15
2. 1	自然環境	15
2. 2	歴史的文化環境	16
2. 3	生活環境	20
2. 4	地球環境	33
2. 5	環境保全活動	42
3.	市民等へのアンケート調査結果	46
4.	今後の環境課題	48

【 計 画 編 】

第3章	櫃原市が目指す環境像と基本目標	51
1.	望ましい環境像	51
1. 1	市民・市民団体・事業者が求める望ましい環境像	51
1. 2	策定委員会委員がイメージする10年後の櫃原の姿	51
1. 3	望ましい環境像	52
2.	基本目標	54
【1】	環境について学び、保全活動を実践し、豊かな心を育むまち	
【2】	豊かな歴史文化と自然環境を守り育てるまち	
【3】	健康で快適に、安全で安心して暮らせるやさしいまち	
【4】	循環の仕組みを備えた“もったいない”の心にあふれたまち	
【5】	低炭素社会の実現に向けた行動を実践するまち	

行政（市）施策

第4章	基本目標を実現させるための取組	56
	基本目標① 環境について学び、保全活動を実践し、豊かな心を育むまち	57
	基本目標② 豊かな歴史文化と自然環境を守り育てるまち	60
	基本目標③ 健康で快適に、安全で安心して暮らせるやさしいまち	64
	基本目標④ 循環の仕組みを備えた“もったいない”の心にあふれたまち	69
	基本目標⑤ 低炭素社会の実現に向けた行動を実践するまち	72
第5章	市民協働プロジェクト	77
1.	プロジェクトの位置づけ	77
1.1	趣旨	77
1.2	プロジェクトの共通テーマ	77
1.3	プロジェクトの種類	78
1.4	プロジェクトの推進主体の役割	78
2.	市民協働プロジェクト	79
	【1】 かしはら魅力再発見・プロジェクト	80
	【2】 エコライフスタイル・プロジェクト	81
	【3】 絆づくり・プロジェクト	82

市民等・事業者・来訪者の行動指針

第6章	計画推進主体の環境配慮指針	83
	□市民および市民団体（日常生活における行動）	83
	□事業者（事業活動における行動）	90
	□来訪者（観光などにおける行動）	93

計画目標達成のためのPDCA

第7章	計画の推進体制と進行管理	94
1.	計画の推進体制	94
1.1	各主体の連携	94
1.2	推進体制	94
1.3	「かしはらの環境（環境年次報告書）」の発行	96
2.	計画の進行管理	98
2.1	PDCAサイクルの利用	98
2.2	進行管理	99

【資料編】

資料1	： 檜原市環境基本条例	100
資料2	： 市民等へのアンケート調査結果	104
資料3	： 檜原市環境総合計画の策定経緯	120
資料4	： 檜原市環境審議会 委員名簿	122
資料5	： 檜原市環境総合計画策定委員会 委員名簿	123
資料6	： 用語の解説	124

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

1. 1 計画策定の背景

- 本市は、万葉集に詠まれた大和三山、飛鳥川や曾我川、また、日本で初めての本格的な都城であった藤原京など、歴史的、文化的な遺産が数多くあります。このことは、古来、この橿原の地が豊かな自然に恵まれ、人々の生活に適した良好な環境であったことを示しています。
- 近年、我が国および橿原市を取り巻く社会・経済情勢は、急速な少子高齢化、高度情報化、グローバル化といった流れの中で、市民の価値観やライフスタイルの多様化が一層進み、ゆとりや精神的な豊かさ、自己表現への欲求が高まるなど、予想を越える速度で変化しています。
- これら、社会の急速な成熟とともに、私たちは環境に過剰な負荷を与え、その結果、地球温暖化を始めとした様々な環境問題を引き起こし、私たち人類を含む多種多様な生物の存続に必要な基盤が浸食されつつあります。
- 私たちは、だれもが健康で文化的な生活や、住み良い安心できる社会を望んでいます。それならば、私たちは、一人ひとりの存続の基盤である素晴らしい地球環境の保全に努めるべく市、市民、市民団体および事業者が、それぞれの在り方と環境への影響力を自覚し、自主的かつ積極的に相互に協力して連携するとともに、社会経済活動と調和を図りつつ環境の負荷を低減し、地球環境の保全まで視野にいれ、持続的に発展することができる社会の実現に取り組むことが求められています。

1. 2 計画策定の目的

- 本市の良好な環境を保全・創造し、将来世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるよう、望ましい「将来像」の実現に向けて、市民、事業者、行政などあらゆる立場の人々が連携して具体的な行動を総合的かつ計画的に推進することを目的とするとともに、平成20（2008）年6月に策定した「橿原市第3次総合計画」に示された橿原市の将来像を、環境の面から実現するための推進方策を示すものです。

1. 3 計画策定の基本理念

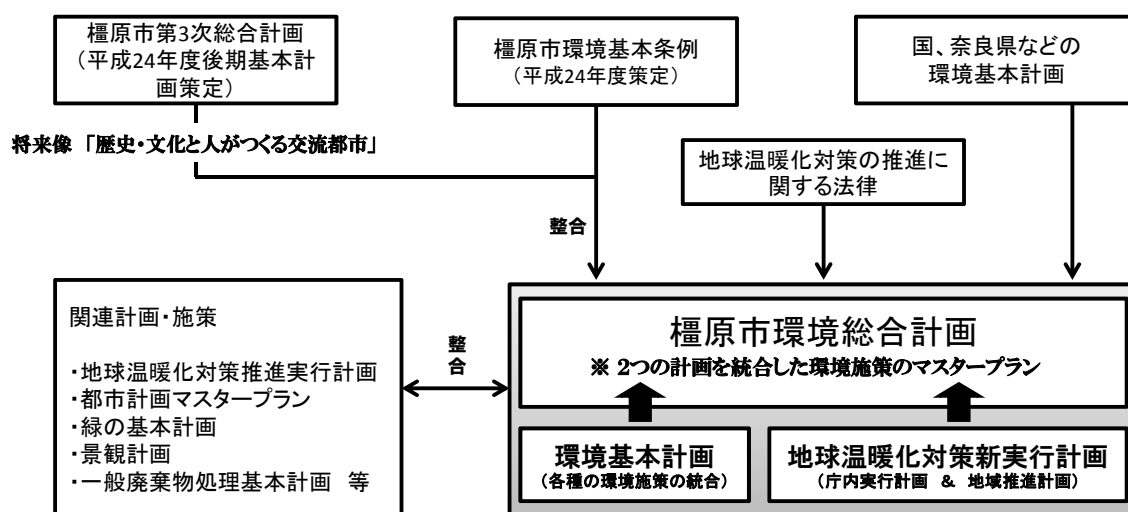
- 本計画は、「橿原市環境基本条例」の規定に基づき策定することから、同条例第 3 条の基本理念を共有します。
- この基本理念は、今後、市、市民および事業者が環境の保全と創造を推進するにあたって、行動や判断の際に共通認識とすべき事項です。

<橿原市環境基本条例>第 3 条 基本理念

1. 環境の保全及び創造は、現在の市民が良好な環境を享受できるようにするとともに、当該良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを最大の目的として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的、かつ、安心して安全な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、生物の多様性を損なうことなく、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、市、市民等及び事業者が自らの環境への負荷及び影響を自覚した上で、その役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。
4. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的、かつ、安心して安全な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

1. 4 計画の位置づけ

- 本計画は、橿原市の環境の保全と創造に関する総合的、かつ長期的な施策の大綱として、「橿原市第 3 次総合計画」の環境面で最も基本となる計画です。環境に関連した市の個別計画や事業は、本計画に沿って進められることになります。
- また、市民、事業者、市の環境に関する取組の基本的な指針となります。



1. 5 計画の対象期間

- 環境総合計画は、橿原市の環境の保全および創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとの条例の趣旨を踏まえ、計画の対象期間は平成 25 (2013) 年度を初年度、平成 34 (2022) 年度を目標年度とする 10 年間とします。
- 「橿原市第 3 次総合計画」の目標年度が平成 29 (2017) 年度であること、さらに社会経済情勢や様々な環境問題に適切に対応し、計画内容の実現を着実に進めていくとの観点から、平成 30 (2018) 年度を目処に見直しを行います。
- なお、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、国や奈良県の温暖化対策の算定条件と整合を図ることから、基準年度を平成 2 (1990) 年度、目標年度を平成 32 (2020) 年度とします。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
環境総合計画	→					見直し	→				
第 3 次総合計画	→ (後期基本計画)					→ (次期計画・前期)					

1. 6 計画の対象地域

- 本計画の対象地域は、橿原市全域です。ただし、市域周辺の環境や地球的規模の環境へは十分に配慮します。

1. 7 計画の対象範囲

- 私たちの身のまわりには極めて多くの「環境要素」が存在し、「環境」という言葉は多種多様な分野に広がりがあり、それらは相互に関係しています。
- 環境には、場・空間としての森林などの「自然環境」、先人が築き上げてきた文化財、景観資源などの「歴史文化環境」、私たちのライフスタイルを見直すことで健全な状態を保つことが可能となる「生活環境」、「資源循環」、「地球環境」、さらに身近な生活環境を豊かにするという視点での「快適環境」などがあります。
- 本計画が対象とする環境は、身近な生活環境や地域の環境、自然環境から日常生活（ライフスタイル）や地球規模の環境まで幅広くとらえています。
- 加えて、有効的な計画の実行を目指すため、市民・事業者などによる上記分野に関する「参画・協働」も本計画の対象とします。

分野	環境要素
自然環境	動植物生態系、農地、里地里山、森林、河川ほか
歴史文化環境	文化財・景観資源ほか
生活環境	大気、水質、騒音・振動、有害物質ほか
快適環境	公園・緑地、道路・交通、下水道・水路、防災ほか
地球環境	地球温暖化防止、省エネ・創エネ・蓄エネほか
資源循環	ごみの減量化、廃棄物資源リサイクル、廃棄物処理、エネルギー資源循環ほか
参画・協働	環境情報、環境教育、環境学習、パートナーシップほか

1. 8 計画の参画・協働主体

- 本計画の参画・協働主体を以下のように定義します。

主体	構成者
市民等	市民および市民団体 【市民】市内に住み、又は市内で働き、学び若しくは活動する人 【市民団体】環境の保全および創造のための活動を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的として、市民を中心に組織された団体（ボランティア、NPOなど）
事業者	榎原市内において事業（農業を含む）を営むもの
来訪者	旅行、業務などで市外から榎原市に来訪し滞在する人
市（行政）	榎原市各担当部署

第2章 橿原市域の概況と環境の現状

1. 橿原市の概況

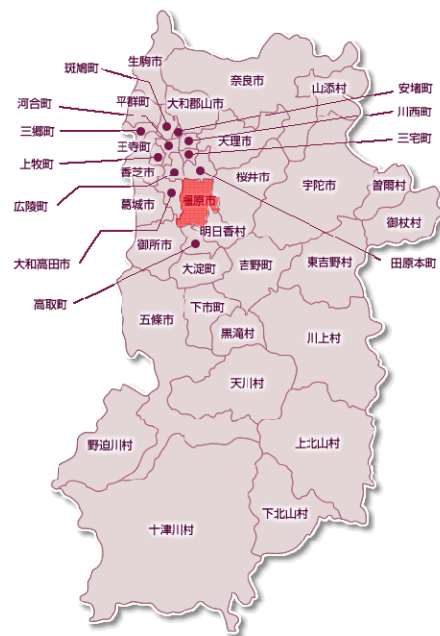
1. 1 位置・地勢

橿原市は奈良県のほぼ中央に位置し、東は桜井市、西は大和高田市、南は明日香村、高取町、北は田原本町と接しています。

面積は 39.52km² で、全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曽我川が流れています。

万葉の時代をしのぼせる大和三山（畝傍山：標高 199m、耳成山：139m、香具山：152m）、また我が国初の都が造営された藤原京跡など、歴史的にも貴重な文化遺産が集積しています。

また JR と近鉄が市内を縦横に走るほか、国道 24 号・165 号・166 号・169 号と道路網も発達し、大阪からは 30～40 分、京都からは約 1 時間、関西国際空港からは約 1 時間と良好な交通の利便性から、京阪神の通勤圏として発展しています。



(奈良県 HP を参考に編集)

図 2.1.1 橿原市の位置

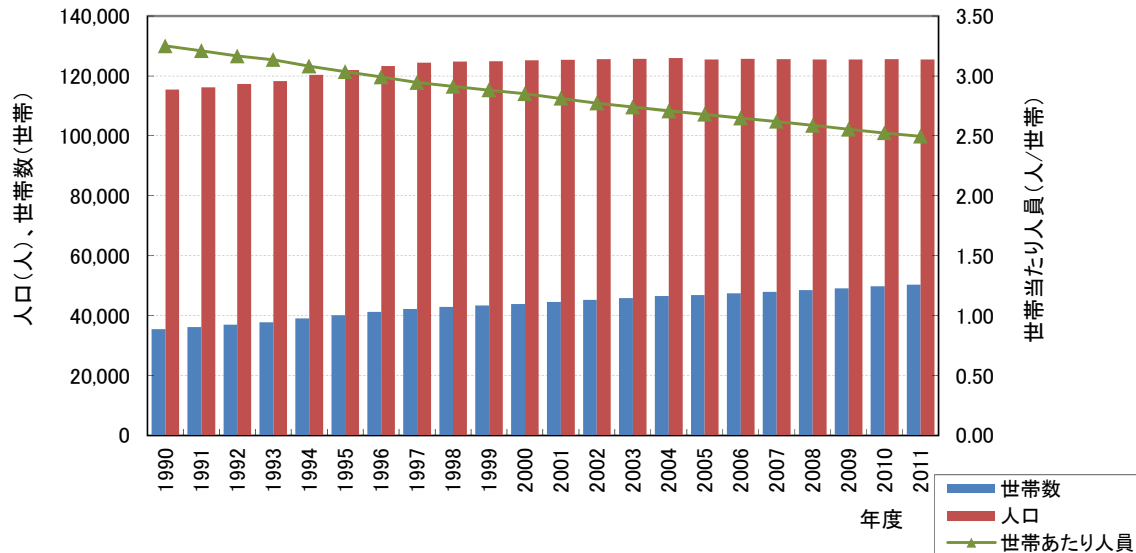


出典：市勢要覧 2009

図 2.1.2 橿原市の位置・地勢など

1. 2 人口・世帯

橿原市の人口は、平成 23 (2011) 年 3 月 31 日現在で 125,493 人となっており、平成 2 (1990) 年から平成 23 (2011) 年までの人口変化をみると、ほぼ横ばい傾向にあります。一方で、核家族化・単独世帯や少子傾向などにより 1 世帯当たりの人員数は、平成 2 (1990) 年の 3.25 人／世帯から平成 23 (2011) 年の 2.5 人／世帯と減少しています。



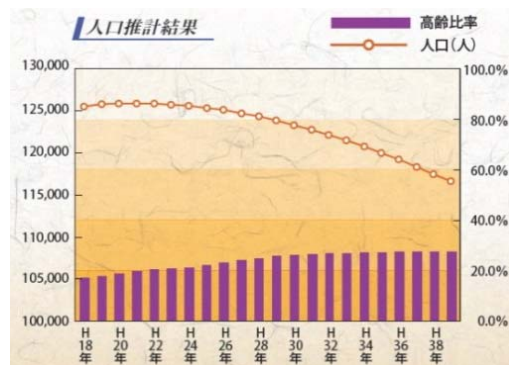
出典：橿原市市民課：各年 3 月 31 日現在

図 2.1.3 橿原市の人口・世帯数の経年変化

<参考> 橿原市第 3 次総合計画による将来人口推計

橿原市第 3 次総合計画によれば、平成 20 (2008) 年の 125,900 人をピークとして、出生率の低下や転出の超過などにより人口の減少傾向に向かい、構想終了年次である平成 29 (2017) 年には 123,360 人となることが予想されている。

これと同時に高齢化の進行も予測されており、今後の人口減少を防ぐために、安心して子供を育てられるまちづくり、若者の定着を図る雇用の場の創出、就業機会の拡大策の展開が必要となっている。



出典：橿原市第 3 次総合計画

参考図-1 橿原市の将来人口

1.3 就 業

平成 21 (2009) 年度の産業別従業者構成比率は、第 1 次産業が 0.1%、第 2 次産業が 18.2% と低く、第 3 次産業の従業者構成比が全体の 8 割を占め、「卸売業、小売業」が全体の 25.0% となっています。

表 2.1.1 産業別従業者数

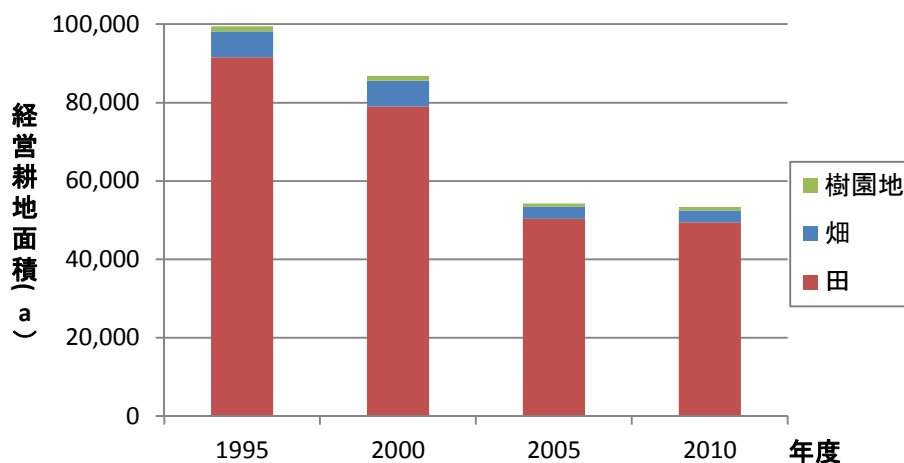
産業大分類		就業者数	比率 (%)
総 数		48,112	
第 1 次産業	農業、林業	56	0.1
	漁業	-	-
	計	56	0.1
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
	建設業	2,332	4.8
	製造業	6,445	13.4
	計	8,777	18.2
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	70	0.1
	情報通信業	236	0.5
	運輸業、郵便業	1,331	2.8
	卸売業、小売業	12,032	25.0
	金融業、保険業	1,093	2.3
	不動産業、物品賃貸業	1,164	2.4
	学術研究、専門・技術サービス業	1,212	2.5
	宿泊業、飲食サービス業	5,711	11.9
	生活関連サービス業、娯楽業	2,699	5.6
	教育・学習支援業	3,996	8.3
	医療、福祉	5,080	10.6
	複合サービス事業	250	0.5
	サービス業 (他に分類されないもの)	3,389	7.0
	公務 (他に分類されないもの)	1,016	2.1
	計	39,279	81.6
分類不能の産業		-	-

出典：平成 21 年経済センサス基礎調査

1. 4 農業・畜産

(1) 農業

平成 22 (2010) 年度の橿原市経営耕地面積 53,351a のうち、92.7% (49,432a) が水田です。また、平成 7 (1995) 年度 (99,478a) に対し 46%減少となっています。



出典：農林業センサス

図 2.1.4 経営耕地面積の経年変化

表 2.1.2 経営耕地面積の経年変化

項目	単位	1995 年度	2000 年度	2005 年度	2010 年度	
農家数	戸	2,349	2,036	1,836	1,684	
農家世帯員数	人	10,748	10,850	7,542	3,277	
経営耕地面積	田	a	91,566	79,010	50,377	49,432
	畑	a	6,632	6,553	3,111	3,074
	樹園地	a	1,280	1,258	760	845
	計	a	99,478	86,821	72,417	53,351

※2005 年度の田、畑、樹園地面積は販売農家分のみ。合計面積には販売、自給農家分を含んでいる。

出典：農林業センサス

(2) 畜産

主要家畜のうち、乳・肉牛、採卵鶏が飼養されており、肉用牛飼養数は減少傾向にあります。

表 2.1.3 家畜・家きん飼養数の経年変化

項目	単位	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
乳用牛	頭	47	59	68	69	64
肉用牛	頭	11	5	3	4	1
豚	頭	-	-	-	-	-
にわとり	採卵鶏	百羽	160	227	230	188
	肉用鶏	百羽	-	-	-	-

出典：県畜産課調べ

1. 5 工業・商業

(1) 工業

平成 21 (2009) 年度での橿原市の製造業事業所は 178 事業所 (県全体の約 7.5%)、製造品出荷額は奈良県全体の 19,848 億円に対し橿原市は 4,290 億円と 21.6%を占めています。

橿原市内では、電子・デバイス・電子回路製造業 (5 事業所) が製造品出荷額全体の 48.7%、次いで輸送用機械器具製造業 (3 事業所) の 22.8%となっており、この 2 業種 (8 事業所) で市全体製造品出荷額の 71.5%を占めています。

従業者数の構成比でみると、輸送機械器具製造業が 27.6%と県全体の 5.0%に比べ大きな値となっており、同業種の県全体製造品出荷額 1,376 億円に対し橿原市では 977 億円と 71.0%を占めています。

その他化学工業、電気機械器具製造業、繊維工業などに特化した構造であることが特徴です。

表 2.1.4 製造業の業種別事業所数、従業者数および製造品出荷額 (平成 21 年)

単 位	橿原市				奈良県			
	事業所数	従業者数	構成比※	製造品出荷額	事業所数	従業者数	構成比※	製造品出荷額
	箇所	人	%	万円	箇所	人	%	万円
総 数	178	5,813	100.0	42,899,203	2,387	65,849	100.0	198,480,855
食品製造業	8	311	5.4	2,895,254	255	8,771	13.3	22,694,650
飲料・たばこ・飼料製造業	3	23	0.4	15,434	47	749	1.1	1,889,779
繊維工業	44	587	10.1	714,168	368	5,822	8.8	7,303,021
木材・木製品製造業	6	67	1.2	111,215	201	2,006	3.0	3,990,056
家具・装備品製造業	1	14	0.2	X	69	1,017	1.5	2,074,603
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	130	2.2	334,858	79	2,303	3.5	5,770,942
印刷・同関連業	6	30	0.5	18,061	97	3,053	4.6	5,819,953
化学工業	14	726	12.5	1,051,015	87	3,156	4.8	7,697,273
石油製品・石炭製品製造業	-	-	0.0	-	4	115	0.2	963,573
プラスチック製品製造業	24	341	5.9	426,052	306	6,611	10.0	13,960,279
ゴム製品製造業	2	13	0.2	X	45	2,413	3.7	5,497,681
なめし革・同製品・毛皮製造業	2	25	0.4	X	42	570	0.9	816,280
窯業・土石製品製造業	4	58	1.0	156,608	101	1,388	2.1	2,561,368
鉄鋼業	2	23	0.4	X	35	751	1.1	3,060,249
非鉄金属製造業	-	-	0.0	-	23	647	1.0	1,913,687
金属製品製造業	13	357	6.1	487,504	208	4,259	6.5	11,128,588
はん用機械器具製造業	5	105	1.8	489,010	59	2,087	3.2	4,869,235
生産用機械器具製造業	10	305	5.2	403,854	106	3,573	5.4	6,705,045
業務用機械器具製造業	1	9	0.2	X	19	2,991	4.5	19,697,885
電子・デバイス・電子回路製造業	5	274	4.7	20,895,775	22	4,451	6.8	34,565,063
電気機械器具製造業	5	666	11.5	4,842,740	46	2,969	4.5	15,699,191
情報通信	-	-	0.0	-	6	192	0.3	282,179
輸送用機械器具製造業	3	1,603	27.6	9,772,269	40	3,322	5.0	13,755,169
その他の製造業	17	146	2.5	123,459	122	2,633	4.0	5,765,106

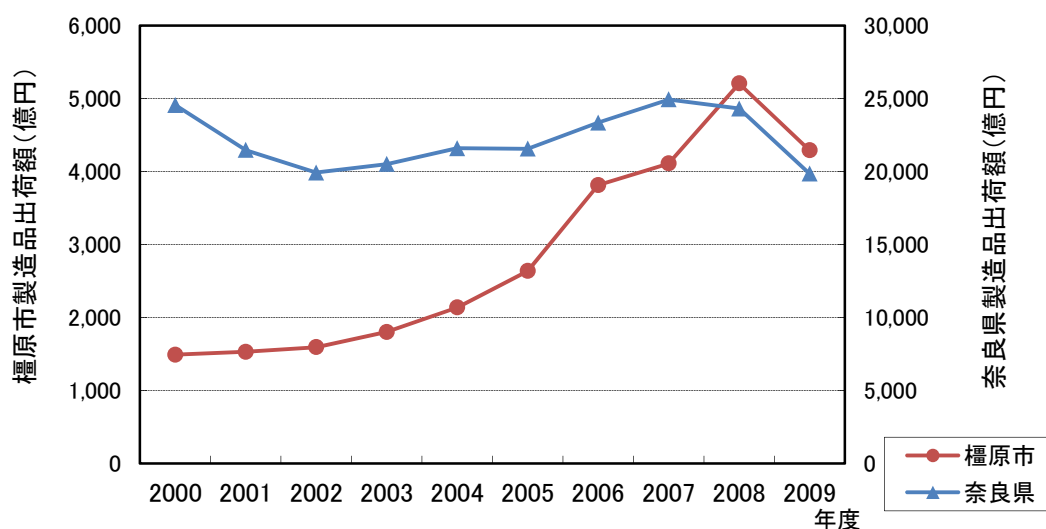
※構成比：従業者数/全従業者数

出典：事業所・企業統計調査

注：表中の符号「X (エックス)」は、該当事業所数が少ないなどの理由で、申告者の秘密を秘匿するために公表できないことを表します。

また、製造品出荷額の経年変化については、橿原市ではこれまで継続的に増加傾向を示してきましたが、平成 20（2008）年度から平成 21（2009）年度にかけて減少に転じています。

この減少は、電子部品、輸送用機械の減少によるところが大きいと考えられます。



出典：事業所・企業統計調査

図 2.1.5 製造品出荷額の経年変化

(2) 商業

橿原市では商店の年間販売額が 419,862 百万円となっており、人口一人あたり販売額では 337 万円と県全体での 239 万円に対して約 1.4 倍となっており、周辺地域から購買層を呼び込む地域となっています。

特に各種商品、自動車・自転車、家具・じゅう器・家庭用機械などで人口一人あたりの販売額が高く、日用品よりも買い回り品に特化した構造となっており、郊外大型店舗などでの購買力が高くなっているものと思われます。

表 2.1.5 業種別商店数、年間商品販売額および人口一人あたり販売額（平成 19 年度）

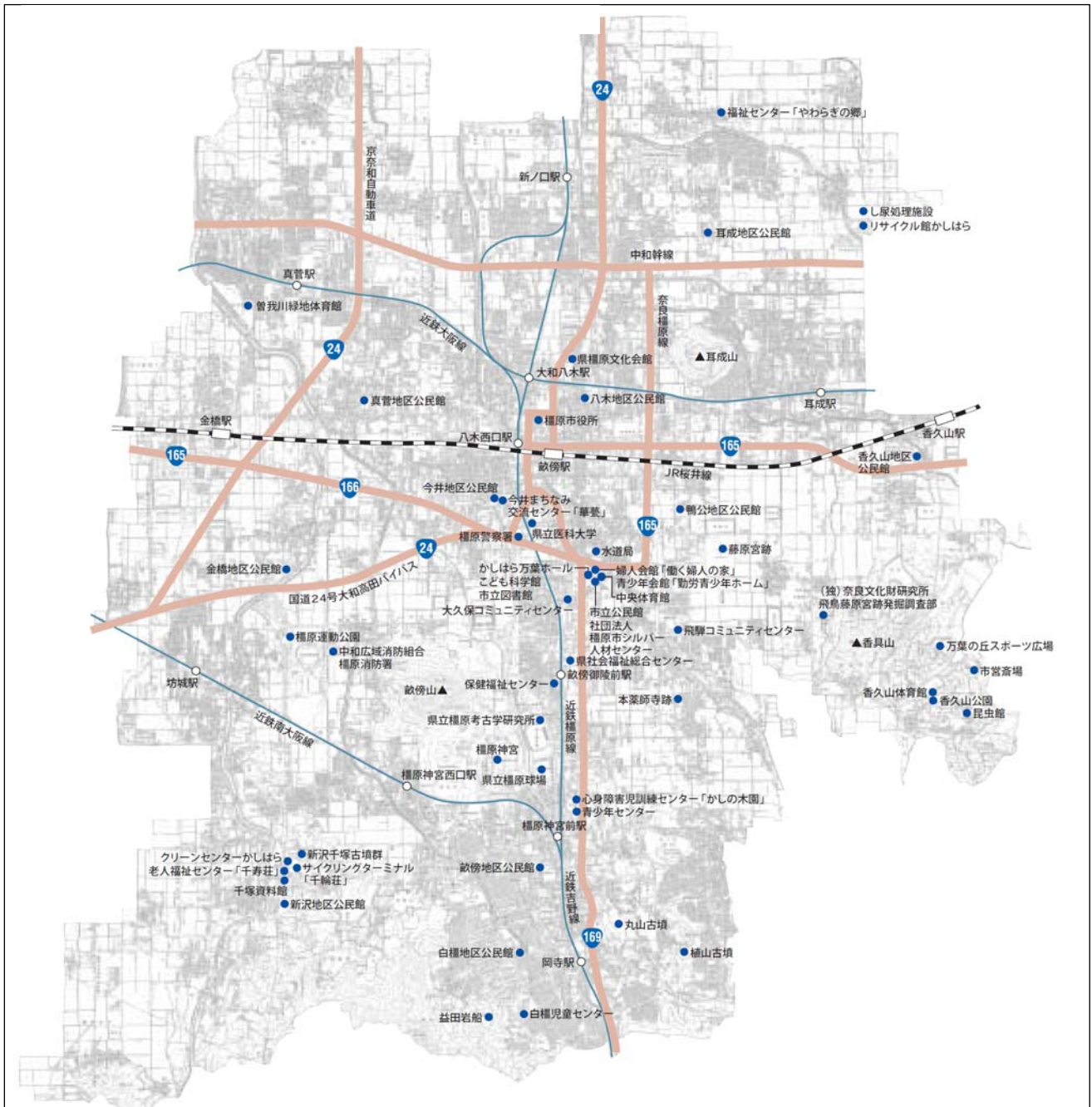
項目	橿原市			奈良県		
	商店数	商品販売額	人口一人あたり販売額	商店数	商品販売額	人口一人あたり販売額
	店	百万円	万円	店	百万円	万円
総数	2,403	419,862	337	24,992	3,376,511	239
卸売業	197	85,734	69	1,928	875,957	62
小売業	1,103	167,064	134	11,532	1,250,277	89
各種商品	10	33,661	27	58	172,675	12
織物・衣服・身の回り品	165	11,951	10	1,679	92,922	7
飲食料品	337	37,958	30	3,818	374,478	27
自動車・自転車	77	25,154	20	665	154,179	11
家具・じゅう器・家庭用機械	93	18,170	15	1,080	114,536	8
その他の小売業	421	40,170	32	4,232	341,488	24

出典：商業統計調査

1. 6 交通

(1) 鉄道

橿原市には東西に奈良駅と高田駅を結ぶ JR 桜井線、大阪と三重県を結ぶ近鉄大阪線、大阪阿部野橋駅と橿原神宮前駅を結ぶ近鉄南大阪線が、南北に大和西大寺駅と橿原神宮前駅を結ぶ近鉄橿原線、橿原神宮前駅と吉野駅を結ぶ近鉄吉野線が走っています。



出典：市勢要覧 2006

図 2.1.6 現況の交通体系図

橿原市内における年間乗車人員でみると、平成 22 (2010) 年度では、JR が 39.2 万人、近鉄では 1,487.8 万人となっており、近年では JR では増加、近鉄では減少傾向にあります。

表 2.1.6 年間乗車人員数 (平成 22 年度)

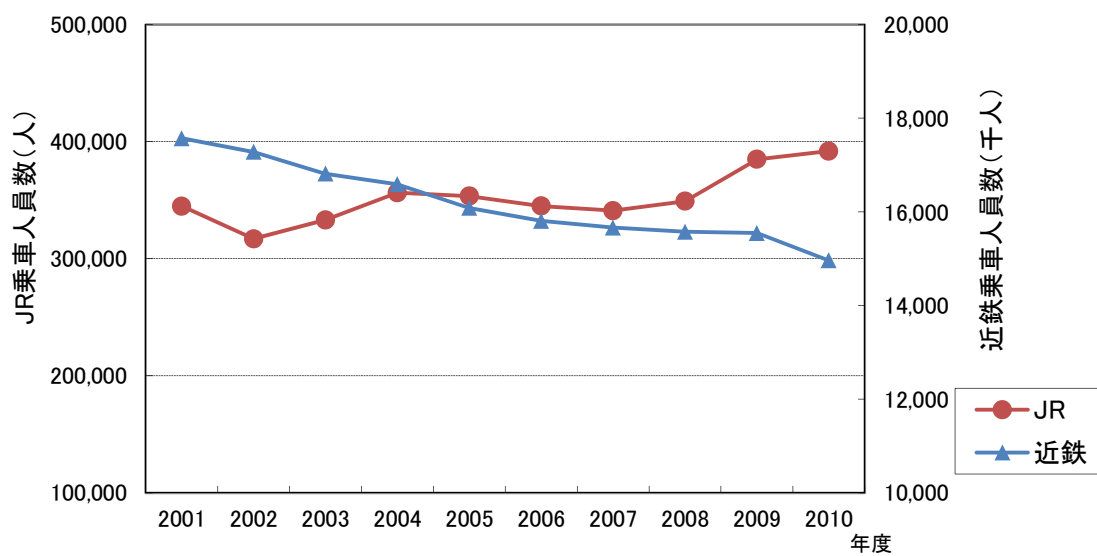
単位：人

JR 西日本			
香久山	畝傍	金橋	計
60,191	163,433	168,169	391,793

近 鉄					
真菅	八木 (含八木西口)	耳成	新ノ口	八木西口	畝傍御陵前
880,251	6,538,022	763,440	743,272	-	696,586

近 鉄				
坊城	橿原神宮西口	橿原神宮前	岡寺	計
634,859	415,704	3,834,496	371,589	14,878,219

出典：各鉄道会社調べ



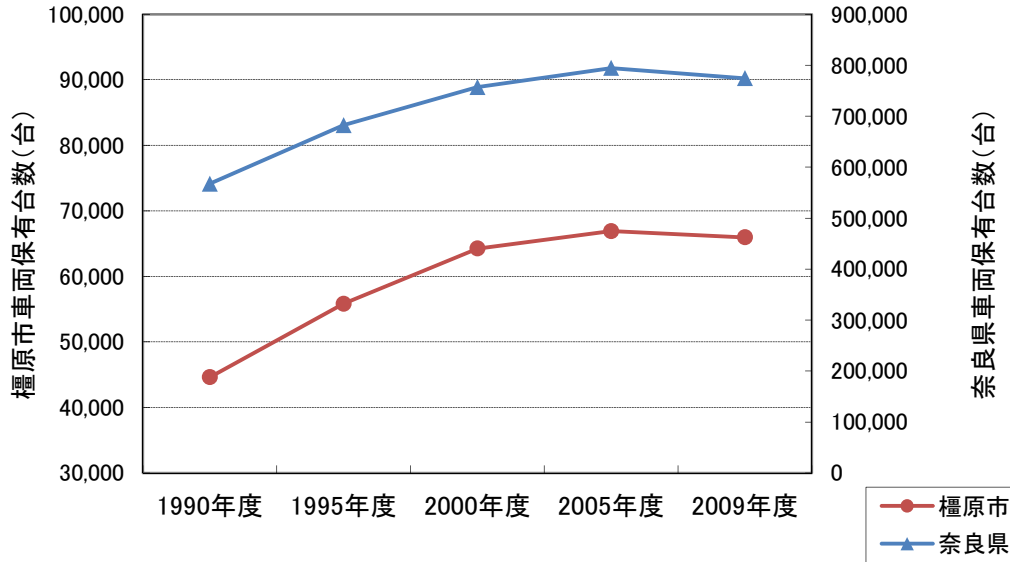
出典：各鉄道会社調べ

図 2.1.7 年間乗車人員数の経年変化

(2) 自動車

平成 21 (2009) 年度の橿原市車両保有台数は 65,952 台で、奈良全体 774,338 台の 8.5%を占めています。

橿原市、奈良県ともに近年では保有台数の伸びは鈍化しています。



出典：奈良県統計年鑑

図 2.1.8 車両保有台数の経年変化

表 2.1.7 車両保有台数の経年変化

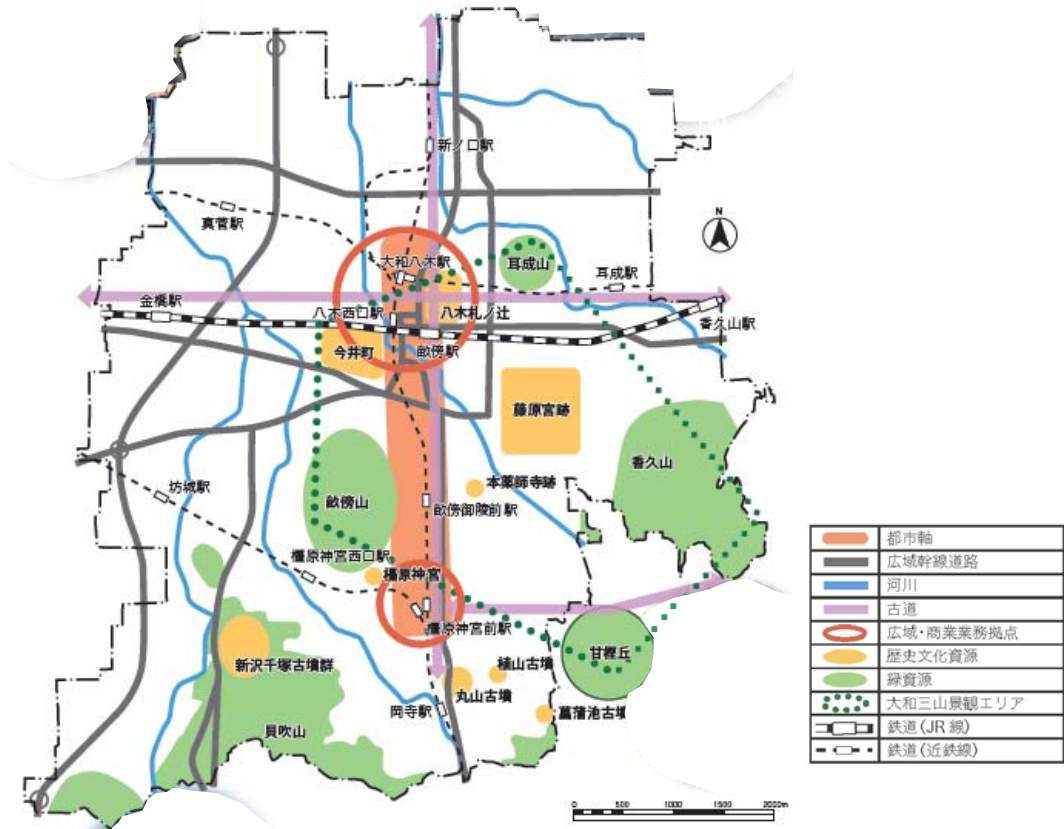
車種		単位	平成 2 年度 (1990)	平成 7 年度 (1995)	平成 12 年度 (2000)	平成 17 年度 (2005)	平成 21 年度 (2009)	
橿原市	旅客	軽乗用車	台	4,917	6,062	11,552	15,214	18,432
		乗用車	台	26,760	34,419	38,953	39,088	36,527
		バス	台	119	148	87	82	77
	貨物	軽貨物車	台	7,052	8,693	7,336	6,318	5,821
		小型貨物	台	4,226	4,192	3,770	3,433	2,738
		普通貨物	台	1,023	1,540	1,614	1,817	1,466
		特殊	台	515	770	941	953	891
計	台	44,612	55,824	64,253	66,905	65,952		
奈良県	旅客	軽乗用車	台	57,203	66,903	118,611	165,963	198,576
		乗用車	台	329,197	410,365	452,605	453,239	423,229
		バス	台	2,081	2,089	2,133	2,240	2,196
	貨物	軽貨物車	台	99,609	116,500	99,776	91,644	84,694
		小型貨物	台	54,451	53,496	47,742	41,997	32,603
		普通貨物	台	17,103	22,554	22,830	25,748	20,510
		特殊	台	7,694	10,563	13,340	13,533	12,530
計	台	567,339	682,470	757,037	794,364	774,338		

※1990 年度は軽自動車の乗用・貨物の各値は得られていないため、1995 年値の構成比を用いて配分した。

出典：奈良県統計年鑑

1. 7 将来の都市構造

橿原市第3次総合計画では、将来の都市づくりの方向性について、以下のように示しています。



出典：橿原市第3次総合計画

図 2.1.9 将来の都市構造図

表 2.1.8 将来の都市構造

都市構造		市の方針
都市の骨格	都市軸	公共・公益施設が集積し歴史文化遺産も近接する本市の2大拠点である大和八木駅周辺から橿原神宮前駅周辺までは都市の中心軸としてふさわしい整備を進め、魅力的な空間形成を図る。
	広域幹線道路	高速道路、国道などの広域幹線道路や都市計画道路などの整備を進め、都市活動を支える利便性と快適性を備えた道路ネットワークの形成を図る。
	鉄道	結節機能の向上を図り、駅周辺の連続的な歩行空間の確保、駐車場・駐輪場の整備、バリアフリー化などを推進する。
	河川	散策などができるサイクリングや歩行者道路など水と緑のうまい環境の形成を図る。
	古道	下ツ道、横大路、阿倍山田道などは市民が生活の中に歴史を感じることのできる環境づくりを図る。
都市中心	広域・商業業務拠点	大和八木駅および畝傍駅周辺地区（中心核）と橿原神宮前駅周辺地区（サブ核）は土地の高度利用を推進し、既存の商業・サービス機能の再編・活性化と交流あふれる広域拠点づくりを図る。
都市の資源	歴史文化資源	今井町や八木札の辻地区、藤原宮跡、橿原神宮、本薬師寺跡、新沢千塚古墳群などの景観の維持・保全に努め、市民が歴史文化を感じることのできる空間として整備を進める。
	緑資源	大和三山および貝吹山は、自然や歴史文化遺産に触れる市民の憩いの場として緑の保全に努める。
大和三山景観エリア		本市の象徴的景観を形成する大和三山、今井町および甘樫丘に囲まれた地域は、歴史的景観の保全と活用を図り、さらに良好な眺望景観の確保に配慮した土地利用を進める。

※橿原市第3次総合計画を編さん

2. 橿原市の環境の現状

2. 1 自然環境

(1) 気象

県農業総合センター（四条町）観測による7カ年平均の月別平均気温、降水量を下図に示しています。7年間平均での年平均気温は約15.5度、年間降雨量は1,263.0mmです。

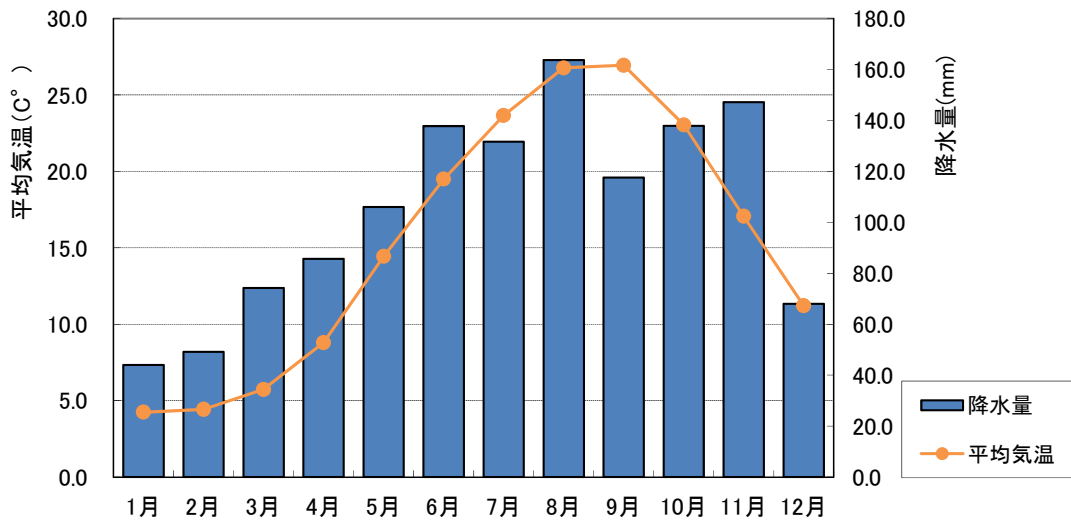
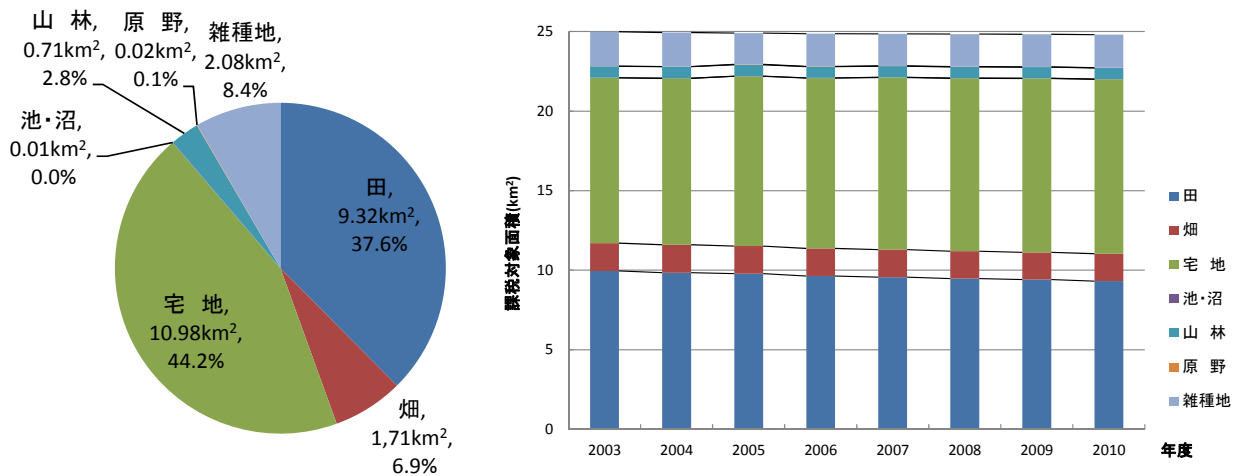


図 2.2.1 月別平均気温および降水量 (平成 16～22 年平均)

(2) 土地利用

平成 22 (2010) 年度課税対象面積 24.8km²のうち、宅地が 44.2%を占め、次いで田が 37.6%を占めています。

また、経年変化をみると宅地の増加、水田の緩やかな減少傾向が続いています。



出典：橿原市税務課・概要調査

図 2.2.2 地目別面積

2. 2 歴史的文化環境

(1) 市内の歴史的文化財

橿原市では藤原宮跡にまつわる史跡や、室町時代の敷地割を伝える寺内町として全国的に著名な今井町など歴史・文化的に価値の高い数多くの歴史・文化的資源が古代より受け継がれており、市民にとって貴重な財産となっています。

表 2.2.1 橿原市文化財

区 分		国		県	市	計	
		国 宝	重要文化財				
有形文化財	建造物	0	16	4	7	27	
	美術工芸品	彫刻	0	2	4	2	8
		工芸品	0	0	1	0	1
		書跡	0	0	0	6	6
		歴史資料	0	0	0	1	1
		考古資料	1	9	4	1	15
	重要美術品		1	0	0	1	
登録有形文化財		19	0	0	19		
記念物	史 跡	特別史跡	史 跡	3	0	10	
		2	5				
	名 勝	特別名勝	名 勝	1	0	2	
0	1						
民俗文化財	無形民俗文化財		0	2	0	2	
	有形民俗文化財		0	0	1	1	
伝統的建造物群		重要伝統的建造物群保存地区		0	0	1	
		1					
合 計			57	19	18	94	

出典：橿原市 HP

【今井町のまちなみ】

今井町のまちなみは「美しい国づくり政策大綱」（平成 15 年 7 月 国土交通省）でも“歴史的な景観”の代表として掲載されています。本大綱の具体的施策の 1 つには「多様な担い手の育成と参画推進」とあり、市民団体などの活動が重要視されています。

歴史的街なみの保全と整備

街なみ環境整備事業による助成等により、歴史的街なみを保存するとともに、周囲の歴史的景観と調和のとれた街路を身近なまちづくり支援街路事業により整備



奈良県橿原市今井町

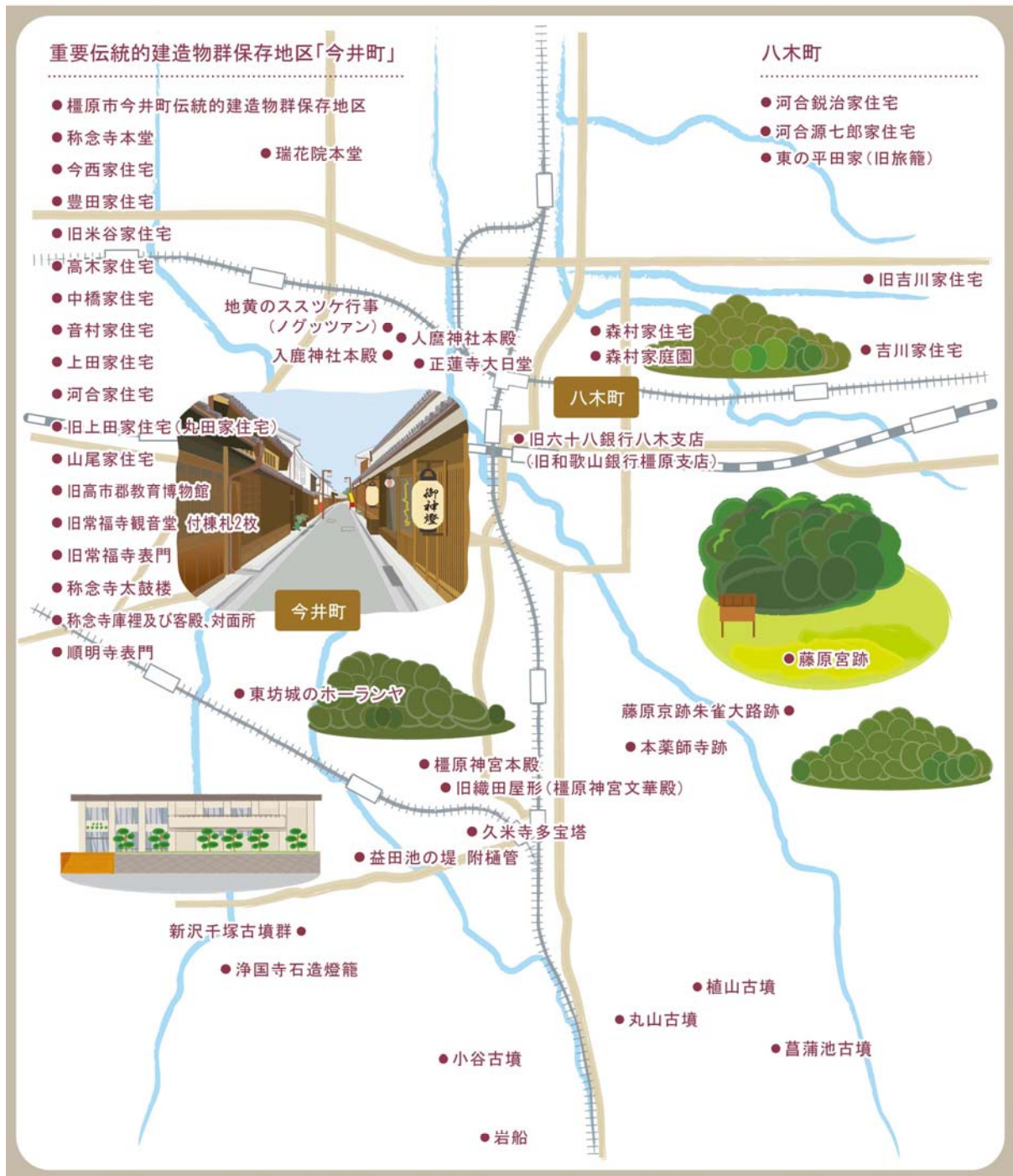


出典：国土交通省 HP 美しい町づくり政策大綱

表 2.2.2 橿原市分類別文化財

史跡		
国指定文化財		
藤原宮跡	本薬師寺跡	菖蒲池古墳
丸山古墳	新沢千塚古墳群	藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡
植山古墳		
県指定文化財		
小谷古墳	岩船	益田池の堤附樋管
名勝		
国指定文化財		
大和三山(香具山・畝傍山・耳成山)		
県指定文化財		
森村家庭園		
建造物		
国指定文化財		
橿原神宮本殿	人麿神社本殿	瑞花院本堂
正蓮寺大日堂	旧織田屋形(橿原神宮文華殿)	久米寺多宝塔
称念寺本堂	今西家住宅	豊田家住宅
旧米谷家住宅	高木家住宅	中橋家住宅
音村家住宅	上田家住宅	河合家住宅
森村家住宅		
県指定文化財		
吉川家住宅	旧上田家住宅(丸田家住宅)	山尾家住宅
旧高市郡教育博物館		
市指定文化財		
順明寺表門	旧常福寺観音堂付棟札2枚	入鹿神社本殿
称念寺太鼓楼	旧常福寺表門	称念寺庫裡および客殿、対面所
東の平田家(旧旅籠)		
登録有形文化財		
旧六十八銀行八木支店(旧和歌山銀行橿原支店)	河合家住宅-主屋、乾蔵、内蔵および渡廊下、露地門、離れ座敷および茶室、長屋門、境界塀-	河合源七郎家住宅-主屋、離れ座敷および茶室、内蔵、外蔵、中門および塀、貴賓口、境界塀-
奈良県立畝傍高等学校-本館北館、本館南館、本館渡廊下、倉庫(旧動力室)-		
伝統的建造物群		
重要伝統的建造物群保存地区		
橿原市今井町伝統的建造物群保存地区		
有形文化財		
国指定文化財		
正蓮寺木造大日如来坐像	国分寺木造十一面観音立像	奈良県藤ノ木古墳出土品
水注形土器	奈良県橿原遺跡出土品	大和国高市郡牽牛子塚古墳出土品
大和唐古遺跡遺跡出土品	大和御坊山第三号墳出土品	奈良県メスリ山古墳出土品
太安万侶墓誌	奈良県島の山古墳出土品	奈良県黒塚古墳出土品
県指定文化財		
木造聖徳太子立像(南無仏太子)	木造天部立像	木造地藏菩薩立像
正覚寺木造大日如来坐像	鐘	圭頭太刀
銅鐸	下池山古墳出土品	大和天神山古墳出土木棺
市指定文化財		
木造南無仏太子立像	木造阿弥陀如来坐像	明智光秀 今井郷惣中宛書状
町中掟書家持借家印形帳	織田信長今井郷惣中赦免状	御支配御替リニ付町中家持借家判形帳
大和国十市郡之内上品寺村検地帳	和州十市郡木原村御検地帳	坪井遺跡出土 人物線刻土器
今井町絵図	百人一首絵馬	
重要美術品		
浄国寺石造燈籠		
無形文化財		
県指定文化財		
東坊城のホーランヤ	地黄のスツケ行事(ノグツァン)	

出典：橿原市 HP



- 大和三山(香具山・畝傍山・耳成山)
- 木造聖徳太子立像(南無仏太子)
- 木造天部立像
- 木造地藏菩薩立像
- 木造大日如来坐像(正覚寺)
- 鍮
- 木造南無仏太子立像
- 木造阿弥陀如来坐像
- 明智光秀今井郷惣中宛書状
- 織田信長今井郷惣中宛赦書状
- 町中掟書家持借屋印形帳
- 御支配御替リニ付町中家持借家判形帳
- 大和国十市郡之内上品寺村検地帳
- 和州十市郡木原村御検地帳
- 今井町絵図
- 木造大日如来坐像(正蓮寺)
- 木造十一面観音立像
- 水差形土器
- 大和新沢千塚126号墳出土品
- 橿原遺跡出土品
- 坪井遺跡出土 人物線刻画土器
- 百人一首絵馬

資料：橿原市 HP

図 2.2.3 橿原市内文化財マップ

(2) 市内の歴史的景観

橿原市は、古代から現代までの多様で重要な歴史の足跡が刻まれてきた都市であり、それは現在の我々の生活と隣り合わせです。「歴史都市としての個性」は橿原市のあらゆる景観形成の前提となります。

そこで橿原市では「橿原市景観計画」の中で歴史的景観については「歴史都市としての個性ある景観形成を進める」という柱として掲げています。主な内容は以下のとおりです。

1	都市の顔としての景観を形成する
	中心市街地や幹線道路沿道など、多くの人の目に触れ、都市の第一印象となる場所について、都市の顔として、これにふさわしい質の高い景観の形成を図る。
2	自然・田園の風景を保全形成する
	景観の骨格となる丘陵地、河川などの自然環境や、生活環境の背景でもある田園地区の維持・保全を図るとともに、これらによって形づくられる風景を尊重した景観の保全・形成を図る。
3	身近な生活環境の景観を保全形成する
	今も昔からの姿が生き続ける集落や、新たに形成された住宅地など、市民の身近な生活環境として、各地区の特性を活かした景観の保全・形成を進めるとともに、地区住民による自主的な景観づくりの促進を図る。



出典：橿原市 HP（大和三山、藤原宮跡）
奈良県 HP（今井町、橿原神宮）

2. 3 生活環境

(1) 生活排水

① 生活排水の排出状況

橿原市における生活排水の排出状況は下表の通りであり、下図のように処理されています。

表 2.2.3 生活排水の状況

排出形態	単位	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
1. 計画処理区域内人口	人	125,608	125,515	125,454	125,605	125,493
2. 水洗化、生活雑排水処理人口	人	78,446	80,327	83,343	84,752	87,195
①コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0
②合併処理浄化槽	人	11,149	11,788	12,463	12,241	12,746
③下水道	人	67,297	68,539	70,880	72,511	74,449
④農業集落排水処理施設	人	0	0	0	0	0
3. 水洗化、生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	30,984	30,073	28,114	27,552	25,916
4. し尿収集人口	人	16,178	15,115	13,997	13,301	12,382
5. 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
6. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0

出典：環境の概要

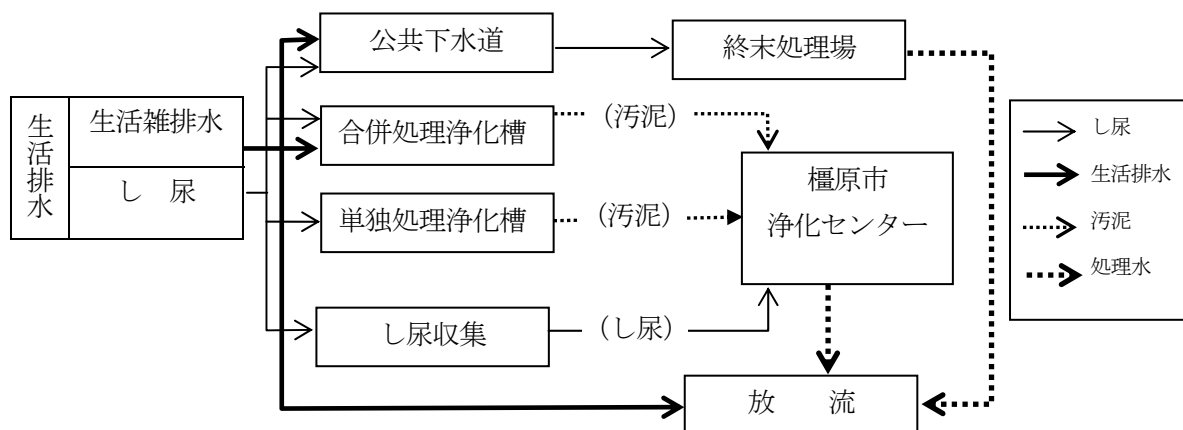


図 2.2.4 生活排水の処理フロー

出典：環境の概要

② 生活排水対策

河川汚濁の原因の大半は生活排水によるものとなっていることから、河川の浄化を進めるにあたっては、公共下水道の整備とともに、家庭からの生活排水を抑制することも重要な課題となっています。

橿原市の河川が流入する大和川は、全国一級河川の中でも有数の汚れた河川となっており、流域市町村と住民が一体となって浄化を進める必要があることから、平成 5（1993）年 11 月に建設省（当時）、大阪府、奈良県および流域 38 市町村で平成 12（2000）年までに良好な水環境へ改善することを目的として「大和川清流ルネッサンス協議会」が設立され、平成 6（1994）年 11 月に「大和川清流ルネッサンス 21」計画が策定されました。

その成果として水質改善成果は徐々に現れてきましたが、他河川の水質改善の歩みもあり、水質は最悪のランクにとどまっていました。

その後、生活排水対策の効果を把握するための調査の実施、流域全体への浄化活動推進の普及・啓発を目的として平成 14（2002）年 10 月に第 2 期水環境改善緊急行動計画「大和川清流ルネッサンスⅡ」が策定されました。

この計画の中では、水質汚濁の原因の 8 割以上は生活系の排出負荷が原因であるとして、家庭からの生活排水対策の重要性が位置づけられています。

また、橿原市独自の活動として、毎年 2 月に近鉄大和八木駅前での街頭キャンペーン、台所での水質改善や浄化槽の適正な維持管理、または下水道の早期接続などを PR しています。

さらに、平成 13（2001）年度より環境教育の一環として市内の小学校 4 年生を対象に生活排水対策に関する授業を実施しているほか、平成 18（2006）年度よりかしはら万葉ホールや市内大規模小売店舗において環境啓発パネル展を実施しています。

また平成 6（1994）年 11 月より飛鳥川流域の市町村（橿原市・川西町・三宅町・田原本町・明日香村）で構成される飛鳥川流域生活排水対策推進会議を設立し、「水遊びのできる川づくり」を目指し、廃食用油の回収、毎年秋の飛鳥川周辺のパトロール、街頭キャンペーン、さらに平成 9（1997）～12（2000）年度に橿原夢まつり、平成 13（2001）年度よりかしはら商工まつりにおいて、飛鳥川に生息する川魚などの水槽展示や生活排水クイズなど啓発物品の配布の実施などの活動を行っています。

表 2.2.4 廃食用油回収実績

年 度	回収量 (L)
平成 18 年度	8,186
平成 19 年度	9,406
平成 20 年度	8,750
平成 21 年度	10,183
平成 22 年度	9,857

出典：環境の概要

③ 下水道、し尿処理収集および浄化槽汚泥量の動向

平成 22 (2010) 年度での公共下水道普及率は 67.8%となっています。公共下水道の普及とともに、し尿収集、浄化槽汚泥量は今後、減少傾向に向うこととなります。

表 2.2.5 下水道、し尿処理収集および浄化槽整備の経年変化

項 目		単位	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)
公 共 下 水 道	公共下水道認可区域	ha	1,546.4	1,546.4	1,546.4	1,546.4	1,786.6
	処 理 区 域 面 積	ha	847.5	871.4	886.4	907.1	928.2
	処理区域計画人口	人	79,138	80,381	81,389	83,076	85,113
	総 人 口	人	125,608	125,515	125,454	125,605	125,493
	普 及 率	%	63.0	64.0	64.9	66.1	67.8
	水洗便所取付戸数	戸	29,467	30,818	32,238	33,508	34,733
し尿 処 理 ・ 浄 化 槽	浄 化 槽 人 口	人	42,133	41,861	40,577	39,793	38,662
	し 尿 収 集 人 口	人	16,178	15,115	13,997	13,301	12,382
	年間総処理(収集)量	kl	30,062	28,763	26,920	25,492	24,915

出典：環境の概要

(2) 水質汚濁

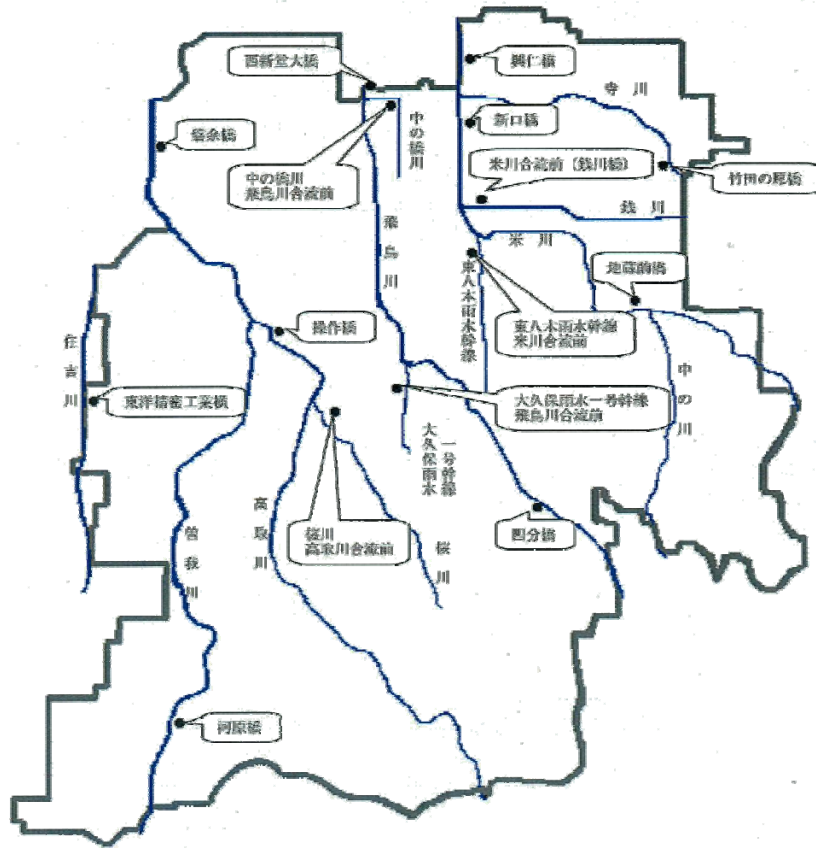
本市を流れる河川のうち、曾我川、飛鳥川、寺川が類型指定されており、曾我川、寺川は市内全域において C 類型、飛鳥川では神道橋より上流で A 類型、それより下流では C 類型となっています。

表 2.2.6 環境基準水域類型指定状況

水域名	認定年月日	当該類型	達成期間	暫定目標
曾我川 (高取川合流部より上流)	S55.6.6	C	イ	
曾我川 (高取川合流部より大和川合流部まで)	S55.6.6	C	ハ	
寺川 (立石橋から大和川合流部まで)	S57.2.23	C	ハ	
飛鳥川 (神道橋より上流)	S57.2.23	A	ハ	B
飛鳥川 (神道橋から大和川合流部まで)	S57.2.23	C	ハ	

※達成期間は、イ:直ちに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成、暫定は5年以内で可及的速やかに達成。

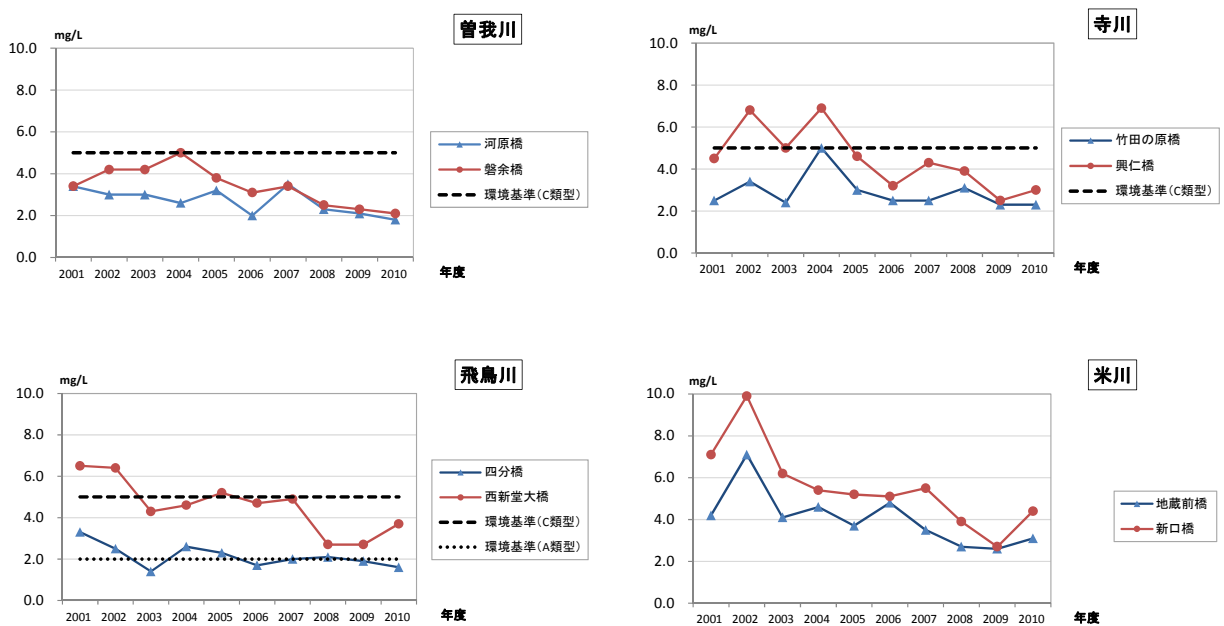
出典：環境の概要



出典：環境の概要

図 2.2.5 市内主要河川および水質観測地点

市内における各河川の BOD の経年変化は次の通りです。



出典：環境の概要

図 2.2.6 市内各河川の BOD 経年変化

表 2.2.7 市内各河川の状況

河川名	河川概況	汚濁状況
曾我川	御所市より橿原市西部を流れる。市内河川ではもっとも流量が多い。 中流部では工場排水が多量に流入していたが現在、工場排水は公共下水道に接続されている。下流部は住宅地となり、生活排水による負荷が多くなっている。	<ul style="list-style-type: none"> • pH、BOD、SS、DO は環境基準を満足している。 • 平成 22 年度は上流部、下流部ともに平成 21 年度を若干下回っている。 • 健康項目にかかる物質はいずれも基準を上回る数値は検出されていない。
飛鳥川	明日香村より橿原市中心部を流れ、田原本町へと流れる。万葉集に詠まれるなど歴史的に由緒ある河川である。	<ul style="list-style-type: none"> • pH、SS、DO は環境基準を満足している。 • BOD は近年においては上流部、下流部ともにほぼ環境基準を満足している。 • 健康項目にかかる物質はいずれも基準を上回る数値は検出されていない。
寺川	桜井市内から市内北部を流れ、田原本町へと流れる。	<ul style="list-style-type: none"> • pH、BOD、SS、DO は環境基準を満足している。 • BOD は上流部で平成 16 年度に 5mg/l と高い値を示したが、それ以外は 2.5～3.5mg/l で横ばいである。 • 健康項目にかかる物質はいずれも基準を上回る数値は検出されていない。
高取川	曾我川の支川で明日香村から白樫ニュータウン内を流れ、曾我町で曾我川と合流する。	<ul style="list-style-type: none"> • BOD はここ数年は 3～4.5mg/l となっている。 • 健康項目にかかる物質はいずれも基準を上回る数値は検出されていない。
米川	寺川の支川で桜井市から耳成山付近を流れ、寺川に合流する。汚濁の大部分は生活排水と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> • BOD は上流部で 3.0 mg/l 前後の範囲にある。中流から下流にかけては住宅地を経る間に汚濁が進んでいたが、近年は改善方向にある。 • 健康項目にかかる物質はいずれも基準を上回る数値は検出されていない。
住吉川	葛城川の支川で、大和高田市との境界上にあり、橿原市を出てから合流する。市内区間は短く、橿原市に由来する汚濁は少ないと考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> • BOD は数年前は 5mg/l となっていたが、近年は 3.0mg/l 前後であり、改善の傾向にある。 • 健康項目にかかる物質はいずれも基準を上回る数値は検出されていない。

出典：環境の概要

(3) 騒音、大気汚染

① 一般環境騒音

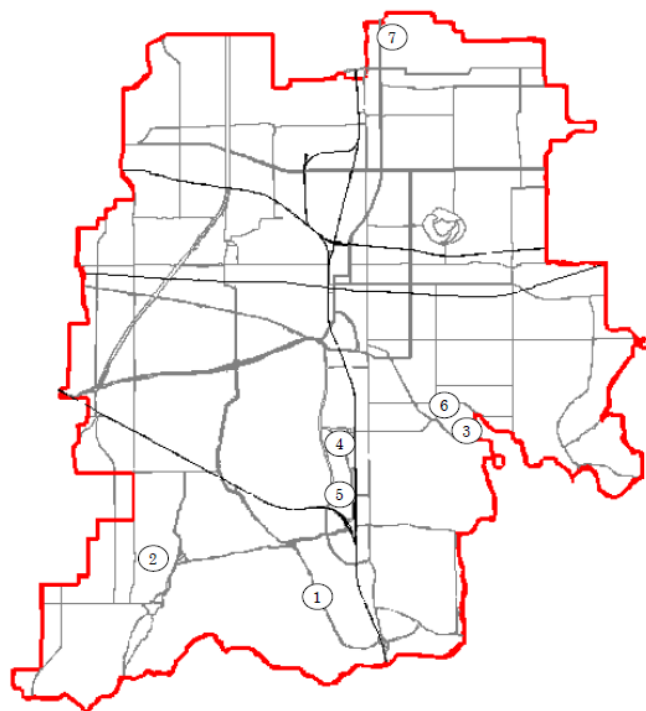
平成 22 (2010) 年度市内 7 カ所での測定結果によれば、すべての地点で環境基準を満足しています。

なお、測定評価に関しては等価騒音レベル (LAeq) を採用し、A 類型には第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、B 類型には第 1 種住居地域、C 類型には近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の基準を適用しています。

表 2.2.8 一般環境騒音測定結果 (平成 22 年度)

測定地点		類型	用途区域	騒音レベル dB (A)	
				昼間	夜間
①白檀町	阿弥陀池公園横	A	第 1 種低層住居専用地域	43.0	33.6
②川西町	県営榎原団地中央集会所前	A	第 1 種中高層住居専用地域	43.9	33.5
③上飛驒町	日高山団地前	B	第 1 種住居専用地域	46.6	37.1
④畝傍町 9-1	保健福祉センター前	C	近隣商業地域	43.7	39.8
⑤久米町	県営榎原球場南側	C	商業地域	50.8	46.6
⑥法花寺町	緑ヶ丘住宅公園	C	準工業地域	47.8	38.9
⑦十市町	箱塚荘園内	C	工業地域	42.4	36.2

出典：環境の概要



出典：環境の概要

図 2.2.7 一般環境騒音測定地点

② 大気汚染

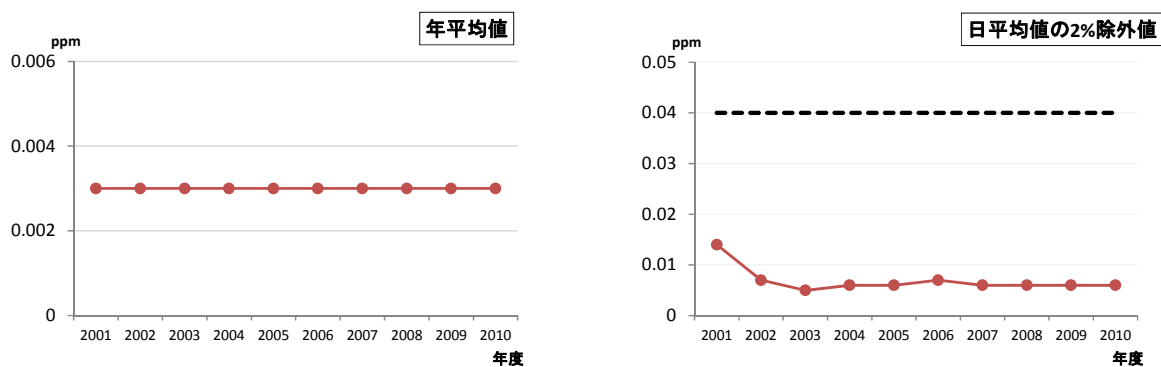
大気汚染については自動車排出ガスによる影響調査のために、橿原市役所に測定局を設置しています。

経年変化は下図に示すとおり、いずれの項目も環境基準を満足しています。

表 2.2.9 環境基準達成状況

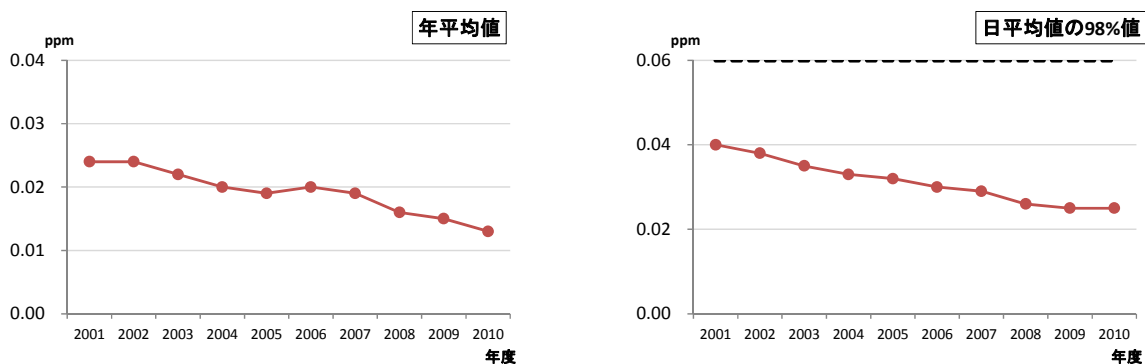
項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質
基準	日平均値 0.04ppm 以下 かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下	日平均値 0.04 ～0.06ppm の ゾーン内又はそ れ以下	日平均値 10ppm 以下か つ 8 時間値 20ppm 以下	日平均値 0.1mg/m ³ 以下 かつ 1 時間値 0.20mg/m ³ 以下
長期的評価	○	○	○	○
短期的評価	○	○	○	○

出典：環境の概要



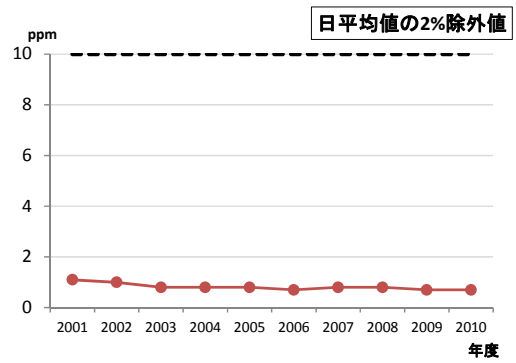
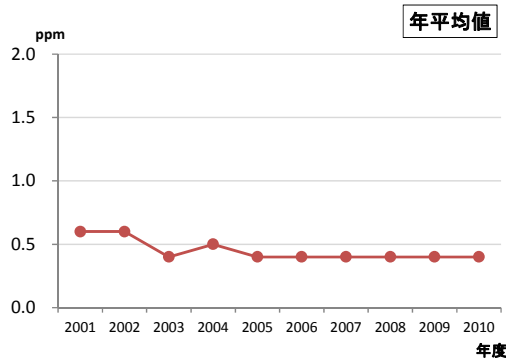
出典：環境の概要

図 2.2.8 二酸化硫黄 (SO₂) の経年変化



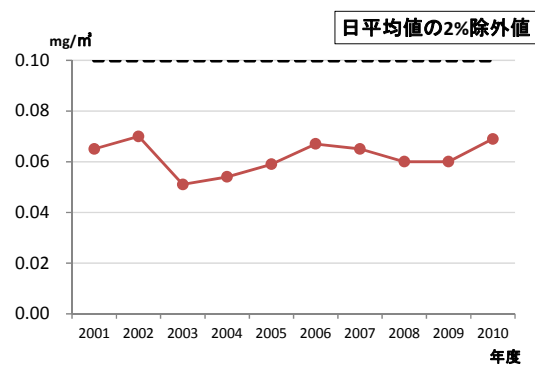
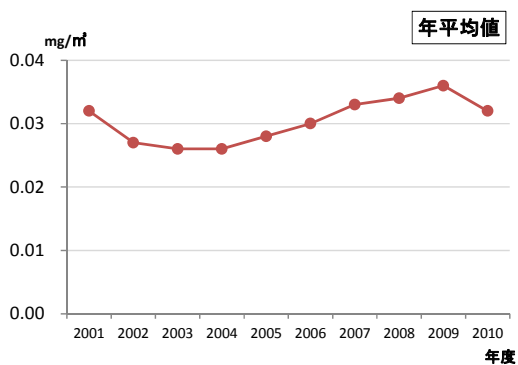
出典：環境の概要

図 2.2.9 二酸化窒素 (NO₂) の経年変化



出典：環境の概要

図 2.2.10 一酸化炭素 (CO) の経年変化



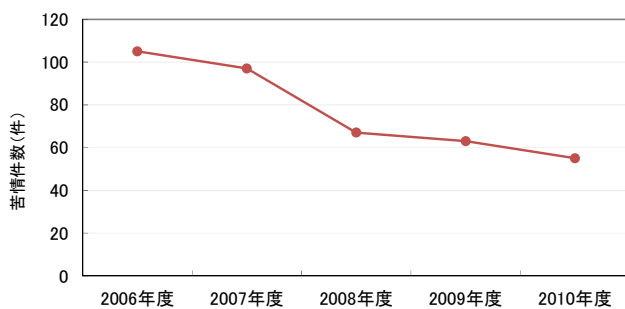
出典：環境の概要

図 2.2.11 浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化

(4) 公害の苦情

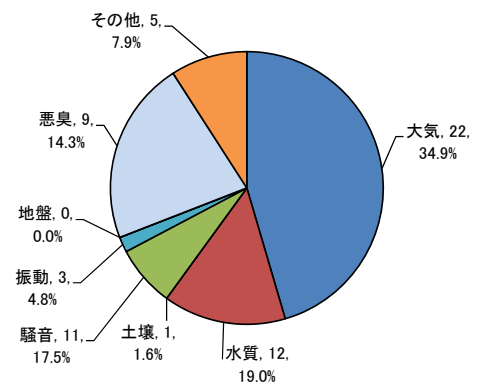
平成 22 (2010) 年度での公害に関する苦情は 55 件であり、前年に比べ 8 件減少しており、過去 5 年でみても減少傾向にあります。

苦情の内訳では焼却行為による大気汚染、次いで水質による苦情が多くなっています。



出典：環境の概要

図 2.2.12 公害苦情直接受理件数



出典：環境の概要

図 2.2.13 公害苦情の内訳

(5) 廃棄物処理

① 事業沿革

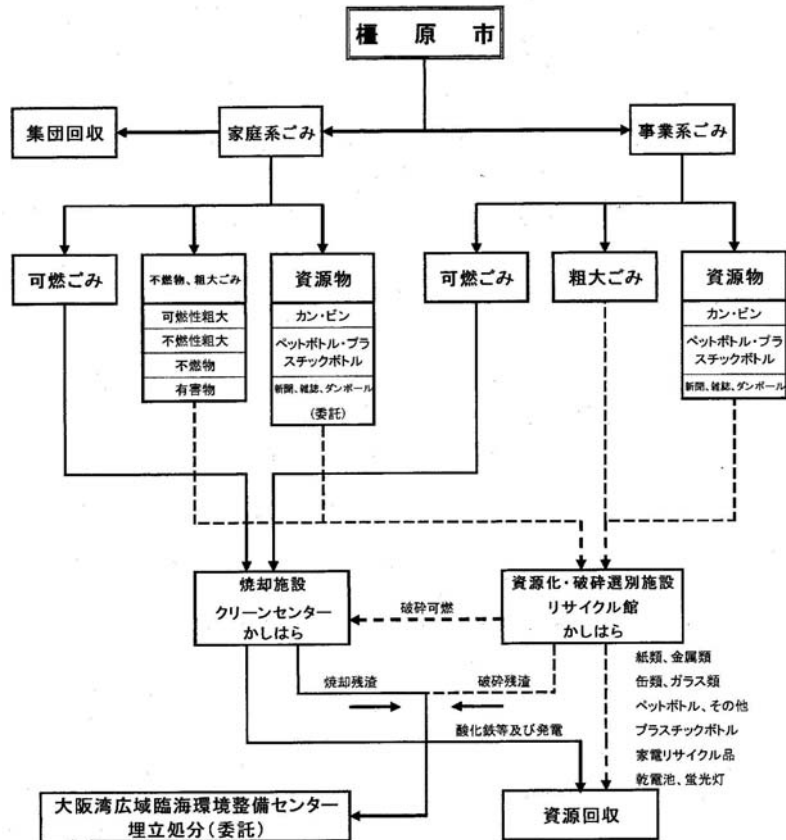
ごみ処理事業の沿革は以下の通りです。

昭和 31 年	市制が始まりゴミの有料化（申し込み制）となる。
昭和 32 年	川西町に塵芥処理場「川西衛生センター」が開設される。
昭和 45 年	2代目ごみ焼却施設（60 t／日）が川西町に完成する。
昭和 47 年	市内全域ごみ無料収集を実施、「清美事務所」と改称する。
昭和 53 年	3代目ごみ焼却施設（180 t／日）が完成する。
昭和 63 年	中高層マンションにはコンテナ収集を実施する。
平成 4 年	再資源集団回収（有価物回収団体に対する報奨金交付）を実施する。
平成 7 年	資源ごみ（ビン、カン）の分別収集を開始する。
平成 13 年	市民のリサイクル活動拠点、ごみ分別再生利用機能を有するリサイクル館かしはらが東竹田町に完成する。 資源ごみ（PET、プラスチックボトル）の分別収集を開始する。
平成 15 年	市指定ごみ袋によるごみ収集（有料化）を開始する。 新聞・雑誌・ダンボールの分別収集を開始する。
平成 17 年	安全焼却、公害防止、エネルギーの有効利用を実現した最新設備の焼却炉（255 t／日）が稼働を始める。

出典：環境の概要

② ごみ処理の流れ

橿原市でのごみ処理の流れは以下の通りです。



出典：橿原市一般廃棄物処理基本計画

図 2.2.14 ごみ処理の流れ

③ ごみ処理量の推移

橿原市でのごみ処理量の推移は、年間排出量、一人あたり排出量ともに横ばい状態です。

表 2.2.10 ごみ処理の経年変化

項目	単位	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)
年間排出量	t	42,504	40,106	39,522	39,216	39,495
収集量	t	23,861	23,180	22,526	22,425	22,211
持ち込み量	t	18,643	16,926	16,996	16,791	17,284
1人・1日平均排出量	g	927	872	863	856	862

出典：環境の概要

④ ごみの減量対策

橿原市ではごみの減量と資源の有効利用を目的として、以下のような対策を実施しています。

表 2.2.11 ごみの減量対策

項目	内容
再資源集団回収報償金制度	地域住民団体に対し、再生資源ごみ（古紙類、古繊維およびアルミ缶）の集団回収に対して報償金を交付している。
家庭用生ごみ処理機購入補助事業	電動式生ごみ処理機および生ごみ処理容器購入者に対し購入補助を行っている。
廃プラスチック処理負担事業	施設園芸などにより排出される園芸用廃プラスチックの処理の適正を図り、環境の保全と施設園芸の健全な発展の促進を図る。 橿原市園芸用廃プラスチック適正処理推進協議会により運営され、園芸用廃プラスチックの排出量の把握、収集計画の策定、収集方法の改善および啓蒙指導、適正処理に関する調査および検討などを行う。
ごみ有料化事業	家庭からの可燃ごみの排出において、市指定ごみ袋を購入、使用することで、ごみ減量化による環境保全と、ごみ処理経費が抑制されることを目的とし、指定ごみ袋の製作・販売を行なっている。
ごみの減量とリサイクル啓発事業	3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践していけるよう、意識向上を図ることを目的とし、以下の活動を行なっている。 ・施設見学、視察などの案内対応（随時実施） ・リサイクルフェアの実施（年2回 8月と2月） ・ブックフェア（古本の譲渡）の実施（毎月2回） ・子育て支援リサイクルフェア（年1回） ・ごみ減量・リサイクル・温暖化防止のポスター・標語の募集 ・エコキッズ探検隊（リサイクル工場見学・年1回）

出典：環境の概要、および橿原市 HP より編さん

⑤ リサイクル

循環型社会の実現を目指し、リサイクル活動の拠点である「リサイクル館かしはら」では資源の再利用化を実施しています。資源ごみの処理量および再資源量は下図の通りです。

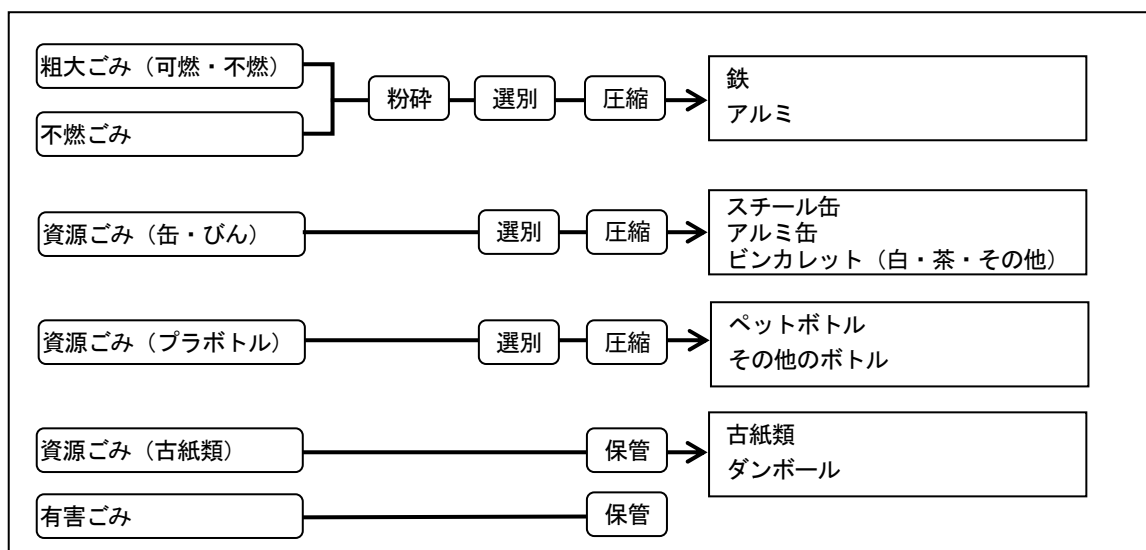


図 2.2.15 回収資源の流れ

表 2.2.12 リサイクル館かしはら処理量の経年変化

(単位：トン)

年 度	可燃性粗大ごみ		不燃・粗大ごみ		ビン・缶		ペットボトル・プラスチックボトル		新聞・雑誌・ダンボール	
	収集	持ち込み	収集	持ち込み	収集	持ち込み	収集	持ち込み	収集	持ち込み
2006年度	1,747	575	529	208	1,378	19	206	7	3,636	147
2007年度	1,534	649	314	208	1,375	18	211	11	3,390	165
2008年度	1,450	492	316	175	1,268	16	175	4	2,938	133
2009年度	1,269	523	550	158	1,256	11	153	3	2,338	107
2010年度	1,139	530	435	159	1,233	10	146	3	2,041	94

出典：橿原市統計書平成 23 年版

表 2.2.13 リサイクル館かしはら再資源量の経年変化

(単位：トン)

年 度	ビン類	カン類		プラボトル類		紙 類	金属類		蛍光灯・乾電池
	ビン ガラス	スチール	アルミ	ペット ボトル	プラスチック ボトル	新聞・ 雑誌・ ダンボール	アルミ	鉄	
2006年度	487	233	146	139	8	3,783	17	527	11
2007年度	531	244	148	140	7	3,579	13	354	12
2008年度	474	213	141	134	2	3,091	12	307	16
2009年度	444	207	144	135	2	2,509	13	340	31
2010年度	534	201	144	127	2	2,199	14	252	33

出典：橿原市統計書平成 23 年版

(6) 公園

都市公園およびその他の公園面積の経年変化を下表に示します。

「櫃原市緑の基本計画」では、都市公園などの施設として整備すべき緑地の長期水準として、平成13(2001)年度の $10.7\text{m}^2/\text{人}$ から、目標年次の平成33(2021)年度には $18\sim 20\text{m}^2/\text{人}$ の水準を確保することとしています。

また、同計画では緑の将来構造が右図のように構想されています。



出典：櫃原市緑の基本計画

図 2.2.16 緑の将来構造

表 2.2.14 公園面積の経年変化

公園名	項目	単位	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)
総合公園	箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	面積	m^2	235,709	235,709	235,709	235,709	250,356
近隣公園	箇所数	箇所	5	5	5	5	5
	面積	m^2	67,838	67,838	77,099	77,099	87,693
街区公園	箇所数	箇所	174	177	177	177	178
	面積	m^2	131,301	131,650	131,650	131,650	131,803
地区公園	箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	面積	m^2	39,826	39,826	39,826	39,826	39,826
風致公園	箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	面積	m^2	44,084	44,084	44,084	44,084	44,084
墓園	箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	面積	m^2	85,299	85,299	85,299	85,299	85,299
緑地	箇所数	箇所	19	19	19	19	19
	面積	m^2	86,076	86,076	86,076	86,076	86,076
都市公園計	箇所数	箇所	202	205	205	205	206
	面積	m^2	690,133	690,482	699,743	699,743	725,137
その他の公園	箇所数	箇所	18	18	19	22	24
	面積	m^2	40,331	40,331	40,513	41,180	41,555
公園合計	箇所数	箇所	220	223	224	227	230
	面積	m^2	730,464	730,813	740,256	740,923	766,692

出典：櫃原市調べ

(7) 良好な眺望

奈良県では隠れた眺望スポットの発掘を兼ね、奈良の眺めの良さをPRしてイメージアップを図るため、まほろば眺望スポット百選を選定しました。

橿原市からは、以下の4箇所が選定されました。

- **藤原宮跡**：特別史跡藤原宮跡から、世界遺産暫定リスト登録地である名勝大和三山を眺めることができる。
- **本薬師寺跡**：特別史跡本薬師寺跡付近からの風景で、西方に名勝大和三山のひとつ畝傍山を眺め、さらに遠方には大和青垣が広がる。また、東方には香久山を望むことができる。
- **県農業総合センター周辺**：田園風景の中に畝傍山が現れ、田植えのころには水田の水面に映る姿が美しい。
- **飛鳥川・地黄橋**：地黄町、小綱町に架かる橋および周辺の桜と紅葉が美しい。



出典：奈良県 HP

2. 4 地球環境

(1) 行政（市）の取組

平成 11（1999）年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地方公共団体はすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画の策定が義務付けられ、これに基づき橿原市においても平成 20（2008）年に「橿原市地球温暖化対策推進実行計画」を策定しました。これは、市が垂範となって温暖化対策に取り組むことにより、一般への広がり期待するものです。

市が行う事務・事業活動に伴う温室効果ガスの平成 23（2011）年度までの排出量は、以下の通りです。

表 2.2.15 事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量

	単位	2006 年度 (基準年度)	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
事務系	t-CO ₂	6,337	6,181	6,203	6,461	6,102
事業系	t-CO ₂	23,036	21,957	21,543	20,513	20,744
合計	t-CO ₂	29,373	28,138	27,746	26,974	26,846

地球温暖化対策に関わる行政（市）の対策には次のものがあります。

表 2.2.16 現行の地球温暖化対策

項目	内容
地球温暖化対策普及啓発事業	<p>市自身による実行計画と併行し、市民に対して、家庭における地球温暖化防止意識の向上を目的とした普及啓発を行うことで、持続可能な快適な環境を目指す。</p> <p>職員によるソフト的な取り組みと市民啓発を主旨とした施設のハード整備を進め、温室効果ガス削減を図ると共に、環境イベントの開催やパネル展の実施、市民講座の開催など、より多くの普及啓発を推進し、地域全体の温室効果ガスの削減を推進する。</p>
地球温暖化対策庁内推進事業	<p>橿原市自身が大きな温室効果ガスの排出者であることを認識し、自らが率先し、排出量削減に取り組む。またこれと併行し、市民に対して普及啓発を実施する。</p> <p>定期的な職員研修会、燃料使用削減を目的とした公用自転車の導入、グリーンカーテンの推進などで、職員に対して意識づけを図る。さらに温暖化対策の現状を庁内報に掲載し、意識の向上を図る。</p>

出典：環境の概要

(2) 市域における温室効果ガス排出量

① 把握対象

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（平成21（2009）年6月 環境省）に基づき、橿原市で推奨されている項目（エネルギー起源 CO₂ の排出、廃棄物からの温室効果ガスの排出）を温室効果ガス排出量の把握対象としました。

② 算定方法

温室効果ガス排出量の推計にあたっては、マニュアルである「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（平成21（2009）年6月）に準じて行うこととし、エネルギー起源 CO₂ については部門別、その他については温室効果ガス別に推計しました。

なお、実行計画マニュアルによると、橿原市におけるエネルギー起源 CO₂ の推計手法はいずれも按分法が推奨されていますが、民生家庭部門および民生業務部門について、可能な限り積み上げ法を採用しました。

③ 温室効果ガス排出量の算定結果

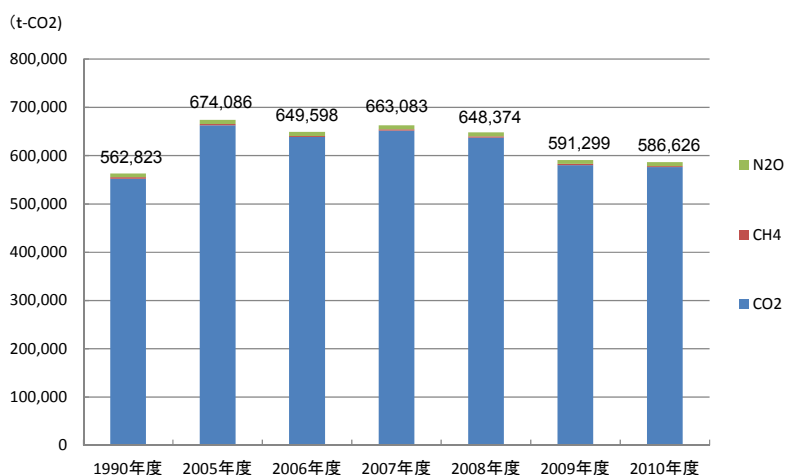
温室効果ガスの排出状況の現況を把握するために、基準年である平成2（1990）年度、平成17（2005）～平成22（2010）年度の6ヵ年について橿原市のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推計を行いました。

1) 現況年（2010年度）の排出量

平成22（2010）年度の橿原市における代替フロン等3ガスを除く温室効果ガス総排出量は587千t-CO₂、ガス種別の構成比を見ると、二酸化炭素（CO₂）の占める割合が98.2%と総排出量の9割以上を占めています。

2) 排出量の推移

橿原市における温室効果ガスの排出量は、基準年（1990年度）は563千t-CO₂と推計され、平成17（2005）年度まで増加し続けた後、多少の増減を繰り返しながら、現在に至っています。



注：電力の使用に伴う CO₂ 排出係数は、各年度の実排出係数を用いて推計しました。

図 2.2.17 橿原市の温室効果ガス総排出量の推移

3) 二酸化炭素の排出状況と部門別増減要因

平成 22 (2010) 年度において温室効果ガス総排出量の 98.2%を占める CO₂ の排出量は、576,219 t-CO₂ であり、部門別の構成比は、運輸部門が 28.8%と最も多く、次いで、民生業務部門が 28.4%、民生家庭部門が 21.1%、産業部門が 15.8%、廃棄物部門が 5.9%となっています。

橿原市の部門別構成比の特徴としては、奈良県の内訳と比較して、廃棄物部門、民生業務部門が大きいことが特徴です。これは、県内第 2 位の人口規模を有すること、周辺自治体に比べて多くの事業所が市内に所在することが要因と考えられます。

基準年と比べた部門別の増減率を見ると、民生業務部門が 48.7%増、運輸部門が 4.8%増、産業部門が 24.0%減、民生家庭部門は 4.4%減、廃棄物部門が 7.7%減となっており、特に民生業務部門の増加率が高くなっています。

また、奈良県では運輸部門の排出量が減少している(基準年比-7.6%)のに対し、橿原市では、運輸部門の排出量が増加(基準年比+4.8%)しています。

さらに、奈良県では民生家庭部門および廃棄物部門の排出量が増加している(基準年比民生家庭部門+21.3%、廃棄物部門+13.0%)のに対し、橿原市では排出量が減少(基準年比民生家庭部門-4.4%、廃棄物部門-7.7%)しているのが特徴です。

表 2.2.17 基準年と現況年の CO₂ 排出量の比較

(単位：奈良県千 t-CO₂、橿原市 t-CO₂)

区 分	奈良県			橿原市		
	1990 年度	2008 年度	増減率	1990 年度	2010 年度	増減率
			('90→'08)			('90→'10)
産業部門	1,213	1,026	-15.4%	119,965	91,214	-24.0%
運輸部門	1,602	1,480	-7.6%	158,421	166,080	+4.8%
民生業務部門	911	1,008	+10.6%	109,869	163,379	+48.7%
民生家庭部門	1,134	1,376	+21.3%	127,051	121,448	-4.4%
廃棄物部門	116	131	+13.0%	36,950	34,098	-7.7%
合 計	4,976	5,021	+0.9%	552,257	576,219	+4.3%

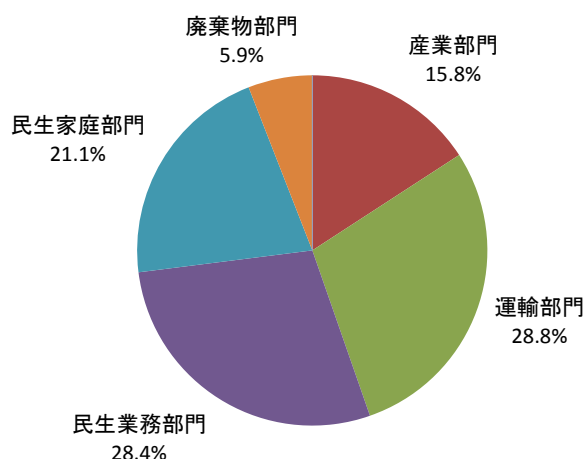


図 2.2.18 橿原市の CO₂ 排出量の部門別構成比 (2010 年度)

a. 産業部門

産業部門のCO₂排出量は、平成2（1990）年度の119,965 t-CO₂から、平成22（2010）年度の91,214 t-CO₂へと24.0%減少しています。

特に平成20（2008）年度以降は、金融危機の影響による急激な景気後退に伴う、エネルギー需要の減少などが挙げられます。

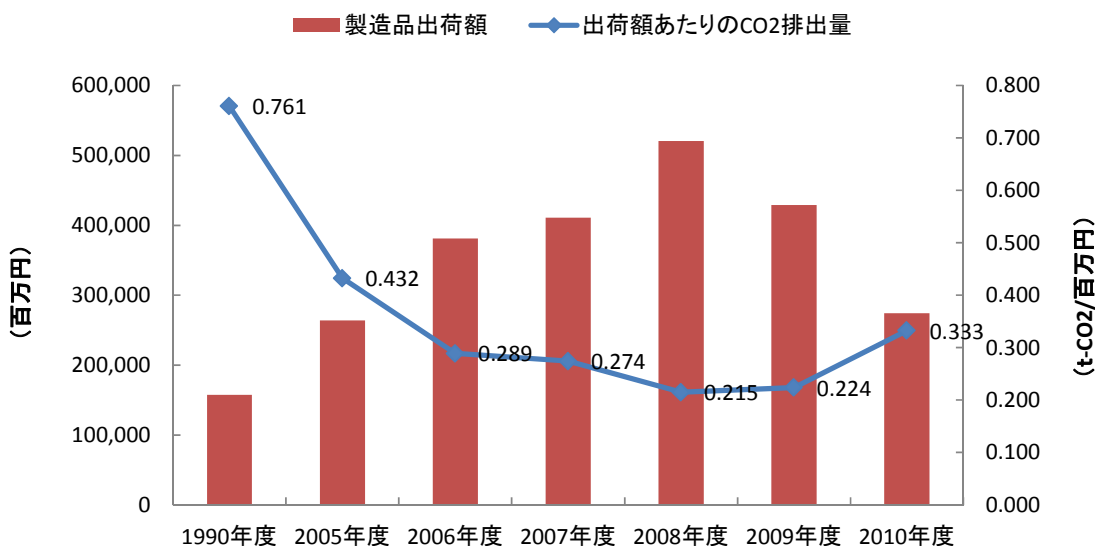


図 2.2.19 製造品出荷額と出荷額あたりのCO₂排出量の推移

b. 運輸部門

運輸部門のCO₂排出量は、自動車（94.6%）による排出がそのほとんどを占めています。

平成2（1990）年度の158,421 t-CO₂から、平成22（2010）年度の166,080 t-CO₂へと4.8%増加していますが、平成17（2005）年度以降は緩やかな減少傾向にあります。

この要因として自動車は、自動車保有台数の減少、至近年の人口減少、さらに自動車の燃費の向上が寄与しているものと考えられます。

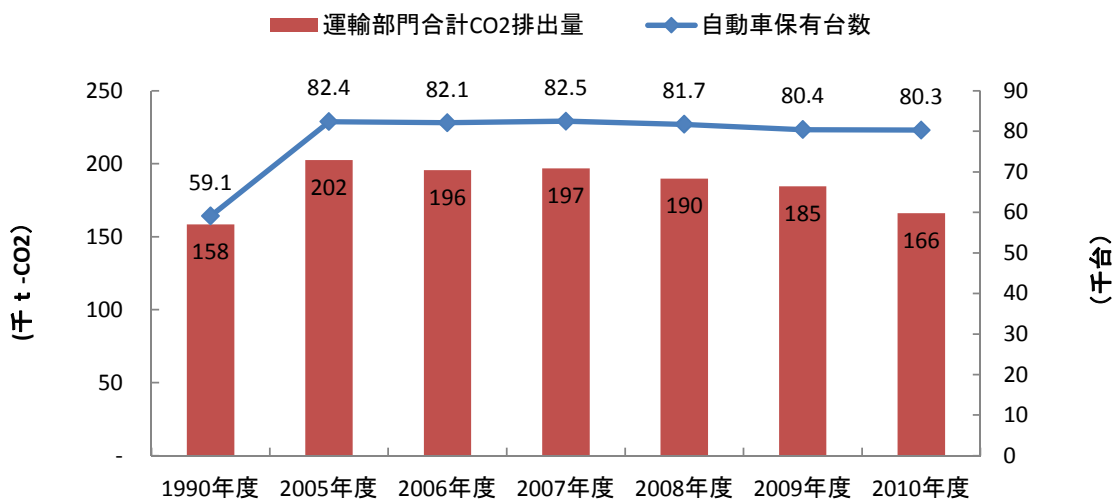


図 2.2.20 運輸部門のCO₂排出量と自動車保有台数の推移

c. 民生家庭部門

民生家庭部門のCO₂排出量は、平成2(1990)年度の127,051 t-CO₂から、平成22(2010)年度の121,448 t-CO₂へと4.4%減少しています。

他方、平成22(2010)年度の人口は基準年比8.8%増(2006年以降は減少傾向)、世帯数は40.2%増(単身世帯の増加)の傾向にあります。

このことから、少子・高齢化に伴う世帯あたりのCO₂排出量、1人あたりのCO₂排出量ともに減少傾向にあります。奈良県は全国的に見ても家電製品の普及率が高い傾向にあり、近年、急速に普及している省エネ家電が多く市内の家庭で使用されていることが一つの要因と考えられます。

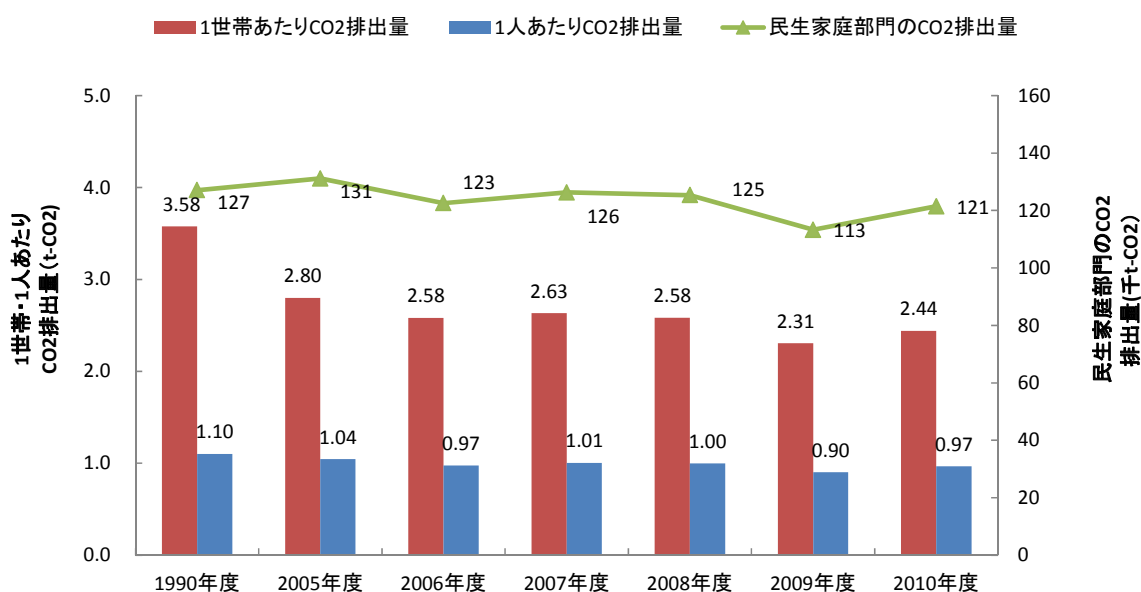


図 2.2.21 1人あたり・1世帯あたり民生家庭部門CO₂排出量の推移

d. 民生業務部門

民生業務部門のCO₂排出量は、平成2(1990)年度の109,869 t-CO₂から、平成22(2010)年度の163,379 t-CO₂へと48.7%増加しています。

商業統計調査の結果によると、卸売・小売業の事業所数は減少傾向、従業者数は増加傾向にあることから、1事業所あたりの従業者数や売り場面積は増加傾向にあり、店舗の大規模化が進んでいることが分かります。

一方、民生業務部門全体の従業者数は増加傾向(平成3年度:27,385人、平成18年度:35,908人)にあることから、床面積の増加による空調、照明設備に係るエネルギー消費量の増加やオフィスのOA化などが民生業務部門の排出量増加に影響しているものと考えられます。

今後は、こうした大規模店舗やオフィスの省エネ・省CO₂対策が重要となります。

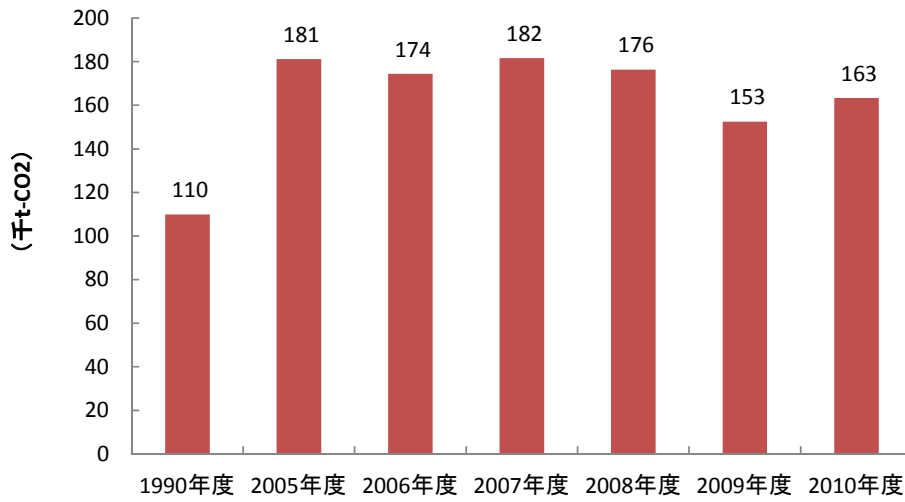


図 2.2.22 民生業務部門の CO₂ 排出量の推移

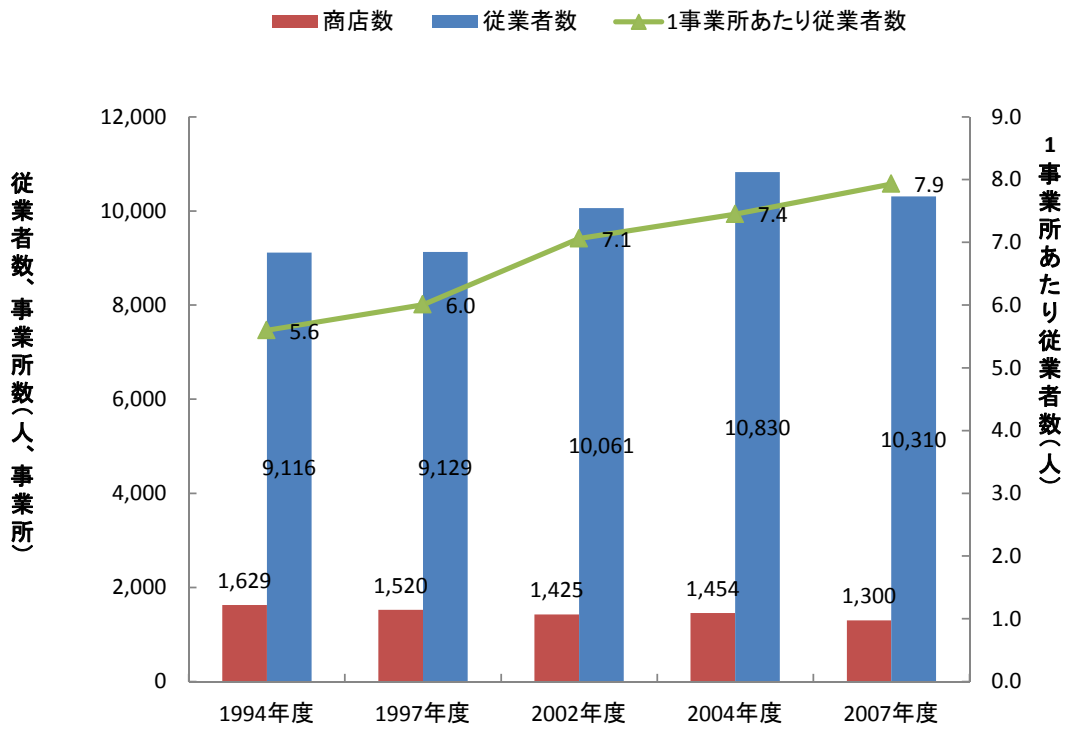


図 2.2.23 商業関係従業員数、事業所数等の推移

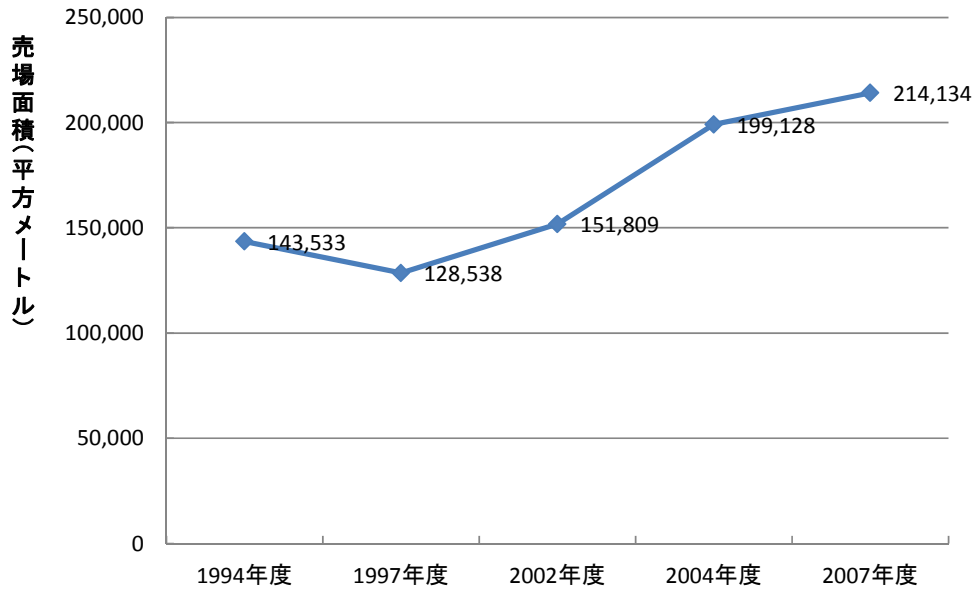


図 2.2.24 小売店売り場面積の推移

e. 廃棄物部門

橿原市内におけるごみの分別回収やごみ減量化に対する取組などにより、一般廃棄物の焼却量が減少していることが要因となって、一般廃棄物の焼却に起因するCO₂排出量が減少傾向にあります。

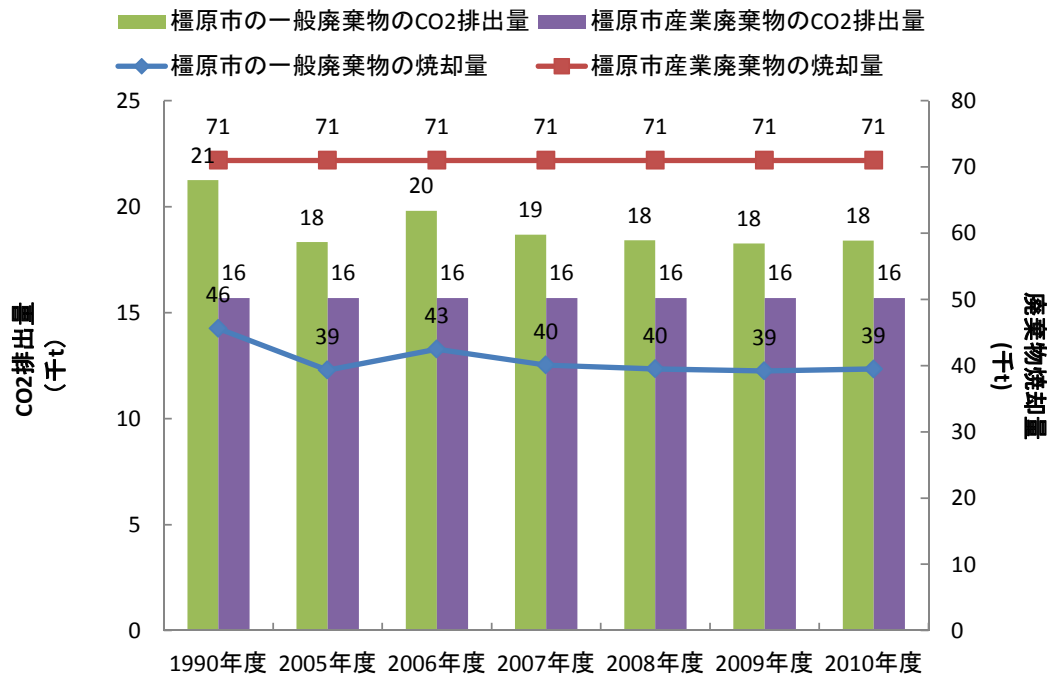


図 2.2.25 橿原市の一般廃棄物・産業廃棄物の排出量と廃棄物部門のCO₂排出量の推移

④ 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の削減目標を検討するため、現状すう勢ケース（追加的な対策を見込まないケース）における、本市での温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。

1) 推計方法

温室効果ガスの排出量は、基本的に『排出量＝活動量×原単位×排出係数』の式により算定されるため、現状すう勢ケースでの将来推計に当たっては、「原単位（エネルギー効率など）」および「排出係数」の改善は見込まず、「活動量」の伸び率を下表に示す方法に従い推計することによって将来推計を行っています。

表 2.2.18 温室効果ガス排出量の将来推計に係る「活動量の伸び率」の推計方法

推計対象		活動量の伸び率の推計方法
二酸化炭素	産業部門	製造業に関しては、奈良県総合計画における第2次産業生産額の年平均伸び率（中位：1.28%）を使用。 農林業は農業産出額、建設業は従業者数の各指標について、過去のトレンドに従って今後も同様の傾向で数値が推移するものとして、それぞれの伸び率を推計。
	運輸部門	自動車の保有台数について、過去のトレンドに従って今後も同様の傾向で数値が推移するものとして伸び率を推計。（鉄道については、現状維持。）
	業務部門	民生業務部門の事業所数および従業者数の各指標について、過去のトレンドに従って今後も同様の傾向で数値が推移するものとして伸び率を推計。
	家庭部門	「橿原市一般廃棄物処理基本計画」に示された人口の将来予測を基に、本市における今後の伸び率を推計。
	廃棄物	一般廃棄物の直接焼却量や事業所数の各指標について、過去のトレンドに従って今後も同様の傾向で数値が推移するものとして伸び率を推計。
メタン 一酸化二窒素	燃料の燃焼 農 業 廃 棄 物	自動車保有台数（燃料の燃焼関係）、飼養家畜頭数や農作物の作付面積（農業関係）の各指標について、過去のトレンドに従って今後も同様の傾向で数値が推移するものとして、それぞれの指標の伸び率を推計。 廃棄物に関しては、「橿原市一般廃棄物処理基本計画」に示された人口の将来予測を基に、本市における今後の伸び率を推計。

2) 推計結果

現状すう勢ケース（追加的な対策を見込まないケース）における、平成 32（2020）年度の本市での温室効果ガス排出量を下表に示します。

温室効果ガスの排出量は、今後も増加し続け、平成 32（2020）年度時点では 606,762 t-CO₂（基準年比 7.8%増）となることが予想されます。

表 2.2.19 温室効果ガスの将来推計結果

（単位：t-CO₂）

		1990 年度	2010 年度	2020 年度	対 1990 年度比		
二酸化炭素 (CO ₂)		552,257	576,219	597,261	+8.1%		
産業部門	農林水産業	2,699	1,896	1,896	-29.7%		
		建設業	15,888	7,182	4,954	-68.8%	
		製造業	101,378	82,136	92,649	-8.6%	
	運輸部門	自動車	149,160	157,144	154,460	+3.6%	
		鉄道	9,261	8,936	8,936	-3.5%	
	民生部門	業務	109,869	163,379	189,713	+72.7%	
		家庭	127,051	121,448	115,545	-9.1%	
	廃棄物	一般廃棄物	21,253	18,401	13,411	-36.9%	
産業廃棄物		15,697	15,697	15,697	±0.0%		
メタン (CH ₄)		3,394	2,314	1,703	-49.8%		
燃料の焼却	移動発生源	162	125	123	-24.2%		
		農業	167	145	145	-13.3%	
	水田	2,843	1,798	1,200	-57.8%		
		廃棄物	一般廃棄物の焼却	1	1	1	-36.9%
			産業廃棄物の焼却	2	2	2	±0.0%
		排水処理	220	245	233	+6.0%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		7,172	8,210	7,916	+10.4%		
燃料の焼却	移動発生源	3,278	4,255	4,183	+27.6%		
		廃棄物	一般廃棄物の焼却	802	694	506	-36.9%
	産業廃棄物の焼却		2,464	2,464	2,464	±0.0%	
	排水処理		628	678	645	+2.6%	
温室効果ガス総排出量		562,823	586,626	606,762	+7.8%		

注：電力の使用に伴う CO₂ 排出係数は、1990 年度は 0.353kg-CO₂/kWh、2010 年度は 0.311kg-CO₂/kWh、さらに 2020 年度は 2010 年度の係数を固定 (0.311kg-CO₂/kWh) した数値を用いて推計しました。

2. 5 環境保全活動

橿原市での環境に関わる地域活動については以下のものがあります。

(1) 橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）

「橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）」は、市民（市民団体など）・事業者・行政の幅広い連携と協働により、地域の環境と地球の将来に寄与する積極的な実践活動を推進し、次世代に亘り、住み良い豊かな環境を目指すことを目的とし、平成22（2010）年10月に設立されました。

主な活動内容は以下のとおりです。

- ・地域の環境保全と地球温暖化防止に向けたプロジェクトの推進
- ・普及啓発を目的とする全会員が協働した環境イベントの実施
- ・活動の情報発信 など

表 2.2.20 メンバー構成

会長 (幹事)	橿原市ボランティア連絡協議会 橿原フリーマーケットの会	会計監査	環境サークルみみなしぐるうぷ	
副会長 (幹事)	NPO 法人奈良ストップ温暖化の会 万葉飛鳥川長寿散歩道の会	事務局	橿原市生活環境部環境保全課	
チーム名	環境教育プロジェクト	省エネプロジェクト	3Rプロジェクト	交通プロジェクト
リーダー (幹事)	NPO 法人奈良ストップ 温暖化の会	NPO 法人奈良ストップ 温暖化の会	万葉飛鳥川長寿 散歩道の会	一般社団法人日本自 動車連盟奈良支部
サブリーダー (幹事)	サークルおてんとさん	関西電力株式会社 奈良営業所	橿原市ボランティア 連絡協議会	(社)まちづくり国際 交流センター
チームメンバー	環境サークルみみなしぐるうぷ	大和ガス株式会社	橿原フリーマーケットの会	
	NPO 法人環境ネットワークなら	奈良県地球温暖化防止 活動推進センター	World Human Bridge	
	奈良合成洗剤をなくす連絡会		三和澱粉工業株式会社	
	橿原商工会議所			
	ボランティア橿原			
	NPO 法人 ASUKA 自然塾			
	(社)まちづくり国際交流センター			
NPO 法人大和循環型社会創造機構				

出典：橿原市 HP、平成24年6月 現在

(2) 飛鳥川流域生活排水対策推進会議

飛鳥川流域の5市町村が一体となって、地域住民の水質保全に関わる意識の高揚を図るとともに、「水遊びのできる川づくり」を目指して、「現状の把握および問題点の整理」「廃食用油の回収」「啓発活動の実施」「河川清掃の実施」などの事業を行っています。

「廃食用油の回収」では引き続き広報活動を進めました。また「啓発活動の実施」においては、かしはら商工まつりや街頭キャンペーン、各市町村におけるイベントにおいて川魚などの水槽展示・パネル展など生活排水対策・河川愛護の啓発を行っています。

表 2.2.21 飛鳥川流域生活排水対策推進会議活動内容（平成 22 年度）

事業名	事業内容
現状の把握および問題点の整理	奈良県、橿原市が実施している水質調査に加え、飛鳥川に流入する支川8地点で年1回水質調査を実施した。これらの調査結果並びに流域市町村で実施した河川パトロールの結果に基づき、流域の現状把握および問題点の整理を行っている。
使用済み食用油の回収	地域住民に各家庭から出る廃食用油を持ち寄ってもらいリサイクル石鹸（在庫品）と交換することにより、生活排水対策および環境保全意識の高揚を図るため、平成7年1月から実施している当該事業の一層の進展に努めた。また21年度より県補助金が終了し、リサイクル石鹸の購入が出来なくなったため、廃食用油を有価物として売却した。また一部をバイオ燃料の原料とし、ごみ収集車に使用することで地球温暖化防止対策にも講じている。 *廃食用油回収実績（平成22年4月～23年3月） 5市町村全体で15,987リットル
啓発活動の実施	生活排水対策に関する啓発および実践を促すため、近鉄大和八木駅前にて、幟、横断幕を掲げチラシ、水切り袋、キッチンペーパーの配布を行うとともに各役場においても啓発物品を配布し、生活排水対策の啓発並びに実践活動を推進した。 またかしはら商工まつりにおいて、生活排水に関するパネルや河川に生息する生物の展示を行い、河川愛護の啓発を行っている。
環境教育の実施	小学4年生の総合学習の時間において、水についての環境学習を実施した。学習内容は生活排水対策についての講義とバックテストを用いて河川の水質調査を行っている。 またNPO法人ASUKA自然塾および橿原市立畝傍中学校科学部と協働して、夏休みに親子を対象としたフィールドワーク「夏休み親子水探検講座」を行っている。
河川清掃の実施	住民に河川の現状を認識してもらい、河川愛護精神の高揚を図るため河川清掃を実施している。
推進会議の運営	推進会議の幹事会を実施している。

出典：橿原市 HP

(3) その他の活動組織

その他橿原市に関わりの深い、環境に関わる活動については以下のものがあります。

表 2.2.22 環境に関わる住民活動

団体名	活動内容
特定非営利活動法人・今井まちなみ再生ネットワーク	橿原市今井町重要伝統的建物群保存地区およびその周辺の歴史、文化および歴史的な建築物やまちなみなどを、保存再生し後世に継承するとともに、現在の我々にとって、まちの貴重な歴史的資産と位置づけ、これらを活かした「賑わいのあるまちづくり」を推進する事業を行い、橿原市今井重要伝統的建造物群保存地区その周辺の活性化に寄与する活動を行っている。
特定非営利活動法人・八木まちづくりネットワーク	八木の「札の辻」周辺は東西の「横大路（近世の伊勢街道）」と南北の「下ツ道（近世の中街道）」の交差する飛鳥時代からの交通の要衝であり、いまでも伝統的な町家や近代建築が数多く残されている。当 NPO はこれらの歴史的資源を活かし、住環境の改善を図り、「歴史を尊重する生き生きとしたまち」として活性化するため草の根市民運動を展開している。

出典：各種 HP より編さん

【橿原市立畝傍中学校の事例】

(出典：http://www.nara-c.ed.jp/kyousyoku/jirei_2007/19.pdf)

平成 13 年度より発足した総合的学習の時間で、飛鳥川をフィールドとして河川環境や歴史景観について川調べや生活排水などを中心とした連続講座を実施し、その成果は環境学習用テキストとして「オオムラサキがおしえてくれたこと」が出版された。

その後平成 17 年に飛鳥川が河川改修され、これまでの学習ができなくなったため、田中町自治会、PTA、行政、NPO 法人 ASUKA 自然塾、研究機関（大阪市立大学、橿原昆虫館、橿原考古学研究所）などの協力により、歴史的な自然環境の修復を目標とした学習フィールドの再生を行っている。

具体的には河床内に木杭を打ち、みお筋を蛇行させ瀬や淵を再生するなど、生物が住める環境づくりを行っている。



ホタルが住める川を目指した河床に木杭を打つ作業

(4) 行政（橿原市）の取組

橿原市における環境保全に関する取組内容は以下のとおりです。

表 2.2.23 取組内容

活動名	項目	内容
庁内推進事業	①目的	平成19年度末に策定した橿原市地球温暖化対策推進実行計画に基づき、市自らが市内の大きな温室効果ガスの排出者であることを自覚し、その削減に向けて率先者となり、市民に対して模範となる様に努める。
	②取組内容	① 職員意識の向上 定時の放送、ライトダウンイベントの実施、職員研修、公用自転車・エコドライブの推進、グリーンカーテンの設置。 ② 積極的なPR 行政が取り組みを先駆けとなって実行し、広報・報道機関・ホームページなど、メディアを利用して積極的にPRする。 ③ 多くの市民が利用する施設への取組 本庁舎・保健福祉センター・かしはら万葉ホールを対象として、普及啓発効果が高いハード整備を実施し、市民啓発を図る。
公用車の燃料使用量の削減	①目的	地球温暖化対策推進実行計画に沿って、公用車の効率利用を図り、行政の率先行動による市民等への普及啓発効果を狙う。
	②取組内容	各課の地球温暖化対策推進員（係長級）を対象の研修会に専門講師を招き、エコドライブについて学び、職場内で啓発・指導を図ってもらう。 公用車全車（約200台）にエコドライブの取り決め事項を書いたステッカーを貼り普及啓発効果を期待する。
公用自転車の活用	①目的	自動車を使用しない取組の一環として、希望する課に公用自転車を配備し、職員が通常の連絡業務に積極的に活用する。
	②取組内容	ごみや市営駐輪場の放置自転車など使用に耐えそうな自転車を盗難被害の照会后、整備し、公用自転車として活用する。
グリーンカーテンの取組	①目的	室内温度上昇の抑制と冷房負荷の削減、環境保全意識の高揚を図る。
	②取組内容	平成20年度より市本庁舎で先行実施し、平成21年度からは、市内全ての幼稚園15園と小学校16校が一斉に実施している。また平成23年度からは公立保育所5カ所でも開始している。
モデル施設の取組	①目的	市民が良く利用する施設に対して、視覚的に判る様な手法により、職員意識改革、市民普及啓発を兼ねた取組を実施し、市有施設の温室効果ガスの削減に寄与する。
	②取組内容	平成21年度に本庁舎および保健福祉センターのトイレなどに人感センサーを取り付けると共に、啓発銘板を目に付きやすい場所に貼り付けた。平成22年度は多くの市民が利用するかしはら万葉ホールのトイレを対象として、照明設備にセンサーを設置する工事を行った。
バイオディーゼル燃料（BDF）	①目的	生活排水対策、水質保全意識の高揚を図るため、廃食用油の回収事業を長年にわたり実施している。さらに廃食用油を精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を公用車に使用することで、温室効果ガスを削減し、市民啓発を図る。
	②取組内容	バイオディーゼル燃料（BDF）を購入し、ごみ収集車2台に軽油の代替燃料として使用する。車両に啓発ステッカーを貼る。
地球温暖化対策職員研修の実施	①目的	各課の推進員および推進責任者に対し地球温暖化対策に対して特化した研修会を開催する。
	②取組内容	平成21年度より、半期毎に推進員を対象に研修会を開催している。
橿原市花いっぱい運動推進事業	①目的	補助金を交付し、市民主体による橿原市花いっぱい運動を展開し、地域コミュニティ活動の促進、心豊かで住みよく美しい郷土づくりを推進する。
	②取組内容	現在13団体に交付。

出典：橿原市 HP

3. 市民等へのアンケート調査結果

市民、子ども（中学生）、事業者に対するアンケートの結果は、以下のような傾向がみられました（詳細結果は資料編を参照）。

【身近な環境に対する満足度】

身近な環境に対する満足度は、分野別に、おおむね以下の項目が高い傾向がみられました。

- 自然環境：身近な自然やみどりへの親しみやすさ
- 生活環境：空気のきれいさ、静けさ
- 文化環境：歴史遺産や歴史的まちなみなどが見られること

【環境対策の重要度と取組度合】

市民を対象としたアンケート結果より、環境対策の重要度と取組度合は、以下のような関連があることがわかりました。

「ごみの不法投棄防止」「ごみの減量」「再利用・リサイクル推進」「河川水の汚濁防止」といった項目が重要度・取組度合とも高い傾向がみられました。一方、「観察会、学習会などの環境学習」「野生生物の保全」「エネルギーの有効利用」「自治会やNPOによる団体活動」といった項目は重要度・取組度合ともに低くなり、今後はこれらの項目の重要性についての周知が必要となります。

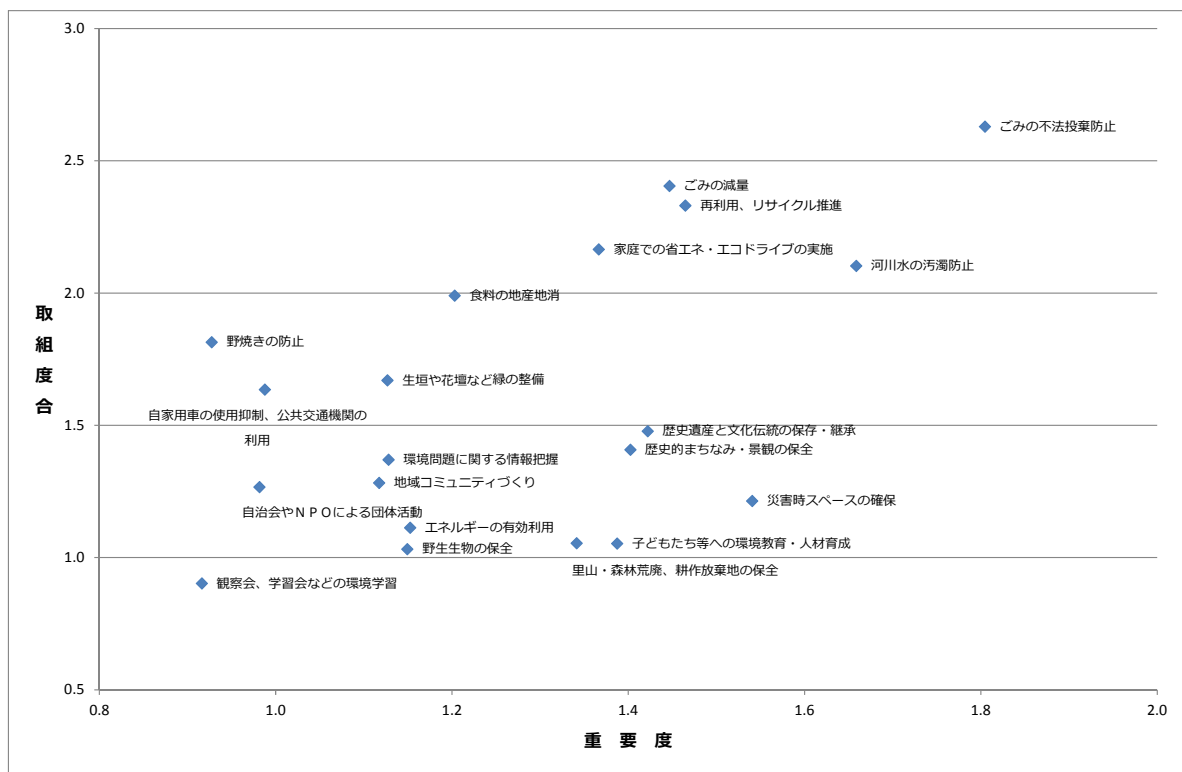


図 2.3.1 環境に関する今後の取組

【今後の取組】

今後の環境に対する取組として、条件は付くものの「再利用、リサイクル推進」「生活排水による河川水の汚濁の防止」「食料の地産地消」「家庭での省エネやエコドライブの実施」といった項目の取組意向が高い傾向がみられました。

【環境保全に対する考え方】

「地域産業の振興とのバランスを保ちながら環境問題に対応すべき」という意見が多くなりました。

【檀原市の将来像】

将来像として、以下のような側面の環境が保全されていることが求められています。

- ◆公害・ごみ問題が少ない
- ◆様々な自然が残っている
- ◆独自の歴史・文化の継承

【中学生の意識】

- 檀原市は「環境に恵まれたまちである」と認識しています。
- 「動植物がたくさんいる」ことが高く評価されています。
- 環境問題への関心は、新聞・テレビの情報、学校教育がきっかけで、30～40%の生徒が関心を持っていますが、体験が不足している状況にあります。
⇒関心の高い環境項目：地球温暖化、騒音振動、野生生物減少 など
- 大人に対しては、「たばこの投げ捨て」「ごみのポイ捨て」などの行動自粛を求める声が多くなっています。

【事業者の意識】

- 「廃棄物の減量化」「省資源・省エネ」は、多くの事業者が既に実施しています。
- 事業活動に伴い、交通量増加、騒音・振動などの環境負荷を与えていると認識しており、今後は、共同輸送やモーダルシフトなどに関心を示しています。
- 33%の事業者が、国などの補助制度を活用できるならば、環境に配慮した商品開発や技術開発に取り組むとの意思を持っています。

【環境活動への参加】

- 36%の市民が、既に参加もしくは参加希望の意思を持っています。
- 「地域の清掃活動」「花壇づくりや植樹などの緑化活動」「フリーマーケットの利用」への参加意欲が高い傾向があります。
- 37%の市民が、現在、魅力的な活動がないことを理由に不参加としており、市民のニーズに沿った活動機会の創出が必要です。
- 中学2年生の活動経験は15～45%（地域によって差異あり）、今後の活動へは約3割の生徒が参加希望の意思を持っています。

4. 今後の環境課題

橿原市域の概況と環境の現状および意識調査結果を踏まえ、環境の保全・創造に向けた取組課題を次のように整理しました。

消費と廃棄

【電気・水道】

- ✚ 消費生活を見直す際の基本的な指標となる電気や水道などの資源・エネルギーの使用状況について関心を持ち、今後もエネルギー使用量の削減や資源の循環利用などを進める必要があります。

環境を考える上でのキーワード

- ◆ 消費生活の見直し
- ◆ 電気・水など資源エネルギー使用量の削減

【廃棄物・ごみ】

- ✚ ごみの排出量については資源ごみの分別や再利用が進み、近年では減少傾向を示すようになっていきます。
- ✚ 今後ともごみの減量化を把握するためには、各人のモラルアップなど、ごみに対する意識・マナーの向上へ向けて啓発を行う必要があります。
- ✚ 市民意識調査結果でも、ごみ問題への関心は高く、ポイ捨てやマナーの悪さを指摘する声が挙がっています。
- ✚ 今後はさらに行政と市民の自主的な活動との連携を深め、監視体制を強化するとともに、さらに広域的な取組を含めた広い視点での対策を検討する必要があります。

環境を考える上でのキーワード

- ◆ ごみの減量対策
- ◆ ごみの不法投棄に対する監視強化
- ◆ ポイ捨て抑制

環境測定結果

【環境測定結果】

- ✚ 全国一級河川の中でも有数の汚れた川である大和川流域にある橿原市内河川については、市町村、市民が一体となって浄化活動が進められており、水質改善傾向はみられるものの、さらに継続した改善が必要です。
- ✚ 家庭からの生活排水の改善が重要な課題となっており、市民意識調査結果でも水質の改善を求める声が高くなっています。今後も下水道整備とともに、水質の監視も継続して行う必要があります。

環境を考える上でのキーワード

- ◆ 家庭排水の改善
- ◆ 環境測定による環境監視の継続

自然と人との関わり

【里地里山】

- ✚ 里地里山の多くは人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。
- ✚ 里地里山は、農林産物の生産の場であると同時に、都市近郊においては、人々が自然とふれあう場としての機能を持っているため、このかけがえのない里地里山と人との新たな関係を構築し、保全と持続可能な利用を図る取組が必要です。

【農業】

- ✚ 農業については農地の減少、担い手の高齢化などとともに、農地への都市化の進展、これに伴う野焼きの苦情などが課題となっています。地産地消など地区の特性を踏まえた農業を実施するとともに、農家と都市住民間での調和を踏まえた土地利用や農業のあり方を考える必要があります。

環境を考える上でのキーワード

- ◆ 生物多様性の確保
- ◆ 地産地消の推進
- ◆ 都市と農業の調和

文化や自然の利活用

- ✚ 橿原市には日本の原風景が継承されています。市民意識調査結果でも歴史遺産や歴史的なまちなみに関する満足度の高さがうかがわれます。今後も歴史や文化は人から人へ伝えられるものであるという認識のもと、さらに将来に継承していく必要があります。そのためには単なる保全ではなく、実際に利活用しながら保全を図ることが重要です。
- ✚ 今後さらに保全を図るべきものについて、国内外へ発信も念頭に置き、把握と保全対策を進めます。

環境を考える上でのキーワード

◆ 歴史的・文化的資源の保全と継承

暮らしと地球環境

- ✚ 特に中学校の意識調査結果では、地球環境問題について高い関心が寄せられており、次世代への継承に向け、一般市民の参画を促す新たな行動目標を定めると共に、具体の活動を実施する必要があります。
- ✚ 一人ひとりが実際に取り組める具体的な行動目標を設定して行動することなどによって、取り組みやすいきっかけづくりを進めます。

環境を考える上でのキーワード

◆ 取り組みやすいしくみづくりの設定

環境向上への取組

- ✚ 橿原市では行政と市民が連携して環境問題に取り組むなど、数々の市民組織があります。
- ✚ 今後も活動状況の紹介など市民がさらに参加し始める機会を整備する必要があります。
- ✚ 学校教育や地域活動を通じて、次代を担う若い層を意識した環境学習も行われています。
- ✚ 今後も学校と地域が連携し、環境学習を実施していくことが重要です。

環境を考える上でのキーワード

- ◆ 環境学習による人材の育成
- ◆ 地域と学校教育の連携

第3章 檀原市が目指す環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

1. 1 市民・市民団体・事業者が求める望ましい環境像

- 平成 23 (2011) 年 12 月に行った市民アンケート調査において、環境問題に対する重要度は、「ごみの不法投棄防止」、「生活排水による河川水の汚濁防止」および「災害時のスペース確保」が上位を占めています。
- また、今後の取組の意向は、手間がかからないこと、家計への負担が少ないこと、みんながやるようになったらといった条件付きではありますが、「環境学習」、「地域コミュニティづくり」「環境教育」、「里山や森林荒廃、耕作放棄地の保全」および「情報把握」などが上位を占めています。

1. 2 策定委員会委員がイメージする 10 年後の檀原市の姿

- 本計画は、市民・市民団体・事業者で構成される策定委員会が主な議論の場となって策定作業を行いました。以下には、「10 年後の檀原市の姿」に対する委員の想いを紹介します。

- ・ まちのいたる所に歴史的景観があるなかで、みんながやさしく穏やかに過ごしている。
- ・ 各地域の自然特性に応じた、環境教育・学習が盛んに行われている。
- ・ 幼い頃から家庭、学校、社会が一緒になって、環境教育に熱心に取り組んでいる。
- ・ 市民すべてが、環境にやさしいライフスタイルを実施している。
- ・ 環境意識が醸成され、ごみのないきれいな町になっている。
- ・ 環境関連産業が生まれ、環境に配慮した最先端技術が市民生活の中で利用されている。
- ・ 道路網、鉄道網が充実しており、中心市街地整備も進み生活がさらに便利になっている。
- ・ 若い世代の人たちが戻ってきている。
- ・ 市外から「豊かで美しい自然環境と歴史的景観」に惹かれ、多くの来訪者が訪れている。
- ・ 飛鳥川の舟運により、観光客が飛鳥から今井町への移動手段として活用している。
- ・ 環境総合計画の基本目標、基本施策に関連する取組みが、市民・事業者・行政が一体となって着実に実施され、目標達成が実現されている。

1. 3 望ましい環境像

- 本市では、橿原市第3次総合計画の将来像である「歴史・文化と人がつくる交流都市」や橿原市環境基本条例、さらには市民が求める望ましい環境像を踏まえ「橿原市の望ましい環境像」を次のように設定します。

橿原市の 環境特性	<ul style="list-style-type: none">□ 橿原市には、万葉集に詠まれた大和三山、飛鳥川や曾我川、また、日本で初めての本格的な都城であった藤原京など、歴史的、文化的な遺産が数多くあります。□ 古来より、先人たちが暮らすに適した“環境”が存在していた「日本人の心のふるさと・橿原」であると言えます。□ 古代から連綿と受け継がれてきた歴史・文化、優れた景観、豊かな自然を有する、非常にバランスの取れた美しいまちです。
----------------------	--



橿原市を 取り巻く 環境課題	<ul style="list-style-type: none">□ 近年、私たち人類は、社会経済活動において飛躍的な規模の拡大を果たしましたが、同時に、それは、環境に過剰な負荷を与えてきました。□ 地球温暖化を始めとした様々な環境問題を引き起こし、私たち人類を含む多種多様な生物の存続に必要な基盤が侵食されつつあります。
-------------------------------	---



私たちが 果たすべき 役割	<ul style="list-style-type: none">□ 先人たちが築いてきた文化・風土・生活様式を保全・活用しながら、次世代に残し・伝えることが現代を生きる私たちの使命です。□ 私たち一人ひとりが、この橿原の地はもとより、私たち人類の存続の基盤である素晴らしい地球環境についても、積極的にその環境の保全に努めます。
------------------------------	--



橿原市の 環境保全に 向けて	<ul style="list-style-type: none">□ 先人・現代を生きる世代が享受してきた「日本人のふるさと・橿原」の良好な環境を後世に引き継ぎます。□ 一人ひとりが地球環境保全に貢献する環境にやさしい生活を実践します。□ 健康で文化的、かつ、安心で安全な生活の基盤となる良好な環境を、市民みんなが支えあい、力を合わせて、将来にわたり守り育んでいきます。
-------------------------------	--



【望ましい環境像】

豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす
魅力あふれる“かしはら”

～未来に向けて絆で創る「環境にやさしいまち」をめざして～

【望ましい環境像】

豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす 魅力あふれる“かしはら”

～未来に向けて絆で創る「環境にやさしいまち」をめざして～

【主題・副題の解説】

豊か	<ul style="list-style-type: none">自然の状態への回帰が必要であることを表現しています。
美しい	<ul style="list-style-type: none">見た目からの美しさも重要であることを表現しています。
歴史的景観	<ul style="list-style-type: none">万葉集に詠まれた大和三山、飛鳥川や曾我川、また、日本で初めての本格的な都城であった藤原京など、歴史的、文化的な遺産が数多くあり、これらを守り、後世に伝えることが重要であることを表現しています。
魅力あふれる	<ul style="list-style-type: none">「かしはら」に誇りと愛着を持ち、「橿原に生まれてよかった、住んでよかった、これからも住み続けたい」と思えるまちをつくりたい。そのためには、「まちの魅力づくり」が欠かせません。国は環境先進国として「環境と経済の好循環」による持続可能な社会経済をめざしています。本市においても、多くの市民が望む環境と経済が好循環する「魅力あふれる地域」として発展させることをめざし、自然、歴史、文化、産業（最先端技術）それぞれの分野で「魅力づくり」に努め、ひとや企業を惹きつけるまちをめざすことを表現しています。
絆で創る	<ul style="list-style-type: none">少子高齢化や核家族化などにより、地域における人と人や世代間のつながりが希薄になってきているなかで、人と人、人と地域、人と自然との絆やつながりを大切にし、市民みんなが支えあい、力を合わせることを表現しています。
環境にやさしい	<ul style="list-style-type: none">環境の大切さを認識し、環境に配慮した行動が自然にでき、それを積極的に行い、親しみ楽しむといった、環境に対する「知識」、「行動」、「親しむ」、「楽しむ」を表現しています。

2. 基本目標

- 望ましい環境像である『豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす魅力あふれる“かしはら”～未来に向けて絆で創る「環境にやさしいまち」をめざして～』の実現に向けて、次に示す5つの基本目標に基づく施策を展開していきます。

【参画・協働】

【1】環境について学び、保全活動を実践し、豊かな心を育むまち

＜基本目標を実現するための取組の方向性＞

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動などに起因していることから、全ての人たちが課題解決に向けた取組を行っていくことが求められます。私たちが檀原市の豊かな歴史文化と良好な自然環境を享受し、将来の世代へ引き継いでいくためには、持続可能な社会を構築していくことの必要性和、身近な環境が地球規模の環境につながっていることを学び、「地球規模で考え足元から行動する」という考えのもと、各主体（市民等・事業者・行政）が参加と協働の信念を持って行動していくことが必要です。

今後は、家庭、学校、地域社会で環境について学ぶことができる「教育」や「学習」の場と機会の充実を図るとともに、リーダーシップを発揮できる人材の育成・体制整備を推進します。さらに、各世代と各主体が一緒になって環境保全に向けた取組が展開できるよう協働体制の構築を行うとともに、あらゆる機会を通じて環境情報を広く積極的に提供していきます。

【自然環境・歴史文化環境】

【2】豊かな歴史文化と自然環境を守り育てるまち

＜基本目標を実現するための取組の方向性＞

檀原市の豊かな歴史文化と自然環境は、四季折々の自然や美しい景観などを背景として、悠久の年月を経て、私たちに受け継がれてきたものです。これらの歴史文化と自然環境を、より豊かなものとして将来へ継承していくことが私たちの責務です。そのためには単なる保全的な取組だけではなく、利活用を図りながら保全するという視点が重要です。

今後は、文化的にも学術的にも高い価値を持つ文化財および歴史的まちなみ景観を、各種の保全制度を活用し保護・保全するとともに、歴史との「ふれあいの場」や「学習の場」として、さらなる利活用を図ります。

また、檀原市の自然環境については、生物多様性の視点から様々な取組を展開するとともに、里地里山についても保全だけではなく、魅力ある農業の推進や食育といった観点も視野に入れながら、積極的に活用していく取組を展開していきます。

【生活環境・快適環境】

【3】健康で快適に、安全で安心して暮らせるやさしいまち

＜基本目標を実現するための取組の方向性＞

橿原市には、国内有数の歴史文化遺産、自然環境および生活上の快適性と利便性を備えた都市空間とが調和した個性的なまちが形成されています。将来にわたって、この調和が取れたまちで生活していくためには、これからも橿原市の歴史文化遺産や自然環境との景観の保全に配慮しながら、計画的な土地利用と市街地形成、そして生活基盤の整備を進めていくことが重要です。

今後は、私たちの日常生活において心にうるおいと安らぎを与える身近な緑、良好な水辺、まちなみなどの整備を推進し、だれもが健康で快適に暮らせる社会の構築に向けた取組を展開していきます。また、近年多発する集中豪雨などの自然災害にも対応し、安全で安心して暮らしていくための身近な生活環境の保全対策を引き続き展開していくことが必要です。さらに障がいの有無、年齢、国籍などに関わらず全ての人が利用しやすい安全で快適な移動空間の形成を図る取組を展開していきます。

【資源循環】

【4】循環の仕組みを備えた“もったいない”の心にあふれたまち

＜基本目標を実現するための取組の方向性＞

現在だけでなく将来にわたり、だれもが橿原市の豊かで美しい環境の中で生活していくためには、限りある資源を最大限に、そして効率的に活用できる循環の仕組みを備えた環境負荷の低い、循環型社会を築いて行かなければなりません。そのためには、各主体がさまざまな場面において、“もったいない”の精神を持って循環型社会を推進するための行動を展開していくことが重要です。

今後は、各主体間の連携をさらに強化し、3Rの推進のための啓発活動を促進するとともに、廃棄物の発生抑制、再資源化の促進、廃棄物の適正処理、そしてごみ焼却処理施設から発生する余熱利用の推進など、循環型社会の構築に向けた積極的な取組を展開していきます。

【地球環境】

【5】低炭素社会の実現に向けた行動を実践するまち

＜基本目標を実現するための取組の方向性＞

各主体がそれぞれの立場で地球温暖化問題やエネルギー問題を認識し、ライフスタイルやビジネススタイルの転換を図り、低炭素社会の実現に向けた行動を実践していくことが、今まで以上に求められます。あわせて各主体が連携して取り組むイベントなどの開催を積極的に展開していくことも重要です。

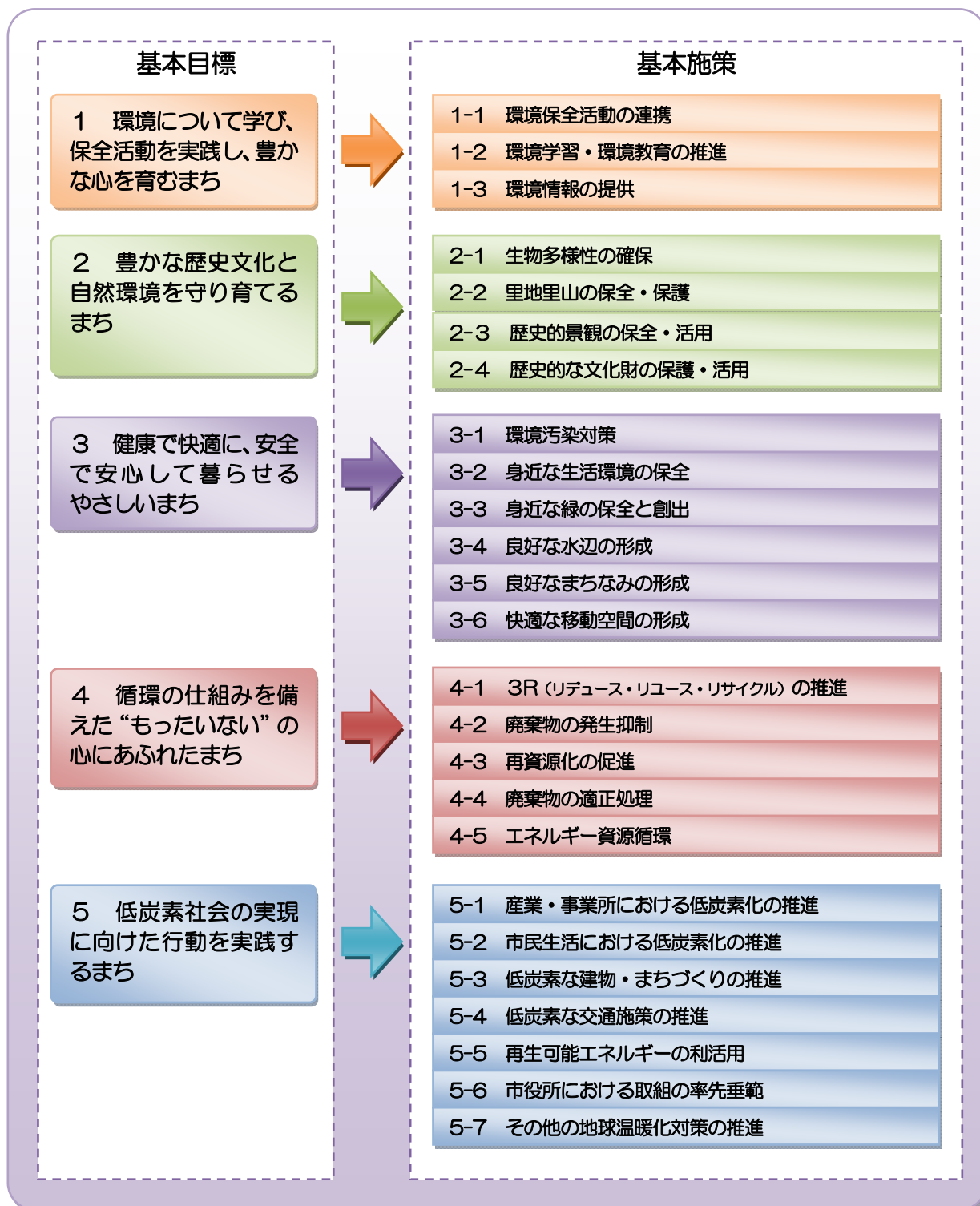
今後は、震災の教訓も踏まえ、橿原市域での再生可能エネルギーの利用促進、環境にやさしい省エネ・省CO₂設備などの導入促進、次世代自動車の普及促進、そして再生可能エネルギーなどの地域エネルギーの有効活用を図るためのスマートシティの整備に向けた取組を展開していきます。

第4章 基本目標を実現させるための取組

望ましい環境像

豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす魅力あふれる“かしはら”

～未来に向けて絆で創る「環境にやさしいまち」をめざして～



基本目標 1

環境について学び、保全活動を実践し、豊かな心を育むまち

■現状と課題

- 橿原市民の多様な価値観やライフスタイルに対応した、きめ細かな公共サービスを行政だけが担っていくことは難しくなっています。その一方で、生きがいや自己実現を求めて、様々な分野で市民活動が活発になっています。
- これまで行政だけが担ってきた市民のための公共サービスの提供を、市民、市民団体、地域の自治組織および事業者がともに担っていくことによって、市民の選択の幅が広がり、サービス提供の効率も改善され、質が高まることが期待できます。
- 橿原市では、「橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）」をはじめ、環境問題に取り組む様々な市民団体が活動しています。今後はそれらの活動紹介などを充実させ、より多くの市民が親しみをもち、活動に参加するきっかけとなるような「場」と「機会」の充実に取り組む必要があります。
- 環境に関する出前講座の充実や、橿原市昆虫館を中心とした市域全体を対象とした環境教育・学習プログラムの作成を推進し、特にこれからは、学校、そして学校と地域社会が連携した環境教育・環境学習の機会を創出し、次世代を担う若者の人材育成に力点を置いた取組が求められます。

■参考となる施策指標

環境指標	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 34 年度)	備考
観察会や観察教室、イベント等の開催回数（昆虫館）	35 回	35 回 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
出前講座の回数（昆虫館）	18 回	20 回 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
温暖化対策啓発事業・市民講座の回数	14 回	25 回 (平成 29 年度)	
昆虫館の利用者数	72,534 人	75,000 人 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
有料生涯学習施設（科学館、昆虫館）入館者数	113,896 人	115,000 人 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
生涯学習セミナーの参加率	47%	60% (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より

■基本目標を実現させるための環境施策（基本施策・主要施策）

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
1-1 環境保全活動の 連携	① 環境保全活動および環境教育に係る計画（仮称）の策定 <ul style="list-style-type: none"> 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」の趣旨に沿った、環境保全の意欲の増進および環境教育の推進に関する方針、計画の策定を検討します。 		●	⇒
	② 各主体の環境保全に向けた取組と協働体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 「環境総合計画」の推進に向けて、市民、市民団体、NPO、事業者、来訪者による有効な協働体制の確立を目指して、取組を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ■（取組例）里地里山の保全・保護 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 里地里山を環境学習・活動の場として有効活用する等、自然環境の荒廃を抑制し、豊かな生態系の回復・保全に努めます。 ◇ 市民ボランティアによる里地里山の整備を行います。 ◇ 市民等を巻き込んで野生獣被害を減らします。 ◇ 里地里山、緑地で整理された下草等のバイオマスを肥料（自然堆肥）として利用します。 ■（取組例）歴史的景観と文化遺産の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ◇ NPO等の地域団体による空き家対策事業（町家バンク、サブリース事業等）の実施を充実させます。 ◇ 行政と地域住民が協働して地域の歴史環境に対する活発な議論を行います。 ■（取組例）環境保全の実現に寄与する市民活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民活動交流広場において、市民活動を支援するために、会議・作業スペースの提供や機器の貸し出しに加え専門的な知識を有した市民活動コーディネーターを配置し、相談対応や情報収集・発信を行います。 ◇ 持続可能な市民公益活動の拡大を図ります。 ■（取組例）河川・公園の維持・管理運営への住民参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 住民参加による道路、河川および公園等の清掃活動を通じて環境意識を高めます。 ◇ 地域住民によるごみ清掃、草引き等を行い良好な地域のつながりを目指します。 ◇ 清掃活動とイベントの実施を併せて行います。 ◇ 市民協働による緑の維持管理を実施します。 	●	⇒	⇒

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
1-2 環境学習・環境教育の推進	① 環境教育・学習プログラムの拡充 <ul style="list-style-type: none"> 行政がNPO等と協働して、小学生向けの環境出前講座のメニューを作り、小学校での環境教育を促進します。 ■（取組例）生物多様性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 企画展、出前授業を実施し、生物多様性に対する理解を深めます。 「生き物マップ」のような冊子を作成し、地元の生物、自然への理解を深めます。 生物相調査へさらなる子供、市民参加を募ります。 生物多様性保全のための拠点モニターの組織化、人員確保、法制化を検討します。 ■（取組例）里地里山の保全・保護 <ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあえる観察会を実施します。 食育の場としての農地利用を検討します。 田植え、稲刈り、米炊き等を通じて食農教育を検討します。 ■（取組例）低炭素社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> 化石燃料使用量削減に向けた環境学習事業・セミナー等への参加による省エネ・省CO₂意識の向上を図ります。 ■（取組例）歴史的景観と文化遺産の活用 <ul style="list-style-type: none"> 行政と市民が協働して地域の歴史環境を学ぶ機会をつくります。 	●	⇒	⇒
	② 環境教育・学習を支援する人材の育成・体制整備 <ul style="list-style-type: none"> 行政やNPO等と協働して環境リーダーとなる人材の育成に努めます。 		●	⇒
	③ 環境教育、学習の場と機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> 環境保全の啓発イベントとして、市民、市民団体、NPO、事業者、来訪者が一体となって環境教育に取り組む機会と場を提供し、その仕組みづくりを進めます。 ■（取組例） <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政（市）が協働して、市内の大店舗を活用する等、関心のない人も巻き込むような環境イベント（植樹、セミナー、講演会、取組発表会、出前講座）を企画・実施します。 環境教育・自然とのふれあい等の面から、「祭り」や「伝統行事」が有する機能を再評価する運動を進めます。 NPO等の市民団体の環境保全活動の取組が情報共有できる場をつくります。 NPOや環境カウンセラー等による環境学習事業に対して支援します。 	●	⇒	⇒
1-3 環境情報の提供	① 環境に関する情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市内で行われている環境保全活動を紹介する等、市のホームページや広報誌を活用した情報発信に取り組みます。 ■（取組例） <ul style="list-style-type: none"> 「環境総合計画」の趣旨を広く伝えます。 NPOやボランティア団体の環境への取組情報を発信します。 	●	⇒	⇒

実施時期 現：現在実施中

前：5年以内を目途に実施するもの

後：計画期間内に実施するもの

基本目標 2

豊かな歴史文化と自然環境を守り育てるまち

■現状と課題

- これまで藤原宮跡や大和三山などの文化遺産や今日まで受け継がれてきた文化を大切にしてきました。今後は歴史との「ふれあいの場」や「学習の場」としての利活用を進めるとともに、世界文化遺産登録に向けた幅広いPR活動や環境整備が必要です。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町を中心に、歴史的景観の向上やまちなみの保存に向けた整備を進めていますが、空き家が進行しており利活用を含めた対策が必要です。
- 近年の市街地開発などの一部が、「今井町」や「八木札の辻」などの歴史的まちなみや田園風景と調和した環濠集落などの景観に影響を与えており、地域特性に配慮した景観の保全・形成が求められます。
- 大和三山や飛鳥川、藤原宮跡などの環境は、生物の生息・生育の場としての役割も担ってきました。今後は自然環境や生物多様性に関する情報を市民等と協働して正確に集積・把握し、その情報を積極的に活用するとともに、長期的な視野にたって自然体験や散策などができるよう保全や整備・利活用を促進することが必要です。
- 橿原市では、若年層の農業離れや農業従事者の高齢化などにより、今後も耕作放棄地の増加が予想されます。将来の農業を支える人材を確保し、里地里山の保全・保護のためにも、魅力ある農業振興施策のさらなる取組が求められます。

■参考となる施策指標

環境指標	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 34 年度)	備考
生物多様性の調査回数	6 回	10 回	
特別史跡藤原宮跡の国有化	47.7ha	54.9ha (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
史跡丸山古墳の公有化	61,050 m ²	73,946 m ² (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
耕作放棄地面積の比率	4 %	3 % (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
今井町重要伝統的建造物群保存地区内修理・修景件数	271 件	300 件 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
今井まちなみ交流センター入館者数	38,042 人	40,000 人 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より
今井町重要伝統的建造物群保存地区内街なみ環境整備事業進捗率	81 %	97 % (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画（後期基本計画）」より (実施済事業費÷計画全体事業費)

■基本目標を実現させるための環境施策（基本施策・主要施策）

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
2-1 生物多様性の確保	① 市域の自然環境に関する基礎情報の整備 <ul style="list-style-type: none"> 市内の自然環境について、計画的かつ継続的な調査を実施し、自然環境に関する基礎情報の整備に取り組みます。 		●	⇒
	② 市民への情報提供と市民による調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 市内の自然環境に関する情報を市民に提供して環境教育等への活用を図ります。 市内の自然環境調査に係る調査方法およびデータの整理方法のマニュアル化を進め、市民参加による身近な自然環境調査の実施について検討します。 		●	⇒
	③ 関係法令に基づく効果的運用 <ul style="list-style-type: none"> 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」や「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、市民・地域と連携した希少野生動植物の生息・生育地の保全を推進します。 	●	⇒	⇒
	④ 絶滅の恐れのある野生生物の生息・生育環境の保全と回復 <ul style="list-style-type: none"> 開発・事業に対して奈良県が策定している「環境配慮指針」の内容を求めるとともに、必要に応じて、新たな自然環境保全地域の枠組み等について検討します。 	●	⇒	⇒
	⑤ 生物生息・生育空間のネットワーク保全と形成 <ul style="list-style-type: none"> 希少種をはじめ、多様な野生生物の生息・生育地となっている森林や、河川、水路、湿地、農地等について、必要に応じて関係法令等の活用を図りながら、市民協働により保全を図ります。 山林、河川、社寺林、優良農地等の都市近郊緑地を、河川等を活用してネットワーク化し、生物の地域個体群の孤立化を防ぎます。 		●	⇒
	⑥ 生物多様性地域戦略に基づく行動の実践 <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性地域戦略に基づき、地域特性に応じた行動計画を推進します。 昆虫館が中心となって、生物多様性の調査・保全・修復を行います。 		●	⇒
	⑦ 環境維持に配慮した事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市内河川における緩傾斜護岸の整備等、野生生物の環境維持に極力配慮した工法の採用に努めます。 	●	⇒	⇒
2-2 里地里山の保全・保護	① 農地の保全と維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「農業振興地域整備計画」に基づき無秩序な農地の改廃を防止します。 農地の有効利用として、花の景観形成により、農業振興地域の活性化を促進し、地域協働で農業用施設の維持管理や農業基盤整備を進め、農地の保全に努めます。 	●	⇒	⇒
	② 地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な食を供給するため、「農業祭」の充実、生産者による農産物直売所への出荷の推進、地域特産品を積極的に消費者へ提供するための地産地消に関する情報提供や食農教育の推進等、地産地消の取組を進めます。 	●	⇒	⇒

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
2-2 里地里山の保 全・保護	③ 環境保全型農業の促進 <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な農業生産の確立を図るため、エコファーマー認定を活用し、農薬や化学肥料等への依存度を減らし、環境負荷の低減を目的とした環境保全型農業を促進します。 	●	⇒	⇒
	④ 耕作放棄地の有効活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 新規就農者支援事業等により、農業への新規参入を促進および所有者と地域の担い手農業者の仲介を行う等、農地環境の保全を図ります。 市民農園や都市住民との体験交流、地域や学校における食育の場として活用し、農地が持つ魅力を活かした農地の有効利用を促進します。 	●	⇒	⇒
	⑤ 自然環境保全地区の指定推進 <ul style="list-style-type: none"> 特に自然環境の保全が必要な地域については、「奈良県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地区に指定する等、適切に対応することを検討します。 			●
	⑥ 関係法令の厳正な運用 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の関係法令（森林法、都市緑地保全法等）の厳正な運用により、豊かな里地里山環境を保全する。 	●	⇒	⇒
	⑦ 野生鳥獣被害の防止と対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「奈良県の農林水産業に対する鳥獣害対策推進方針」等の方策を踏まえ、農作物等への野生動物による被害について、その状況を把握し、集落ぐるみで総合的な防止対策を推進します。 	●	⇒	⇒
2-3 歴史的景観の保 全・活用	① 特徴ある歴史的町並み景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢街道（旧横大路）と中街道（旧下ツ道）の交差した地域に発展してきた「八木札の辻」等の歴史的な町並み景観や、田園風景等と調和した環濠集落等の集落景観等が見られる地域の保全を進めます。 今井町重要伝統的建造物群保存地区においては、建物の修理・修景、および住民審議会等を通じて市民の理解と協力を得ながら、保存地区内の空き家対策を進めます。 	●	⇒	⇒
	② 空き家対策 <ul style="list-style-type: none"> NPO等による技術的な助言や援助・提案により、学生向けシェアハウス等、安定した借家経営を促進し、歴史的な町並み保全の推進と活用を図ります。 NPOにおける地域団体による空き家対策事業（町家バンク、サブリース事業等）の充実化を図ります。 	●	⇒	⇒
	③ 橿原ならではの歴史的景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> 「藤原宮跡からの大和三山の眺望」「歴史的な集落・街道の景観を構成するもの」「市民による維持や管理が積極的かつ継続的に行われており地域に広く愛されるもの」等の関連法令に基づく地区指定を進め、保護に努めます。 地域住民の参画により保全計画を策定し、計画に基づき実施される保存活動に取り組みます。 	●	⇒	⇒

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
2-4 歴史的な文化財 の保護・活用	① 文化財の調査と保護の推進 <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査で確認した昔の人々の営みや出土した土器等の品々の調査・整理を進め、報告書を刊行します。 史跡の公有化と整備を推進します。 	●	⇒	⇒
	② 世界文化遺産登録の推進 <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産登録に向けて関係機関と連携を図りながら早期に本登録ができるよう取り組みます。 	●	⇒	⇒
	③ 文化財の活用推進 <ul style="list-style-type: none"> 文化財を活用した講座や体験学習等を開催します。 	●	⇒	⇒
	④ 文化財保護の意識高揚 <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護強調週間に合わせ、講演会の開催や広報誌での文化財の紹介を行います。 文化財防火週間に合わせ、指定文化財所有者・管理者へ防火・防災訓練、設備の点検を実施します。 	●	⇒	⇒

実施時期 現：現在実施中
前：5年以内を目途に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

■現状と課題

- 河川の水質汚濁は、家庭から出る生活排水が主な原因であることから、浄化槽の設置促進や市民への啓発活動を推進していくことが必要です。併せて市民への有害化学物質に関する情報提供やリスクコミュニケーションの必要性が高まっています。
- 下水道事業については、より多くの市民が利用できるよう、下水道普及率の向上に向けた整備、水洗化率の向上に向けた情報提供や啓発活動を推進し、下水道事業への理解を深める必要があります。
- また、近年の集中豪雨や都市化に伴う雨水流出量の増加を原因とする市街地での浸水被害の解消を図るため、既存水路等の現況調査を行い、浸水の危険性が高い箇所に対する重点的な整備が必要です。
- 橿原市には、大和三山、橿原森林遊苑や万葉の森等、緑豊かな環境が数多く存在していますが、市民1人当たりの都市公園等の面積は、全国平均を下回っている状況から、引き続き都市公園整備に努める等、まちなかの緑の拠点を整備することが必要です。
- 河川や地域の特性に応じた河川景観の形成や散策、景観に配慮した遊歩道の整備等、安全に配慮した良好な水辺環境の形成をめざした水辺空間の保全と創出が必要です。
- 橿原市には、多くの市民が誇りを持っている自然と歴史的環境が織りなす美しい景観がありますが、近年の開発等により創出された都市景観については、歴史的なまちなみや良好な住宅地景観、田園風景等にそぐわないものも多く、特に幹線道路の沿道等は雑然とした印象を与えているのが現状です。今後は橿原市景観形成ガイドプランに基づき、景観法や橿原市景観条例等にある景観施策を着実に展開することが必要です。また景観を形成する重要要素である屋外広告物に対しては橿原市独自条例により、引き続き違反広告物の是正を目指し、良好な景観が創出できるように取組を進めることが必要です。
- 主要幹線道路の供用開始が進む中、交通量・交通形態の変化に伴い、既存道路が抜け道となり危険性が大きくなっていることから、交通量の多い狭い道路について、地域のニーズに合わせて整備する必要があります。特に市の中心市街地の交通量の多い区間や通学路となっている区間については、「奈良県交通基本戦略」や「奈良県安心歩行者空間整備方針」等の基本方針を踏まえた、歩行者や児童の安全確保に向けた早急な歩道整備が求められています。
- 全ての人々が安心して、安全・円滑に移動し、活動できる環境づくりを推進するために、橿原市移動等円滑化基本構想および橿原市障がい福祉計画に基づく、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化に対応した市域の整備が必要です。
- さらに来訪者を含めた移動空間の利便性向上を図るために、電気自動車用の充電設備の設置、カーシェアリングおよびコミュニティサイクルシステム導入に向けたインフラ整備等、先進的な取組についても今後検討していく必要があります。

■参考となる施策指標

環境指標	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 34 年度)	備考
大和川の BOD 値の恒久的な環境基準 (5mg/L 以下) の達成	3 mg/L	5 mg/L 以下	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より
下水道処理人口普及率	69%	75% (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より
公共下水道 (雨水) 計画区域整備率	46%	47% (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より
地域住民と維持管理協定を締結した公園数	162 ヶ所	180 ヶ所 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より
市民 1 人あたりの都市公園等の面積	7 m ² /人	9 m ² /人 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より
景観が守られていると感じる市民の割合	38%	50% (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より
コミュニティバスの利用者数	28,096 人	30,000 人 (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より
道路改良率	66%	70% (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より (改良済延長÷総延長)
街路 (今井地区) 整備率	49%	100% (平成 29 年度)	「第 3 次総合計画 (後期基本計画)」より 都市計画道路今井・五井線および畝傍駅前 通り線の整備率 (完成延長÷事業認可延長)

■基本目標を実現させるための環境施策（基本施策・主要施策）

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
3-1 環境汚染対策	① 環境保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁、大気汚染、騒音等の現状を把握するとともに、事業所に対する監視・指導を推進します。 ボランティアによる環境美化活動を促進するための支援および広報活動を行います。 	●	⇒	⇒
	② 生活排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 河川や下水道の整備と併せて合併浄化槽の設置、各種啓発活動を推進し、水質改善を目指します。 河川汚濁の原因となる廃食用油の回収事業をさらに推進し、生活排水対策を行います。 	●	⇒	⇒
	③ 市域における大気や水質など現状の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 大気、水質等の測定結果を市ホームページや行政刊行物を通じて市民に提供するとともに、市民の有害化学物質の理解を促進し、環境リスクの低減を図るよう啓発活動を推進します。 		●	⇒
3-2 身近な生活環境の保全	① 公共下水道の普及率向上 <ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策を進めるべく、さらなる下水道普及率の向上に向け、市街化区域等の整備を促進することにより、公共下水道の普及率を高めていきます。 	●	⇒	⇒
	② 水路の整備 <ul style="list-style-type: none"> 近年増加している集中豪雨や都市化に伴う雨水流出量の増加を原因とする浸水被害を解消するため、浸水の危険性が高い箇所を重点的に整備します。 排水不良に起因する滞泥や悪臭等の環境を改善するため、水路の維持修繕や堆積土砂の除去等を行います。 水路の美化活動は、地域住民や行政、事業者等が協力して取り組みます。 	●	⇒	⇒
	③ 主要生活道路および幹線道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> 道路は、市民の日常生活と密接に関連した基盤施設であり、常に適正な維持管理が求められることや市民・地元自治会からの補修等の各種要望に応えるためにも、計画的に安全で快適な道路整備を行います。 円滑な交通を確保するため、交通のボトルネック解消を目的とした交差点改良、主要生活道路や幹線道路の整備を進めます。 	●	⇒	⇒
3-3 身近な緑の保全と創出	① まちなかの緑の拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> 「緑の基本計画」の主旨を踏まえて、道路沿道の街路樹をはじめ、まちの核（ランドマーク）となる公園等への緑化等、緑の拠点の整備を推進します。 			●
	② 幹線道路の緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 周辺環境や景観との調和、防災において重要な役割を担うべく、主要幹線道路を中心に道路緑化を推進します。 			●
	③ 県産材の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 県下における健全な森林保全の観点から、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」および本市の「公共建築物における“県産材”利用推進方針」の内容を踏まえ、公共施設や住宅等への県産材の利用促進を図ります。 	●	⇒	⇒

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
3-4 良好な水辺の形成	① 良好な水辺空間の保全と創出 <ul style="list-style-type: none"> 市内河川の特徴を踏まえ、自然性の高い水辺空間や水辺に近づきやすい河川構造の整備を奈良県と連携し推進します。 	●	⇒	⇒
	② 水と緑の回廊の創出 <ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあいながらサイクリング、ジョギング、散策等多目的に利用できる遊歩道を奈良県と連携し川沿いに整備することにより、「水と緑の回廊の創出」を推進します。 	●	⇒	⇒
3-5 良好なまちなみの形成	① 計画的な土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 総合的なまちづくりの方針である「橿原市都市計画マスタープラン」を基本に都市基盤整備事業を推進します。 	●	⇒	⇒
	② 景観軸や景観拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> 建物の壁面後退や敷地内緑化、緑陰道路の形成等により、シンボル性やアメニティ性の高い景観形成に取り組みます。 	●	⇒	⇒
	③ 地区特性にふさわしい景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> 橿原市景観条例に基づき、建築物・工作物の形態意匠・高さ・色彩等を制限し、地区特性にふさわしい良好な景観形成を進めます。 地区計画やまちづくり協定等の制度の積極的な活用を図ります。 良好な景観形成を先導するため、公共施設の景観ガイドラインの策定を目指します。 	●	⇒	⇒
	④ 屋外広告物の適切な誘導 <ul style="list-style-type: none"> 新たに禁止地域となる中和幹線交差点周辺について、県下一丸となって推進します。 違反広告物追放推進員として参加の市民ボランティアの協力により違反広告物の除却を実施します。 	●	⇒	⇒
	⑤ 景観形成の啓発 <ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり表彰制度等を確立し、良好な景観形成や魅力あるまちづくりに寄与するように優れた景観形成への啓発を図ります。 			●
3-6 快適な移動空間の形成	① 道路空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> 道路の整備、改修に当たっては、歩車分離を徹底するとともに、自転車レーンの設置等も行い、安全・快適な道路空間の整備を推進します。 立体交差や高架化等によりスムーズな車の流れができるよう関係機関に働きかけます。 高齢者・身体障がい者等の日常生活における移動の利便性・安全性を確保するため、狹隘道路の拡幅整備をはじめ、「橿原市移動等円滑化基本構想」の基本方針を踏まえて歩道の段差解消等のバリアフリー化を進めます。 	●	⇒	⇒
	② 低炭素な交通施策推進のためのインフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車の充電設備の設置を推進します。 カーシェアリングやコミュニティサイクル導入に向けたインフラ整備を促進します。 			●

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
3-6 快適な移動空間 の形成	③ 公共交通の整備と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 「樫原市移動等円滑化基本構想」の基本方針を踏まえたバリアフリー化の推進、「樫原市生活交通ネットワーク計画」に基づいたネットワークの整備や利便性の向上を図り、公共交通機関の利用促進を展開します。 既存のコミュニティバスの利用促進に向けた施策について検討を行います。 公共交通機関の利用促進に向けたソフト面（公共交通機関利用者への優遇処置等）での取組について検討を行います。 		●	⇒
	④ 自動車利用の抑制、自転車利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 時間的な交通集中を改善するためのノーマイカーデーについて研究します。 自転車専用道路や自転車レーンを設置して利用環境を良くするとともに、コミュニティサイクル導入の検討を行います。 		●	⇒
	⑤ 観光客に対する移動手段の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> 周遊バス、レンタサイクル（コミュニティサイクル）の設置を推進し、観光地での移動経路のネットワーク化を図ります。 		●	⇒

実施時期 現：現在実施中

前：5年以内を目途に実施するもの

後：計画期間内に実施するもの

基本目標 4

循環の仕組みを備えた“もったいない”の心にあふれたまち

■現状と課題

- 詰替え商品の購入等のリデュース（排出抑制）、リサイクルフェアへの参加等のリユース（再利用）、ごみ搬出時の資源物分別等のリサイクル（再資源化）について、広報紙等による啓発活動やイベントの開催により、引き続き3Rの推進を行うことが必要です。
- 指定ごみ袋制の導入により減量化が進み、粗大ごみや資源ごみについても分別収集が推進されているところです。さらなる廃棄物の減量・分別推進に向け、資源循環に対する市民の意識向上に努める必要があります。
- 不法投棄については、職員等による巡回や市民からの通報により現場を確認し、関係機関と協議後に撤去・処分していますが、依然として不法投棄が見られることから、今後は市民、事業者および行政の連携による巡視体制の強化や不法投棄を防ぐ環境づくりが求められています。
- また、ごみのポイ捨てもあとを絶たないことから、モラル向上に向けた啓発活動を継続するとともに、罰則規定を盛り込んだ「橿原市美しいまちづくり条例」の改正についての検討も求められています。
- 廃棄物処理施設については、計画的な保全により施設の品質や安全性の確保、廃棄物処理時の周辺環境への配慮に努めています。今後はこれらの取組みを続けるとともに、施設運営の更なる効率化が求められています。
- 廃棄物などの収集については、市民ニーズを考慮した収集方法を検討し、業務に当たっていますが、更なる市民サービスの向上に向け収集体制の充実を図る必要があります。
- ごみ焼却処理施設においては、環境負荷の低減や地球温暖化防止などに向け、焼却時のエネルギーの活用が求められます。

■参考となる施策指標

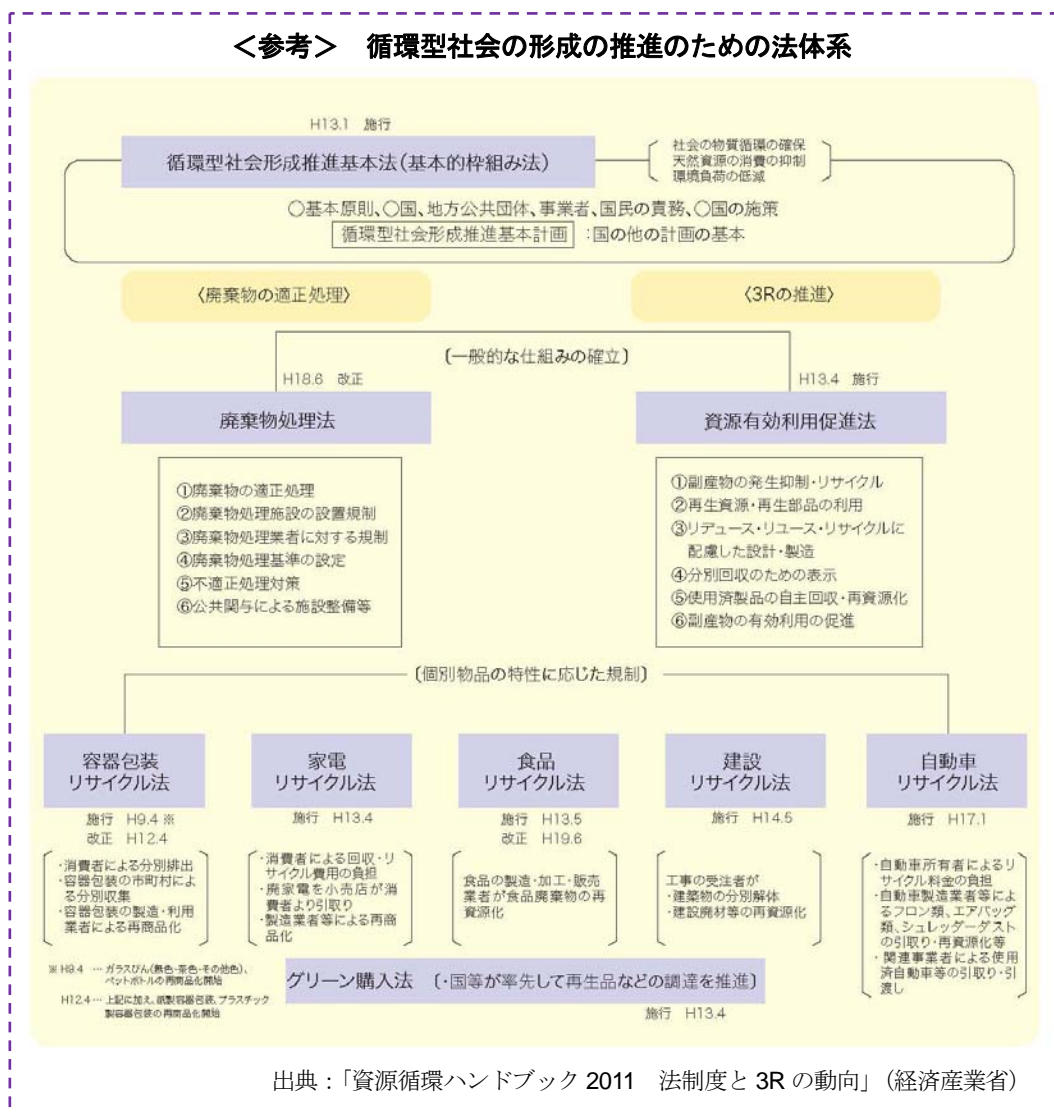
環境指標	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 34 年度)	備考
一般家庭系ごみ収集量 (生ごみ、粗大・不燃ごみ)	26,925 t	24,762 t (平成 29 年度)	「第3次総合計画（後期基本計画）」より
リサイクル館かしはらに係る資源化量	2,905 t	3,603 t (平成 29 年度)	「第3次総合計画（後期基本計画）」より
資源物集団回収量	2,679 t	2,648 t (平成 29 年度)	「第3次総合計画（後期基本計画）」より
リサイクル館かしはら入館者数	8,689 人	9,800 人 (平成 29 年度)	「第3次総合計画（後期基本計画）」より

■基本目標を実現させるための環境施策（基本施策・主要施策）

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
4-1 3Rの推進	<p>① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の構築を目指し、市民が日常生活の中で3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践していけるように、各種イベント等の実施や啓発活動を促進します。 各種イベント等の実施に当たっては、これまでの取組経緯等を勘案し、より多くの市民、事業者が参画できるものとなるよう努めます。 	●	⇒	⇒
4-2 廃棄物の発生抑制	<p>① ごみの減量化・発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ袋有料化による減量化がさらに向上するよう、環境にやさしい商品の販売などに取り組む小売店舗を環境優良店舗として認定するエコショップ認定制度を活用し、事業者との連携によるごみの排出抑制に努めます。 マイバッグ持参、簡易包装への協力とともに、ごみを出さない市民の自発的な行動を促すための啓発に努めます。 生ごみ処理機器に関する理解を深め、支援し、ごみの減量化および再利用の促進に対する意識の高揚を図ります。 	●	⇒	⇒
4-3 再資源化の促進	<p>① 資源リサイクル化の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の資源ごみ回収（品目）とリサイクル関連制度に関する妥当性や有効性等について、市民、事業者、行政等関係機関との連携による減量化・資源化調査等を行い、資源リサイクル化の検討を図ります。 公園緑地・街路樹の剪定枝のチップ化等について、その利用先の検討を含め資源化活動を展開します。 さらなるごみ問題に対する市民の意識向上を展開するべく、再資源集団回収を行っている団体を支援します。 	●	⇒	⇒
4-4 廃棄物の適正処理	<p>① 不法投棄対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員等による巡回や市民からの通報により不法投棄の現場を確認し、関係機関と協議後、ごみの撤去・処分を行います。 ごみのポイ捨てや不法投棄に対する市民、滞在者および事業者の意識を更に高める環境教育や広報活動を強化します。 	●	⇒	⇒
	<p>② 排出事業者、処理事業者への適正管理・適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの搬入業務を適正に行うことにより、不適物の搬入を防ぎ、ごみを均一化することで安定燃焼させ、廃棄物の適正処理を推進します。 許可業者に対して定期的に展開検査を実施し、適正処理を推進します。 	●	⇒	⇒
	<p>③ 廃棄物処理施設の管理と保全の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の運転管理については、各施設の特徴を生かした適正な運転および十分な経験に基づいた管理を行い、周辺自治体と協力して効率的な運転による経費の低減を図ります。 計画的で適正な保全業務を推進するため、技術者は設備を十分把握した上で、突発的な故障を未然に防ぐための設備の点検・修理・取替えを行い、これにより市民に安心・安全な施設を提供し、環境負荷の低減に繋がります。 	●	⇒	⇒
	<p>④ ごみのポイ捨て禁止地区等を定めた条例の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみのポイ捨て等が跡を絶たない状況を鑑み、樫原市美しいまちづくり条例に、「ごみのポイ捨て禁止区域の設置」を加えた条例改正の検討を行います。 		●	⇒

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
4-4 廃棄物の適正処理	⑤ 収集体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の安否確認を含めた“ふれあい収集”の継続実施に加え、“リクエスト収集”等の検討を行い、分別ごみの減量化および市民のニーズに対応した収集体制の充実を図ります。 	●	⇒	⇒
	⑥ デポジット制度を活用した収集システムの検討 <ul style="list-style-type: none"> 国のデポジット制に関する動向を注視しつつ、他自治体の導入事例について情報収集を行います。 市主催のイベントを対象に、デポジット制度を活用した容器等の収集システムの導入について検討を行います。 			●
4-5 エネルギー資源循環	① 余熱利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却時に発生する熱エネルギーの具体的な有効活用方法について検討を行い、余熱利用の推進を図ります。 	●	⇒	⇒

実施時期 現：現在実施中
前：5年以内を目途に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの



■現状と課題

- 橿原市では平成 22 年 10 月に NPO や団体、企業、行政が一体となって、「橿原市地球温暖化対策地域協議会」を設立し、環境イベントやキャンペーン等の事業を立案・実行しています。今後は地球温暖化防止や環境保全に向けて、市内のみならず橿原市全体へ地球温暖化対策の取組を普及させていくことが必要です。
- 橿原市における 2010 年度の CO₂ 排出量による部門別の構成比をみると、運輸部門が 28.6% と最も多く、次いで民生業務部門が 28.1%、民生家庭部門が 20.9%、産業部門が 15.7% と推計されています。
- 工場、事業所における低炭素社会への取組では、エネルギー使用量の削減が大きく寄与し、コスト削減にもつながることから、エネルギー消費量の「見える化」を推進するとともに、省エネ・省 CO₂ の設備等の導入促進、低炭素なビジネススタイルへの転換を図っていくことが求められています。
- 市民生活における低炭素社会への取組では、エネルギー消費量の「見える化」を推進するとともに、省エネ・省 CO₂ の設備等の導入促進を図っていくことが求められています。また、市民一人ひとりが、日常生活の様々な場面で環境に配慮した行動を実践し、「エコライフスタイル」を定着させていくことも必要です。
- まちづくりにおける低炭素社会への取組では、エネルギー効率の高い建築物の普及、まちなかの照明の LED 化等により、省エネ・省 CO₂ を意識したスマートシティなどの潮流の中、新しいまちづくりについての検討が必要です。
- 橿原市では、運輸部門における CO₂ 排出量が最も多いことから、鉄道・バス等の公共交通利用の促進、自動車利用の抑制、自転車利用のしやすい環境づくりが求められています。また、自動車用燃料の消費削減の観点からは、エコドライブの推進、環境負荷の少ない次世代自動車の普及啓発に取り組む必要があります。
- 震災以降、再生可能エネルギーの利用拡大が推進されていることから、橿原市においてもできる限り再生可能エネルギーの導入促進を図っていく必要があります。
- 市役所における低炭素社会への取組では、地球温暖化対策を中心にソフト面、ハード面の対策を展開してきました。今後はこれらの取組を継続・発展させていくとともに、市民等に向けた「取組の見える化」を推進していきます。
- その他の地球温暖化対策としては、里地里山の保全やまちなかの緑の整備による CO₂ の吸収源対策の推進、住宅や事業所の緑化によるヒートアイランド対策、そしてオゾン層保護に関する啓発によるフロン対策の推進等を展開していく必要があります。

■参考となる施策指標

環境指標	現況値 (平成 23 年度)	目標値 (目標年度)	備考
市域の温室効果ガス排出量	587 千 t-CO ₂ (平成 22 年度)	521 千 t-CO ₂ (平成 32 年度)	平成 32 (2020) 年度までに、平成 2 (1990) 年度比で 7%の削減
市役所業務のうち事務系に係る温室効果ガス排出量	6, 102t-CO ₂	5, 918t-CO ₂ 以下 (平成 29 年度)	平成 29 (2017) 年度までに、平成 23 (2011) 年度比で 3%以上の削減
市役所業務のうち事業系に係る温室効果ガス排出量	20, 744t-CO ₂	現状維持 (平成 29 年度)	市民サービスの低下につながらない範囲で対応

- 事務系（非事業系）：一般事務事業（市役所本庁舎・水道局庁舎）、文化・社会教育事業（かしはら万葉ホール、昆虫館等）、健康・福祉事業（保健福祉センター、保育所等）、教育事業（幼稚園、小学校、中学校等）、その他（駐車場、駐輪場等）
- 事業系活動：一般廃棄物処理事業（クリーンセンター施設課・業務課、リサイクルプラザ、浄化センター）、水道事業（八木浄水場、各配水場）、火葬業務

■市域の温室効果ガス排出量の削減について

【現状と予測】

- 平成 23 (2011) 年の国内の CO₂ 排出量は平成 2 (1990) 年と比較して、3.6%増加しています。
- 橿原市域の CO₂ 排出量は平成 2 (1990) 年と比較して、平成 22 (2010) 年では 4.2%増加しています。
- 何も対策を講じない場合、平成 32 (2020) 年の市域の排出量は平成 2 (1990) 年と比較して、7.8%増加が見込まれます。

【情 勢】

- 国はエネルギー環境会議で決定した「革新的エネルギー環境戦略」で、国内に於ける平成 42 (2030) 年時点の CO₂ 排出量を概ね 2 割削減 (1990 年比) することを目指すこと、平成 32 (2020) 年時点の CO₂ 排出量は、5～9%削減 (慎重ケース) となることを述べています。なお、成長ケースの場合は、2～5%削減となります。

【削減目標の設定】

- 国が示した削減目標に対して、按分法を用いる手法が考えられます。しかしながら国は削減目標を震災以降は見直しをしていません。国は過去、長期需給エネルギーの見通しを 3 年毎に見直しを図っていましたが、平成 25 (2013) 年 2 月時点で、最新のものは示していません。
- 市域の削減量の算定は、積み上げ法を用いました。その際、各々の削減見込み量の算出は、震災前の国の推計と奈良県の推計値を参考にしました。それらの削減見込みの合算が市域の削減量となります。

【削減目標】

- 各々の取組の実施による削減見込み量を合算した結果、以下の削減目標値が算出されました。
 - 平成 32 (2020) 年度までに平成 2 (1990) 年度比 7 %の削減を目指します。(排出係数固定)
 - 平成 32 (2020) 年度までに平成 22 (2010) 年度比 11%の削減を目指します。(排出係数固定)
- ※積み上げでは、住宅の断熱性向上等に高い目標値を掲げています。

■基本目標を実現させるための環境施策（基本施策・主要施策）

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
5-1 産業・事業所における低炭素化の推進	① 事業者の自主的な活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策に貢献し、環境活動に積極的な企業等であることをPRできる場を提供します。 		●	⇒
	② 省エネ・省CO ₂ につながる設備機器の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー使用の合理化に関する法律」等の省エネ・省CO₂対策に関する必要な情報提供を行います。 		●	⇒
	③ 事業所におけるエネルギー消費量やCO ₂ 排出量の「見える化」の促進 <ul style="list-style-type: none"> センサーやIT技術を活用したスマートメーター等の機器により、住宅のエネルギーデータを一元管理・集計分析してエネルギー消費量およびCO₂排出量を数値・グラフ化して表示する設備の導入を啓発し、省エネ・省CO₂行動を促進します。 		●	⇒
	④ 低炭素なビジネススタイルへの転換促進 <ul style="list-style-type: none"> ライトダウンキャンペーン等の環境関連イベントへの参加呼びかけ等、市民・事業者等との連携を重視した環境保全意識の啓発を行います。 省エネ診断やESCO事業の利用促進がされるよう、企業への情報提供等を行います。 		●	⇒
5-2 市民生活における低炭素化の推進	① 省エネ・省CO ₂ につながる設備機器の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> 省エネ・省CO₂の設備機器の導入を促進するための支援を検討します。 		●	⇒
	② 住宅におけるエネルギー消費量やCO ₂ 排出量の「見える化」の促進 <ul style="list-style-type: none"> センサーやIT技術を活用したスマートメーター等の機器により、住宅のエネルギーデータを一元管理・集計分析してエネルギー消費量およびCO₂排出量を数値・グラフ化して表示する設備の導入を啓発し、省エネ・省CO₂行動を促進します。 		●	⇒
	③ エコライフスタイルへの転換促進 <ul style="list-style-type: none"> 環境家計簿ファミリーの拡大、ライトダウンキャンペーンの設定等、市民主体のエコライフの実践に繋がる、省エネ・省CO₂への「気づき」や「きっかけ」となる機会を提供します。 フードマイレージの観点から、地産地消を促進し、食生活における低炭素なエコスタイルへの転換を推進します。 	●	⇒	⇒
5-3 低炭素な建物・まちづくりの推進	① 環境配慮型建築物の普及 <ul style="list-style-type: none"> 優良住宅・宅地等の認定事業の普及・啓発を行います。 	●	⇒	⇒
	② 省エネ住宅の普及 <ul style="list-style-type: none"> 高断熱の家づくりを促進するための補助金の創設も含め検討し、普及に努めます。 		●	⇒
	③ まちなかLEDの推進 <ul style="list-style-type: none"> 市有施設への省エネ照明の設置を推進します。 市や町内会が設置している防犯灯について、LED化を推進します。 		●	⇒

基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
5-3 低炭素な建物・まちづくりの推進	④ スマートシティの整備 <ul style="list-style-type: none"> 「都市の低炭素化の促進に関する法律」を活用し、奈良県、奈良県立医科大学（以下「医大」という）および本市等が連携し、医大周辺地区の新たな位置づけ、期待される役割、スマートシティ等まちづくりの潮流を整理し、「健康」、「医療」、「環境」、「省エネ」等をキーワードとした先進的なまちづくりのあり方を検討します。 			●
5-4 低炭素な交通施策の推進	① 環境負荷の少ない交通環境の構築 <ul style="list-style-type: none"> 時間的な交通集中を改善するためのノーマイカーデーの設定を検討します。 コミュニティバス等の公共交通機関の整備とその利用促進を図ります。 自転車専用道路や自転車レーンを設置して利用環境を良くするとともに、コミュニティサイクル導入の検討を行います。 		●	⇒
	② 環境にやさしいエコドライブの普及 <ul style="list-style-type: none"> エコドライブによるエネルギー効率の良い、無駄のない運転マナーの普及啓発を進めます。 	●	⇒	⇒
	③ 次世代自動車の普及 <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車やハイブリッド自動車等、次世代自動車の普及に向けた啓発を進めます。 電気自動車充電設備の設置を支援し、市民・事業者・行政が連携しながら整備を促進します。 			●



基本施策	主要施策	実施時期		
		現	前	後
5-5 再生可能エネルギーの利活用	① 太陽光発電システム等の市民への普及促進 <ul style="list-style-type: none"> 家庭での太陽光発電システムおよび太陽熱利用システム設置補助金の創設も含め検討し、普及拡大に努めます。 		●	⇒
	② 工場・事業所・業務ビルへの太陽光発電等の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所への太陽光発電等の再生可能エネルギーの情報発信により、普及拡大に努めます。 		●	⇒
	③ 市民共同発電の推進 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進と市民啓発・環境教育を推進していくため、市民参加型の市民共同発電所の設置について研究します。 			●
	④ バイオマス等の新たな再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> 国の補助金等を活用し、バイオマス・マイクロ水力等の可能性を研究します。 		●	⇒
5-6 市役所における取組の率先垂範	① 市役所におけるエコ・オフィス活動の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 庁内における職員の意識向上を図るため、研修会等のソフト事業を実施します。 「地球温暖化対策実行計画」に基づき、職員の一人ひとりが、着実に行動を実践します。 	●	⇒	⇒
	② 省エネ・省CO ₂ につながる設備機器の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量の見える化を通じて、省CO₂の定量評価を行うとともに、運用面でのライフサイクルCO₂の排出量を評価し、最適なエネルギー機器システムの選択を行います。 		●	⇒
	③ 市民等に向けた「取組の見える化」の推進 <ul style="list-style-type: none"> 近距離の移動には公用自転車を積極的に利用し、自動車を使わないよう努めます。 新規施設や大規模改修施設に対する、太陽光発電設備の設置を検討します。 市民が多く利用する施設に対しては、センサー照明の設置やグリーンカーテン、LED照明の設置に努めます。 公共施設の緑化（グリーンカーテンを含む各種の緑化）を推進します。 	●	⇒	⇒
5-7 その他の地球温暖化対策の推進	① ヒートアイランド対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 街路樹の整備、公共施設の屋上緑化・壁面緑化等の都市緑化を推進するほか、市民・事業者に対してヒートアイランド対策に関する啓発を行います。 		●	⇒
	② フロン対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> オゾン層保護に関する理解を広めるための啓発活動を行います。 地球温暖化を引き起こす原因物質であるフロンが適正に回収、処理されるよう市民、事業者に対して啓発を行います。 		●	⇒
	③ 吸収源（里地里山）対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 里地里山を適正に管理し、吸収源としての機能を発揮できるよう保全活動を推進します。 		●	⇒

実施時期 現：現在実施中
前：5年以内を目途に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

第5章 市民協働プロジェクト

1. プロジェクトの位置づけ

1. 1 趣 旨

- 環境総合計画で掲げた“望ましい環境像”を実現していくためには、市民・市民団体・事業者・行政（市）の各主体の責任と適切な役割分担のもとで環境の保全、より良い環境の創出、未来への継承を地域と主体が一体となって総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。
- しかし、これらすべてについて同様に取り組むことは現実的ではありませんし、主体ごとに個別に展開することは、効率性や連携の障害になることが懸念されます。
- 本計画では、橿原市の環境課題を市民との協働により解決していくため、重要だと考える以下の3つの視点を掲げました。これら3つの視点により、本計画の参画・協働主体の環境意識を喚起し、市民協働による取組を計画初年度から具体的な一歩を踏み出し、計画期間の早い時期にその成果が表れることを目指し、「市民協働プロジェクト」を立ち上げます。
- このプロジェクトは、各主体の代表で組織する「橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）」が中心となり、市、市民、市民団体、事業者などが協働で行っていきます。

【市民協働プロジェクトの視点】

- ① 早期に実施することが地域の環境づくりに有効かつ必要性が高い。
- ② 複合的効果・分野横断的な取組で、多様な担い手が関与することが有効である。
- ③ 地域活動として認知を高め、地域内外の参加と交流の活性化が期待される。

1. 2 プロジェクトの共通テーマ

- おおむね10年後の望ましい環境像に対して、本計画の計画初年度から数年間の萌芽期の取組を示し、市民協働プロジェクトはそれらの取組の足がかりになるものです。
- そこで、本計画の市民協働プロジェクトには以下のような共通テーマを設定し、望ましい環境像への実現へつなげていきます。

【共通テーマ】

「かしはらの自然・歴史文化環境を再発見」

望ましい環境像の実現に向けた最初のステップとして、市民との協働によって橿原市の環境を見つめ直し、再発見するところから始めます。

1. 3 プロジェクトの種類

- 市民協働プロジェクトには、以下の 3 つのプロジェクトがあります。これらプロジェクトは、
橿原市地球温暖化対策地域協議会と公募市民で構成される策定委員会で検討したものです。

【 市民協働プロジェクト 】

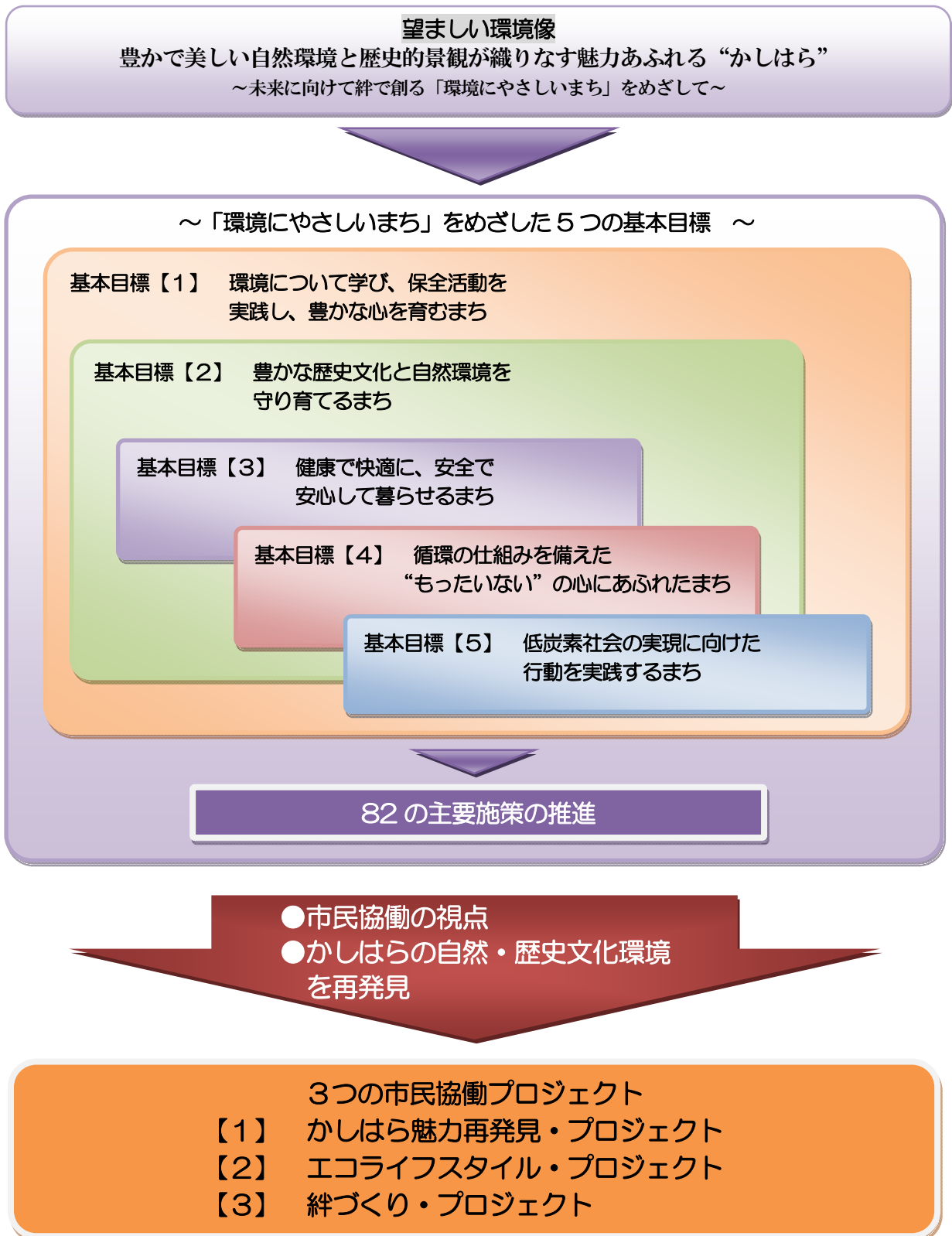
- 【1】 かしはら魅力再発見・プロジェクト
- 【2】 エコライフスタイル・プロジェクト
- 【3】 絆づくり・プロジェクト

1. 4 プロジェクトの推進主体の役割

- 市民協働プロジェクトは、NPO やボランティア団体、事業者、行政（市）などが参画する
「橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）」（第7章参照）が企画立案・推進
の中心となります。
- 行政（市）は、本計画の関連事業を遂行するとともに、「エコライフかしはら」に対し積極的
な支援を行い、市民協働プロジェクトの推進に努めます。
- 市民・市民団体・事業者・来訪者等の各主体は、市民協働プロジェクトに参加・協力します。
また、身近でできる取組、近隣でできる取組、多くの人を巻き込んで行う取組を行うよう、努
力します。

2. 市民協働プロジェクト

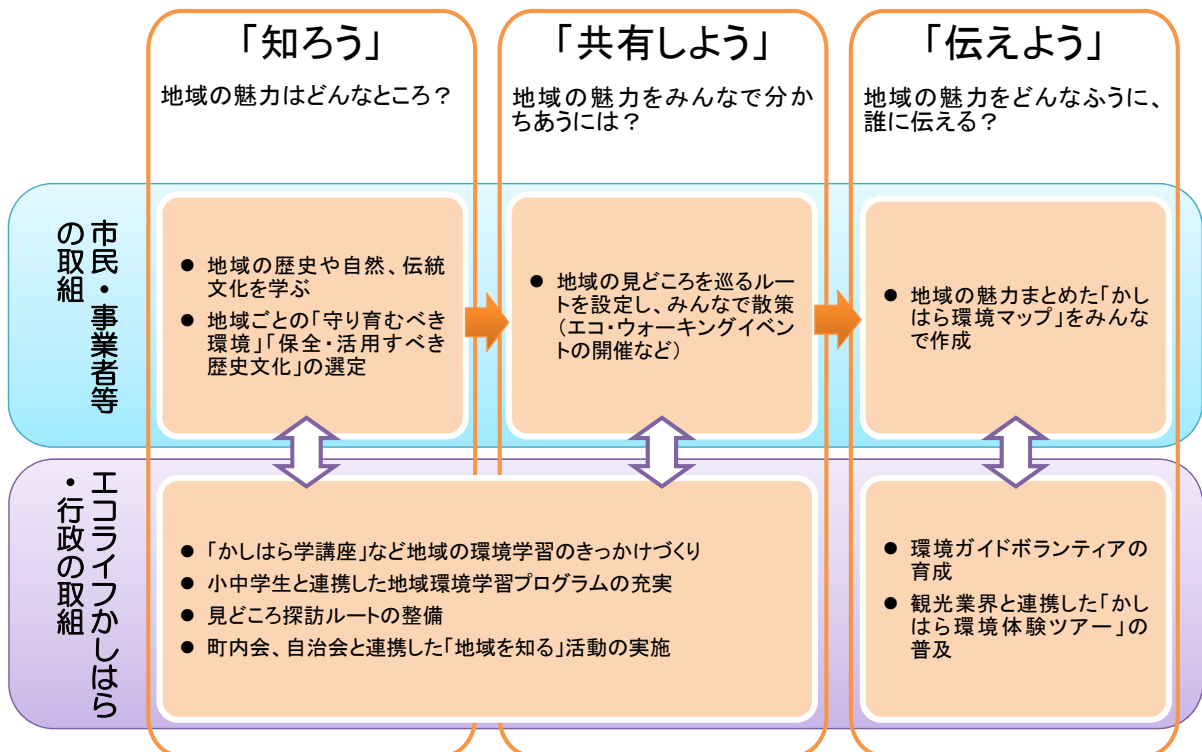
＜市民協働プロジェクトの構成イメージ＞



■プロジェクトの内容

概要	<ul style="list-style-type: none"> □ 榎原の自然・歴史文化を題材にして環境の現状を知り、自然での体験を通して、地域の自然をより大切なものとして意識するとともに、自然保護への関心や歴史文化への愛着が深まるよう促します。 □ 地域の実情に合った環境教育の実施により、榎原市独自の環境教育プログラムの作成を推し進めます。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校やNPOなどと連携した自然体験学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども（小学校低学年～中学生）はネイチャーゲーム・自然観察など ● 飛鳥川など市内河川の水質や水生生物、周辺環境などの調査 (2) 「かしはら環境マップ（仮称）」などの作成 <ul style="list-style-type: none"> ● 「榎原市環境副読本」「かしはら自然・歴史文化環境マップ」「榎原の守り育むべき環境選」など (3) 環境学習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ● 「環境出前講座」の開催 ● 専門家による講演や調査活動報告を行う「かしはら学講座」の開設 (4) 環境教育プログラムの作成 <ul style="list-style-type: none"> ● 上記（1）～（3）のような活動を通じた、榎原市の実情に合った環境教育プログラムの作成

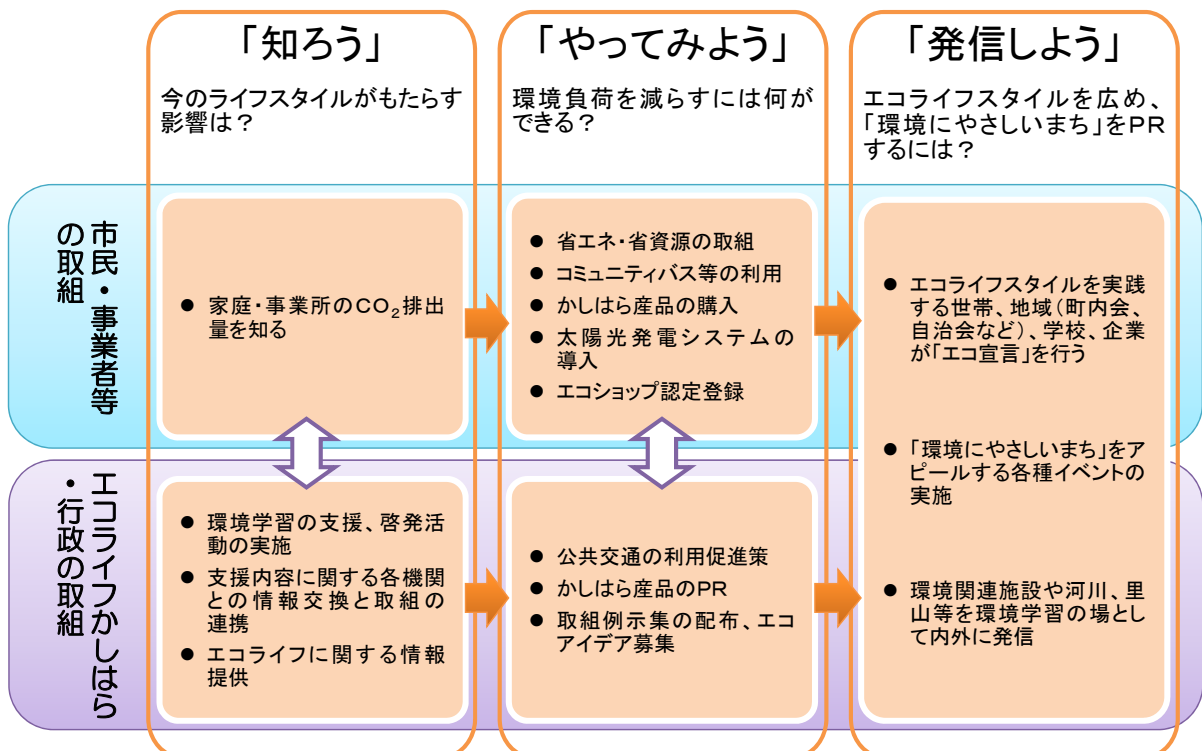
【取組イメージ例】



■プロジェクトの内容

概要	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭・事業所でできる省資源・省エネルギーの取組の紹介や情報提供を行い、地球にやさしい「エコライフ」の実践を促進します。 □ 日常の暮らしの中で実践している知恵や工夫に関する情報を収集し、「かしはらエコライフ（仮称）」として情報提供することで、地域文化を未来につなげる取組を進めます。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「かしはらエコライフ（仮称）」情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ● 日常の暮らしの中で実践している取組事例をホームページや広報で募集 ● 地域に受け継がれてきた暮らしの知恵や工夫の情報収集 (2) 省資源・省エネルギー情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省、省エネルギーセンター等の機関が発信する情報の収集 ● 地元エネルギー関連企業等の情報収集 (3) 情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ● 広報、ホームページへの掲載、パンフレット等の配布 (4) 啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベントや催事でのエコライフ情報の紹介 ● 環境保全優良店舗（エコショップ）ほか地元企業との連携

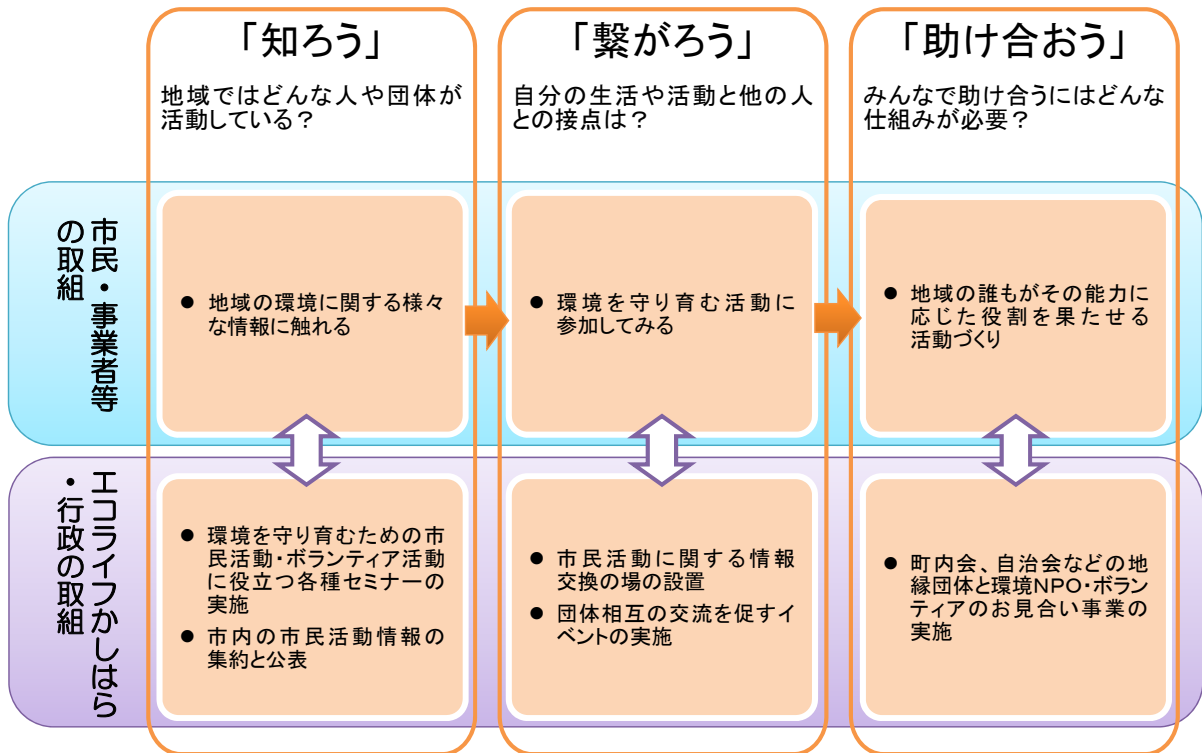
【取組イメージ例】



■プロジェクトの内容と取組効果

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ “地域の絆” や “市民同士の絆” を深めるとともに、市民生活を将来にわたって守っていくための行政力を高めます。そして市民と行政の絆、信頼を深めることで、市民協働による「環境にやさしいまち」づくりに取り組みます。 □ 実践的な取組を展開できるよう、環境活動団体・グループを育成し、連携していきます。
<p>具体的な取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報交換・交流できる場・機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の環境に関する相談や情報提供 ● 国や奈良県をはじめさまざまな環境保全・創造に関する補助や助成制度などの情報の収集・提供 (2) 各種環境関連イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ● エコフェスタやエコライフサロンなどのイベント開催による普及啓発の推進 ● エコウォーキングや清掃活動を通じた絆づくり

【取組イメージ例】



第6章 計画推進主体の環境配慮指針

- 地域から地球規模に至る様々な環境問題を改善し、次の世代に良好な環境を引き継いでいくためには、今日の環境問題の根底にある大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、市民生活や事業活動のスタイルの転換を図ることが必要です。
- 今日の環境問題は、これまでの行政主導の規制的な対応だけでは解決できなくなっています。地域社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じて責任を自覚し、環境の保全および創造のために自主的・積極的に協力して行動していくことが大切です。
- そこで、ここでは、日常生活や事業活動により生ずる環境への負荷をできるだけ少なくするために、市民等、事業者および来訪者の皆さんが実践行動として取り組むべき環境配慮の方向を提示します。

市民および市民団体 ～市民の日常生活における行動～

【環境基本条例で規定する責務】

- ◎ 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出その他日常生活における環境への負荷の低減に努めるものとする。
- ◎ 市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

【具体的な行動】

- ◎ **自然や歴史との関わり**
 - 歴史文化景観に親しみます。
 - 歴史文化景観の保護活動に積極的に参加します。
 - 積極的に清掃を行います。
 - 身近な生物・自然への理解を深めます。
 - 行事や調査・イベントに積極的に参加します。
 - 文化財の保存・活用に努めます。
 - 地域の歴史文化景観の保護（保全）に努めます。
 - 家を建てる時は、その場所にふさわしいかを考えて行動します。
 - 地産地消に努めます。
 - 環境にやさしい農業に努めます。

◎ 快適な生活環境の維持・向上に向けて

- 美しいまちを守ります。
- 身近な環境の保全のために、地域のつながりを深めます。
- “水遊びのできる川づくり”を目指した取組みに協力します。
- 市が行う廃食用油の回収事業に協力します。
- 庭木や生垣など、身の回りの緑化に努め、周辺環境との調和に努めます。
- 住宅の新築やリフォーム時には、できる限り県産材を利用します。
- 外出する時には、徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。

＜参考＞ 川をきれいにするための工夫

そこで 家庭でできる
ちょっとしたひと工夫

食べる分だけ作り残さない

食べ残しは流さない
(水切りネット利用)

ゴミを捨てない

洗剤は正しく量り
使いすぎない

浄化槽利用の場合
浄化槽の定期点検・清掃・
法定検査をする

下水道未接続の場合
下水道に接続する

お皿やフライパンは
ふき取る

油の回収に
参加する

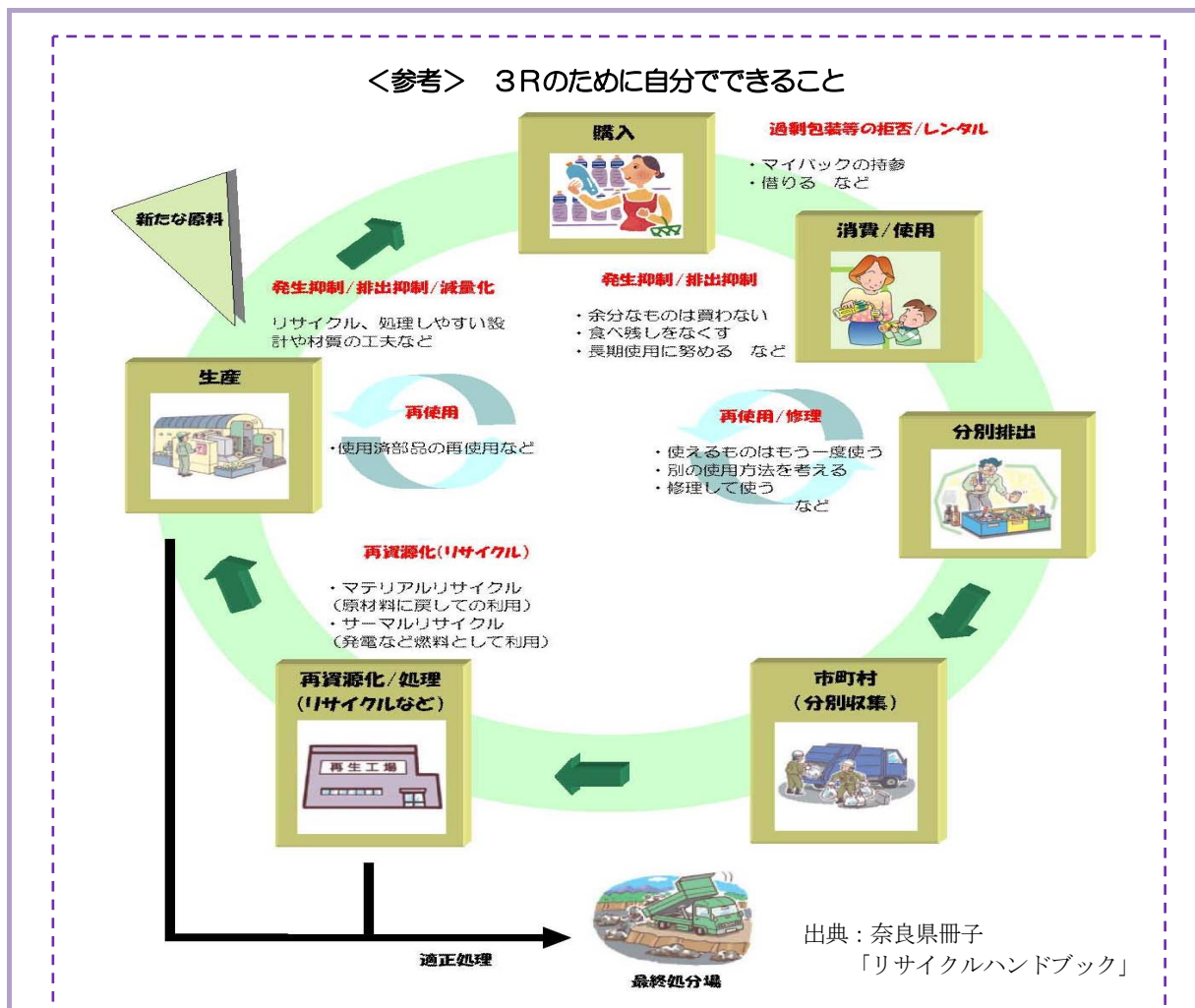
調味料はつけ
すぎない

アクリルタワシ
を使う

出典：大和川清流復活ネットワークを元に作成

◎ 循環型社会の形成に向けて

- ごみの減量・啓発活動を広めます。
- 不法投棄の禁止・啓発活動を広めます。
- 自宅周りの清掃や公園などでのごみ拾い活動を行います。
- ごみが落ちていないまちづくりに協力します。
- ごみの分別など、市のルールを遵守します。
- インターネットを活用した、リユース、リサイクル活動に取り組みます。
- 行政が実施している不法投棄の監視に協力します。
- NPOなどが市の施設（リサイクル館など）を活用し、資源循環に対する講座を開設します。



◎ 低炭素社会の実現に向けて

- 省エネ・省CO₂など環境に配慮した行動に努めます。
- 市民・行政と協働することで、低炭素社会の実現に貢献します。
- 「低炭素社会の実現主体は市民である」ことを自覚します。
- 自然を大切にし、節電に取り組むとともに、化石燃料を使用する自動車などの利用をできる限り控えます。
- 一人ひとりがCO₂排出抑制に努めます。
- 地球温暖化問題についての理解を深めるとともに、関心を持ち、できることから行動します。
- 日常生活における省資源・省エネルギーにつながる環境にやさしい行動を実践します。
- 事業所や行政の実施する地球温暖化対策に関する取組へ積極的に参加します。
- 創エネ・省エネ・省CO₂につながる機器の導入に努めます。
- グリーンカーテンの設置など、エネルギー消費の削減に努めます。
- CO₂排出量の見える化を通じて、省CO₂の定量評価を行い、最適なエネルギー機器システムの選択を行います。

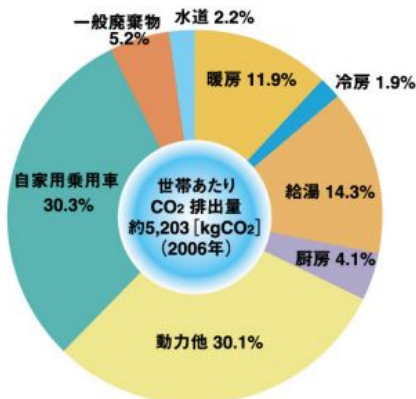
〈参考〉

私たちができること

—うちエコ! アクション①—

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
(2008.7.9発表)

お風呂/トイレで



- シャワーの利用時間を1日1分短くする **74g**
- 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす **7g**
- 入浴は間隔をあげずに行う **86g**
- 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める **15g**

キッチンで

- 炊飯器の保温をやめる **37g**
- ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する **5g**
- 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない **18g**
- 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する **19g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
出典：チーム・マイナス6% (環境省) HP
めざせ! 1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

リビングで

- テレビを見ないときは消す **13g**
- 1日1時間パソコンの利用を減らす (デスクトップ型パソコン) **13g**
- 主電源をこまめに切って待機電力を節約 **65g**
- 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 **83g**
- 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。 **96g**



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

＜参考＞

私たちができること

—うちエコ！アクション②—

ものを買うときは、必要なものを必要な量だけ、が原則ですが、
購入するときには出来るだけ環境によいものを選びましょう。

① 買い物袋を持ち歩く。



② 包装の少ないものを選ぶ。



③ 洗剤などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。



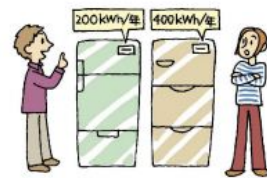
④ 電球が切れた場合には、電球形蛍光灯に取り替える。



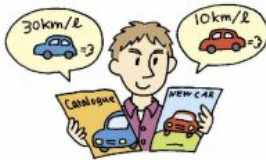
⑤ 繰り返し使えるリターナブル瓶を使う。



⑥ エネルギー効率の良い家電製品を選ぶ。



⑦ 燃費の良い車を選ぶ。



⑧ リサイクル商品を購入する。



⑨ 買い物には、鉄道や自転車を利用したり、歩いて行く。



環境に配慮した製品についているマークを参考に、
グリーン購入を心がけましょう。



エコマーク

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた文具などの商品につけられています。



省エネ性マーク

省エネ基準を満たしたエアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気使用、変圧器、電子計算機、磁気ディスク装置についている、緑色のラベルは省エネ基準達成率100%以上の製品。



国際エネルギースターマーク

待機時消費電力に関する基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど8つのOA機器についている。



グリーンマーク

トイレットペーパー、コピー用紙、ノートなど官紙を規定の割合以上利用した製品についている。



統一省エネラベル

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいため、省エネラベル制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

<参考>

私たちができること

—エコドライブをしよう!—

やさしい発進を心がけましょう
ふんわりアクセル「eスタート」

最初の5秒で
時速20キロが目安



車は発進する時に多くの燃料を消費します。
普通の発進より少し緩やかに発進するだけで燃費が10%程度改善します。
やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。
時間に余裕を持ってゆったりした気分で運転しましょう。

この他にもできることを やってみよう

- **加速度の少ない運転をしよう**
車間距離は余裕をもって交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
- **道路交情情報を活用しよう**
出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェック。
- **駐車場所に注意しよう**
渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。
- **アイドリングストップは5秒以上!**
エンジンを始動するときに必要な燃料はアイドリング約5秒分。5秒以上のアイドリングストップをすれば省エネになります。

参考：(財)省エネルギーセンター ホームページ

<例えばこれだけ省エネ・家計の節約が出来ます>



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

〈参考〉

私たちができること

—自然を感じる家へ—

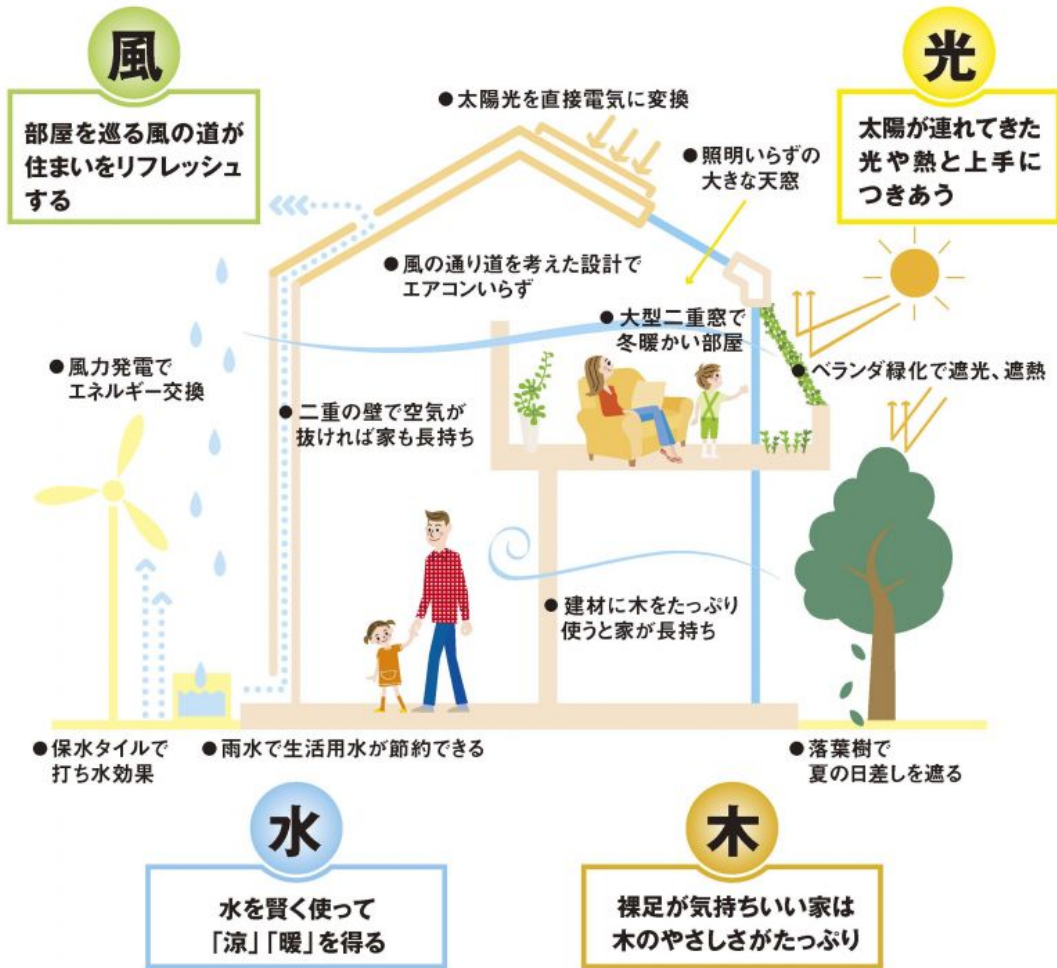
心地よく暮らせて省エネもできる。そんな贅沢な住まいを作る！
そのヒントは昔から日本の風土に根づいてきた、風に親しみ光を感じる暮らし。
ムリに何かを削るのではなく、自然の持つ力を最大限に生かす工夫を加えて、
もっと豊かに住みこなしていく。人に心地よく、地球にもやさしい
「エコ・リユクス」なアイデアをわが家にもぜひ採り入れてみよう。

「夏涼しい家」のポイント

日射遮蔽：庭には木を、屋上には芝生を、壁やベランダにはツタ植物を植えて、緑のカーテンで熱を遮ろう。
換気：家の中に「風の道」をつくらう。

「冬暖かい家」のポイント

断熱：暖めた熱を外に逃がさないようにするために、断熱のしっかりした家を建てよう。
気密：暖かい空気を逃がさないよう、すきま風をシャットアウトしよう。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

事業者 ～事業活動における行動～

【環境基本条例で規定する責務】

- ◎ 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任及び負担において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するための必要な措置を講ずるとともに、資源及びエネルギーの有効な利用並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全及び創造に積極的に努めるものとする。
- ◎ 事業者は、その事業活動において、環境の保全及び創造に支障を及ぼす事象が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- ◎ 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めるものとする。

【具体的な行動】

◎ 自然や歴史との関わり

- 自然環境保全への理解を示し、事業者のイメージアップにつなげます。
- 生物多様性に配慮した事業を行います。
- 景観に配慮した花いっぱい運動に積極的に参加します。
- 歴史文化景観に配慮しながら事業活動を行います。

◎ 快適な生活環境の維持・向上に向けて

- 事業所周辺の美化活動を推進します。
- 環境保全に配慮した事業を展開します。
- 周辺環境と調和するように、緑地の設置や建物の色彩に配慮します。
- 県産材の利用に努めます。
- 公共交通機関利用者への優遇措置などを検討します。
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。

◎ 循環型社会の形成に向けて

- 事業系一般廃棄物の分別を徹底し、廃棄物のリサイクルを推進します。
- 行政が実施している不法投棄の監視に協力します。
- ごみの分別など、市のルールを遵守します。

◎ 低炭素社会の実現に向けて

- 省エネ・省CO₂など環境に配慮した製品の技術開発、普及推進、使用に努めます。
- 省電力とCO₂排出量削減に向けての取組を強化します。
- 製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄などの事業活動が関わるすべての過程を通じて、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 従業員の環境教育を行い、省資源、省エネルギーの実践に向けた事業活動を推進します。

- 省エネ・省CO₂につながる機器の導入に努めます。
- 事業所の屋上や壁面緑化、グリーンカーテンの設置などにより、エネルギー消費の削減に努めます。
- CO₂排出量の見える化を通じて、省CO₂の定量評価を行い、最適なエネルギー機器システムの選択を行います。

<参考>

オフィスでできる 温暖化対策ヒント集

室温の管理

- 冷暖房の温度は、夏28度、冬20度を目安
- 夏の軽装（ノーネクタイ等）で効率アップ
- エアコンなどのごまめな清掃
- エアコン室外機の日よけ
- カーテン、ブラインドなどを活用
- 春、秋はできるだけ窓を開けて涼しく



▲銀行もノーネクタイ

照明、OA機器などの節電

- 晴れた日は窓際の照明を消灯
- 日中は廊下や階段の照明を消灯
- 会議室、トイレなど使用後の消灯
- 昼休みなど休憩時間に消灯し、パソコンも電源を切る
- 残業時の部分消灯
- プリンタやコピー機は、節電モードを活用
- コピーを使った後はリセットボタンで設定解除
- テレビを見ないとき主電源を切る
- 電気ポットの削減と魔法瓶の復活
- エレベータの利用を少なく



▲昼休みの消灯本数を数え節約電力量を記録

節水

- 手洗い、歯磨きの際のごまめな水止め
- 水道の減圧調整
- 蛇口に節水コマ等を取り付け
- 湯飲み洗いに洗剤のいらぬアクリルタワシを利用
- 雨水貯留タンクなどにより雨水を利用
- トイレに「擬音装置」を設置
- 節水型の水洗トイレを導入



▲地下タンクに雨水貯留

新エネルギーや省エネ型機器の導入

- 太陽光発電、太陽熱利用により太陽エネルギーを利用
- 風力、水力などの自然エネルギーを利用
- 木くず、生ゴミ、廃食油などバイオマスエネルギーを利用
- コージェネレーションやヒートポンプなどによりエネルギー効率を向上
- 白熱灯から蛍光灯への切り替え
- インバータ照明や省エネルギー型空調機を導入
- 二重ガラスや断熱材を使用し建物の断熱性を向上
- パソコン、プリンタ、コピー機などOA機器は省エネタイプを選択
- 冷蔵庫、飲料自動販売機などを省エネタイプへ切り替え
- 照明機器への人感センサを設置
- 高輝度誘導灯を導入



▲太陽熱と太陽光の利用

出典：奈良県パンフレット「エコオフィスで地球環境を守ろう!!」

<参考>

オフィスでできる 温暖化対策ヒント集

● 屋上緑化、敷地内緑化

- 建物の屋上や壁面を緑化
- 敷地内を緑化



▲屋上緑化

● 自動車利用

- エコドライブ(急発進、急加速の抑制、停車時のエンジン停止など)
- タイヤ空気圧の点検など定期的な点検整備
- 共同配送の利用、輸送の計画化で輸送を合理化
- ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車を導入



▲安全運転と関連づけたエコドライブ啓発

● 公共交通機関利用奨励

- 電車、バスなど公共交通機関を利用
- 近距離の徒歩、自転車利用



出典：奈良県パンフレット「エコオフィスで地球環境を守ろう!!」

● グリーン製品の購入

- 古紙配合紙を利用
- 両面印刷、両面コピーを徹底
- 使用済み用紙、使用済み封筒を再利用
- 使い捨て製品(紙コップ、紙皿など)の使用抑制
- 再利用又はリサイクルしやすい製品を優先利用
- 簡易包装、詰め替え式製品を利用
- 再生資源を使った製品を優先利用
- 間伐材などを使った製品を利用



▲コピー紙の裏面利用

● ごみ分別の徹底

- 分別回収ボックスを設置し、紙、空き缶、ガラス瓶などを適正に分別
- 食べ残しや食品の残りがすは、たい肥などに再利用
- 使える不要品を捨てずに有効利用できる場所に譲渡



▲分別の徹底

来訪者 ～観光などにおける行動～

【具体的な行動】

◎ 自然や歴史との関わり

- 歴史文化景観に敬意を払います。
- 魅力を再発見し、リピーターとして参加・利用します。
- 自然環境に関する理解を深め、「櫃原市の良さ」を自らが情報発信します。

◎ 快適な生活環境の維持・向上に向けて

- 自家用車での来訪を避け、できる限り徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。
- まちの環境美化に協力します。

◎ 循環型社会の形成に向けて

- ごみゼロ行政啓発へ協力します。
- ごみは持ち帰ります。
- ビン、カン、ペットボトルなどの分別回収に協力します。

◎ 低炭素社会の実現に向けて

- 市民・行政・事業者と協力し、低炭素社会の実現に貢献します。
- 観光は徒歩やレンタサイクルを利用します。
- アイドリングストップなどCO₂削減に努めます。
- ごみ排出量の抑制に努めます。

第7章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

1. 1 各主体の連携

本計画を総合的に推進し、望ましい環境像を実現させるためには、市民、市民団体、事業者、来訪者、行政（市）の各主体が、環境問題の解決のためお互いの情報や意見を交換することが重要です。このため、各主体の連携のもと、より良い方策を提案しながら適切に効率よく施策を推進できる体制をつくり、計画の推進体制を明らかにします。

1. 2 推進体制

市では、橿原市第3次総合計画との整合性を図るとともに、協働組織と庁内組織で構成される推進体制を構築し、国・奈良県・近隣自治体と調整・連携を図り、計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行いながら、本計画を推進します。これらの連携・調整を図るためにそれぞれ事務局があり、次のとおり組織の役割と構成についてまとめます。

(1) 協働組織

① 橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）

環境活動を展開しているNPOやボランティア団体、事業者、行政で構成される橿原市地球温暖化対策地域協議会では、環境総合計画や環境基本条例の作成に深く関わりました。

これまでの地域協議会の活動は、市域の環境保全や地球温暖化問題に関する意識啓発を主として、様々な環境活動を実践してきました。

今後は環境総合計画に基づく市民協働プロジェクトの推進役として、プロジェクトの企画立案および市民等への情報発信と呼び掛け、市民団体との連携・調整、市の環境施策・事業評価および提案を行います。



<役 割>

- 市民協働プロジェクトの推進
- 市民団体との連携・調整
- 施策・事業評価や提案

<構 成>

○構 成：橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）

② 橿原市環境審議会

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者などに意見を求めることが必要であることから、橿原市環境基本条例に基づき、市長の諮問機関として環境審議会が設置されており、引き続き公正な立場から審議します。

環境審議会では、橿原市が目指す望ましい環境像の実現に向けての5つの基本目標に基づく施策の進捗状況や効果などの総合的な評価・検証を行います。また本計画を見直す場合は、市長に対して意見を述べることができます。

<役 割>

- 環境総合計画の点検・評価
- 年次報告書に関する意見
- 環境総合計画の見直し

<構 成>

○構 成：学識経験者、環境団体の代表、市民代表者など、10人以内で構成します。

③ 市民・市民団体・事業者・来訪者

市民・市民団体・事業者・来訪者は、本計画を推進させるための環境保全活動に参加・実践する担い手です。市域の環境保全・創造、地球規模で深刻な問題となっている地球温暖化を食い止めるための対策は、市民等の協力が不可欠です。

市民等は行政（市）が行う施策に協力ならびに意見・提言を行うとともに、橿原市地球温暖化対策地域協議会が行う呼び掛けに積極的に協力・参加します。

<役 割>

- 環境保全活動の参加・実践
- 身近なことから始める地球温暖化対策の実践
- 行政（市）が行う施策の協力と意見・提言

(2) 庁内組織

① 檀原市環境総合計画推進会議

本市の環境施策を総合的・計画的に推進するため、庁内組織の横断的な推進組織としての「環境総合計画推進会議」を設置します。本計画の進行管理や担当部署における関連事業との調整などを行います。

また地球温暖化対策庁内実行計画に基づく削減目標およびエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく毎年の削減を達成するため、市の政策的な取組を検討します。

<役割>

- 環境総合計画の進行管理
- 地球温暖化対策庁内実行計画の進行管理
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく毎年の削減
- 施策の効果的な取組の検討
- 各主体・各部各課の連携・調整
- 各主体・各部各課の行動支援・普及啓発

<構成>

- 構成：檀原市環境総合計画庁内策定委員会設置規程に基づき設置された「庁内策定委員会」の構成員が所属する各部の部長と教育委員会を所轄する部長（総務部長，総合政策部長，市民文化部長，生活環境部長，まちづくり部長，生涯学習部長，教育総務部長）

② 庁内関係機関

推進会議での指示事項を事務局と連携を図りながら各担当部署での環境施策を実践し、その実施状況を報告します。

<役割>

- 環境総合計画に基づく施策の実践
- 地球温暖化対策庁内実行計画およびエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく取組内容の率行的行動と実践
- 施策・事業の実施報告

<構成>

- 構成：各所属長（地球温暖化対策推進責任者）と所属する職員
※ 各所属から選出される地球温暖化対策推進員（係長級）は、職場の者に対して、地球温暖化対策や省エネに関する啓発と指導を行います。

1.3 「かしはらの環境（環境年次報告書）」の発行

檀原市環境総合計画を実効ある計画とするための進捗・達成状況の検証結果、大気・水質などの環境監視測定結果などを市民にわかりやすく提供・公表する手段として、環境基本条例に基づく環境年次報告書を作成・発行します。

また市民協働プロジェクトの担い手となる橿原市地球温暖化対策地域協議会の活動を紹介することで、地域協議会が行っている環境活動に対して、大勢の方に関心を持って頂き、取組が広がることを期待します。

○事務局：環境保全課

- 報告書の構成
- 橿原市の環境の概要
 - 環境総合計画の施策の進捗状況
 - 橿原市地球温暖化対策地域協議会の活動紹介

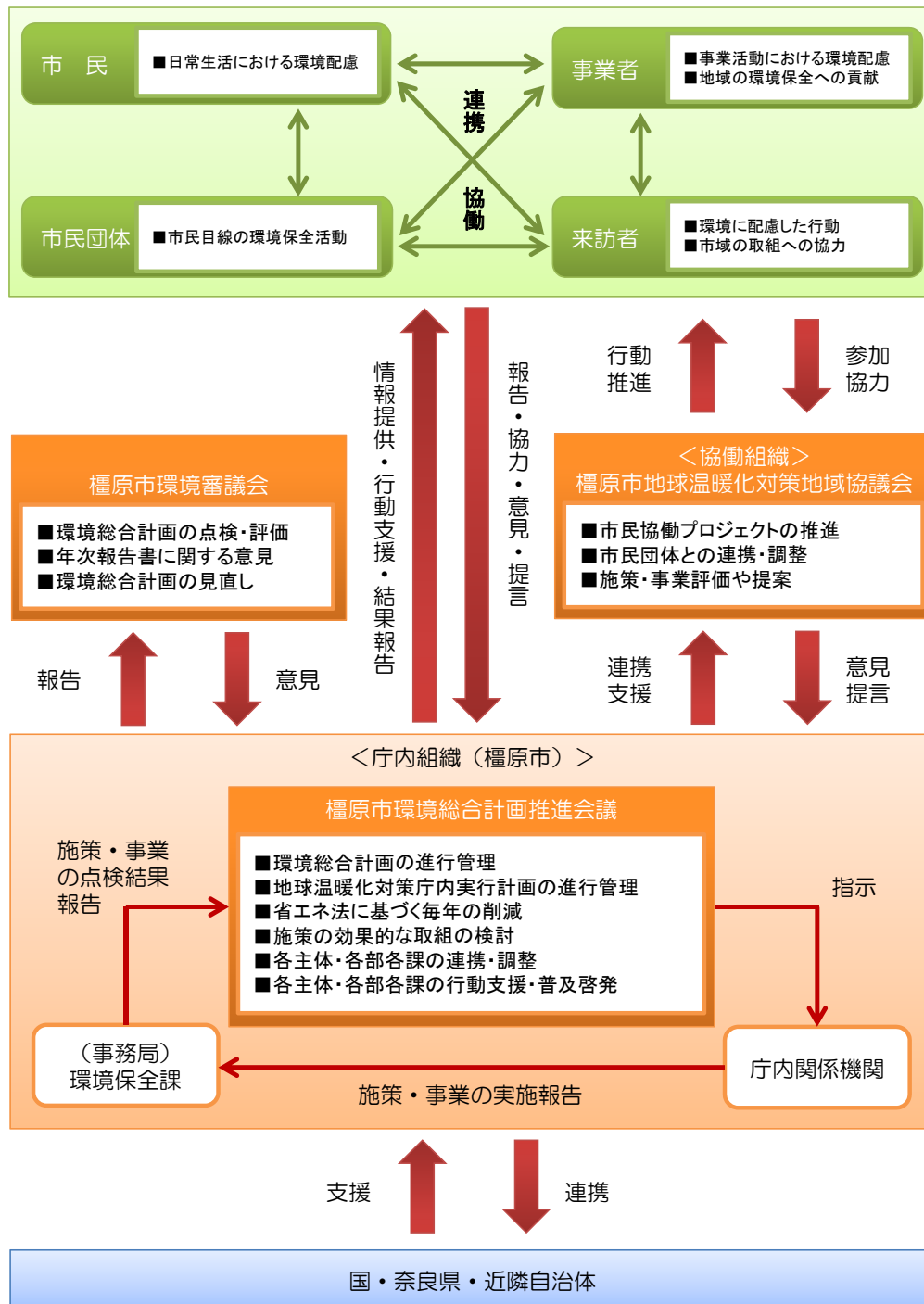


図 7.1.1 推進体制図

2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要です。本計画では、管理手法（マネジメントシステム）の基本的な考え方であるPDCAサイクルを用いて計画の進行管理を行います。

2. 1 PDCAサイクルの利用

PDCAサイクルの考え方は、環境保全の取組を継続的に計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の4つのステップで計画の進行を管理する仕組みです。

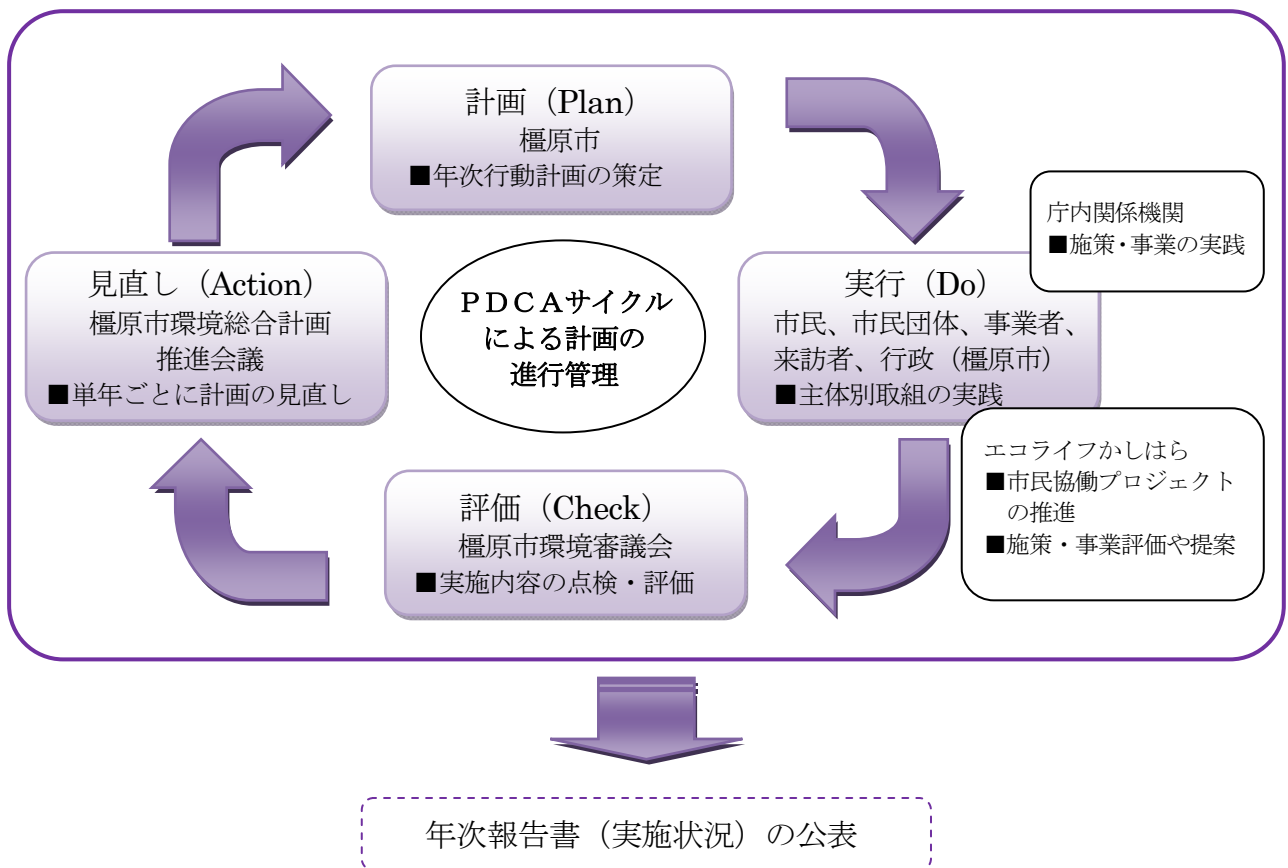


図 7.2.1 進行管理図

2.2 進行管理

(1) 計 画 (Plan)

橿原市環境総合計画推進会議は、当該年度に行う取組について、橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）の提言や市民や事業者の意見を踏まえ、年次行動計画を取りまとめます。

(2) 実 行 (Do)

本計画は、市民、市民団体、事業者、来訪者、行政（橿原市）が取組を実施します。これらの取組を円滑に推進するため、庁内関係機関は取組を推進すると共に、市民等に協力を頂く部分は市民啓発を行います。また橿原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）を中心に市民協働プロジェクトを行い、多くの主体者に情報発信と呼び掛けを行います。

(3) 評 価 (Check)

取組の実施状況について、庁内関係機関の意見を踏まえ、年次報告書として結果の取りまとめを行います。その結果をもとに、環境審議会で評価を行います。

■評価手法

計画の進捗状況や取組の実施状況は、年次報告書として整理します。評価は、それらの達成状況から判断します。また、年次報告書は一般に公表して、市民、市民団体、事業者へ情報提供を行います。

(4) 見直し (Action)

環境審議会での審議結果を踏まえ、橿原市環境総合計画推進会議が計画の見直しを行います。

なお、推進会議では、これらの毎年の進行管理結果をもとに、社会状況の変化、環境に対する価値観の変化を踏まえ、必要に応じて計画全体の見直しを行います。

資料1 橿原市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境に関する基本的な計画の策定（第7条・第8条）

第2節 良好な環境を保全し、及び創造するための施策（第9条～第13条）

第3章 参画及び協働のための施策（第14条～第16条）

第4章 推進体制（第17条）

附則

橿原市には、万葉集に詠まれた大和三山、飛鳥川や曾我川、また、日本で初めての本格的な都城であった藤原京など、歴史的、文化的な遺産が数多くあります。このことは、古来、この橿原の地が豊かな自然に恵まれ、人々の生活に適した良好な環境であったことを示しています。

しかしながら、過去の良好な環境が、現在、そして将来の良好な環境を保証するものでないことは言うまでもありません。私たちが生活する上で適した環境は、私たちが日々努力することによって作り出し、次の世代へと継承していくものです。

万葉の時代から年月は移ろい、近年、私たち人類は、社会経済活動において飛躍的な規模の拡大を果たしましたが、同時に、それは、環境に過剰な負荷を与えるものでもありました。その結果、地球温暖化を始めとした様々な環境問題を引き起こし、私たち人類を含む多種多様な生物の存続に必要な基盤が侵食されつつあります。

私たちは、だれもが健康で文化的な生活や、住み良い安心できる社会を望んでいます。それならば、私たちは、一人一人がこの橿原の地はもとより、私たち人類の存続の基盤である素晴らしい地球環境についても、積極的にその環境の保全に努めるべきです。

そのためには、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの在り方とその環境への影響力を自覚し、自主的かつ積極的に環境の保全に対してその役割を果たし、相互に協力し連携するとともに、社会経済活動と調和を図りつつ環境の負荷を低減し、地球環境の保全まで視野に入れ、持続的に発展することができる社会の実現に取り組むことが求められます。

ここに、万葉の昔から、この橿原の地に受け継がれてきた豊かな自然の継承を指標として、健康で文化的、かつ、安心で安全な生活の基盤となる良好な環境を保全し、後世に引き継ぐため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、橿原市（以下「市」という。）において良好な環境を保全し、及び創造するための基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）における用語の定義の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康で文化的、かつ、安心して安全な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。

(2) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止又は自然の恵みの確保その他の良好な環境の維持にとどまらず、積極的に良好な環境をつくり出すことをいう。

(3) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。

(4) 市民団体 環境の保全及び創造のための活動等を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的として、市民を中心に組織された団体をいう。

(5) 市民等 市民及び市民団体をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在の市民が良好な環境を享受できるようにするとともに、当該良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを最大の目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的、かつ、安心して安全な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、生物の多様性を損なうことなく、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民等及び事業者が自らの環境への負荷及び影響を自覚した上で、その役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的、かつ、安心して安全な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら行う事務事業の執行に当たっては、環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国、奈良県その他の地方公共団体と連携して、その推進に努めなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、市は、市民等及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出その他日常生活における環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任及び負担において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するための必要な措置を講ずるとともに、資源及びエネルギーの有効な利用並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全及び創造に積極的に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において、環境の保全及び創造に支障を及ぼす事象が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。

3 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境に関する基本的な計画の策定

(環境総合計画)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化への対策を含めた環境についての基本的かつ総合的な計画（以下「環境総合計画」という。）を定めるものとする。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第13条に規定する橿原市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(年次報告等)

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 良好な環境を保全し、及び創造するための施策

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、環境への負荷の低減を図り、資源及びエネルギーの有効な利用の推進に努めなければならない。

(地球温暖化対策の推進)

第11条 市は、地球環境の保全における地球温暖化対策の重要性に鑑み、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、国、奈良県その他関係する機関及び市民団体と連携し、又は協働して、地球温暖化対策に関する施策を積極的に推進するものとする。

(指導等の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図る上での支障を防止するため、その原因となる行為に対し、指導、助言その他の措置を講じなければならない。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監

視、測定その他の措置を講じなければならない。

(審議会)

第13条 環境基本法第44条の規定に基づき、市域における環境の保全に関する基本的事項を調査及び審議するため、橿原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第3章 参画及び協働のための施策

(環境教育等の推進)

第14条 市は、市民等及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動意欲が増進されるように、環境に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、環境教育等の推進並びに市民等及び事業者の自発的な活動の促進に必要な情報を提供するものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に資する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等及び事業者の意見を適切に反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、調整するために必要な体制を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年橿原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中第54項を第55項とし、第31項から第53項までを1項ずつ繰り下げ、第30項の次に次の1項を加える。

31 環境審議会の委員	日額 10,000	”
-------------	-----------	---

理由 橿原市において環境の保全その他の環境施策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基本となる事項を定めるため、条例を制定するもの

資料2 市民等へのアンケート調査結果

市民、子ども（中学生）および事業者に対して、市域の環境及び地球温暖化に関して意識調査を実施しました。

市民アンケートは、人口の約1%の1,000件とし、市民の男女、年齢、地区別構成に応じた割合で抽出しました。

子どもアンケートは、将来を担う子供たちの「思い」を生かすため、市内6中学校の2年生を対象とし、“将来に対する意向の把握”に絞った設問を基本としました。

事業者アンケートは、市内事業所数4,178事業所（平成21年経済センサス）の約5%である250件とし、事業所数の多い業種の意見をより多く捉えるようにしました。

回収率は、市民、事業者についてはそれぞれ35.0%および32.8%、子どもについては、学校での配布・回収により93.5%でした。

表1 アンケート配布・回収

対象者	配布数	回答数	回収率 (%)
一般市民	1,000件（人口の約1%）	350	35.0
子ども	1,193件（市内6中学校2年生）	1,115	93.5
事業者	250件（事業所全体の約5%）	82	32.8

1. 市民

(1) 身近な環境について感じること

身近な環境についての満足度を把握しました。

【自然環境】

“身近な自然環境や緑への親しみやすさ”の満足度が最も高く、“農山村の風景”の満足度も高い傾向にありました。“河川や池などの水質やふれあいのしやすさ”は、やや不満が多い傾向がみられました。

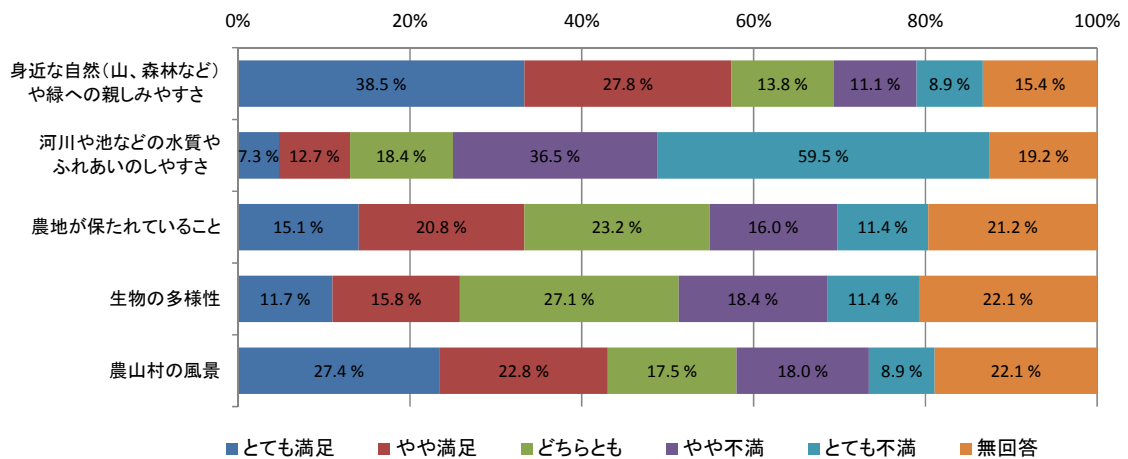


図1 身近な環境についての満足度（自然環境）

【生活環境】

“空気のきれいさ”、“静かさ”の満足度が高い傾向にありました。

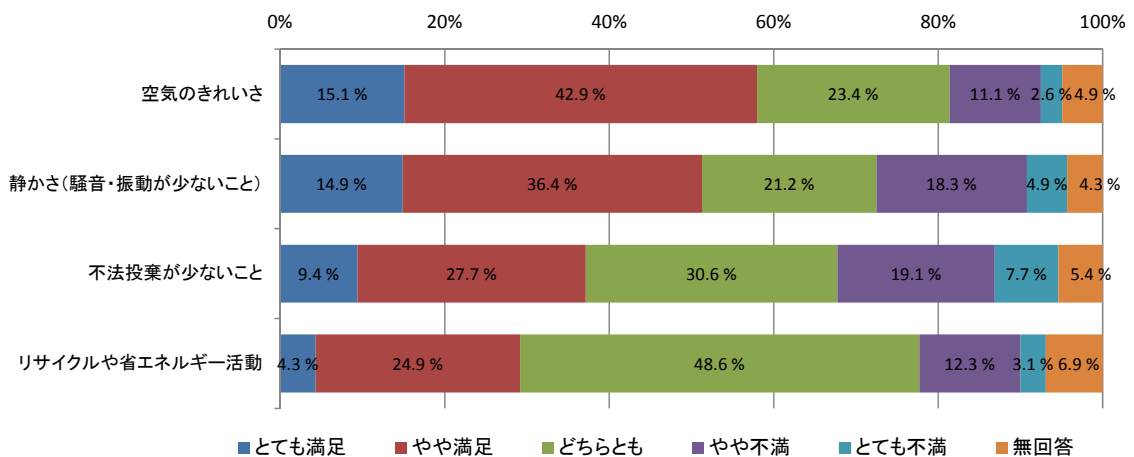


図2 身近な環境についての満足度（生活環境）

【文化環境】

“歴史遺産や歴史的なまちなみ等がみられること”の満足度が高い傾向にあり、“公園・広場が多いこと”は、不満が多い傾向がみられました。

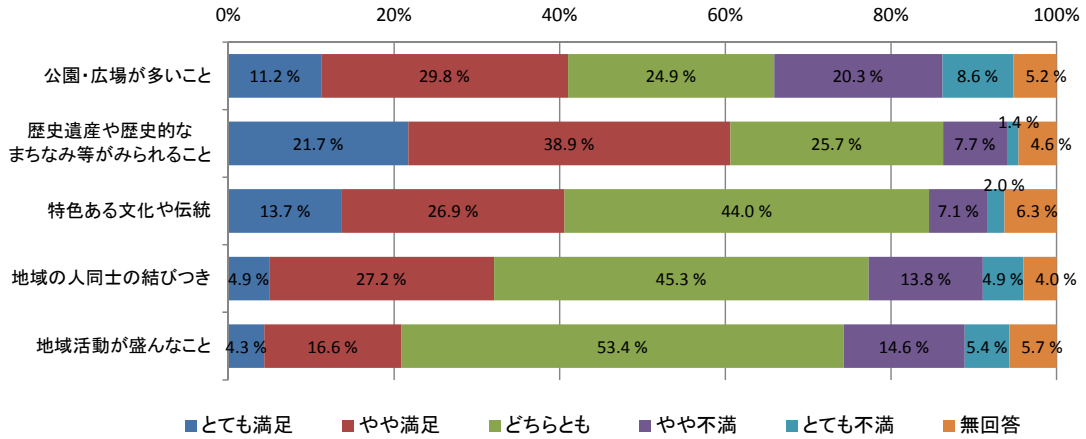


図3 身近な環境についての満足度（文化環境）

(2) 環境問題に対する取組について

環境問題に対する重要度の認識と今後の取組についての意向を把握しました。

【重要度】

“ごみの不法投棄防止”、“生活排水による河川水の汚濁防止”、“災害時のスペース確保”が「大変重要」と回答した割合が高くなりました。

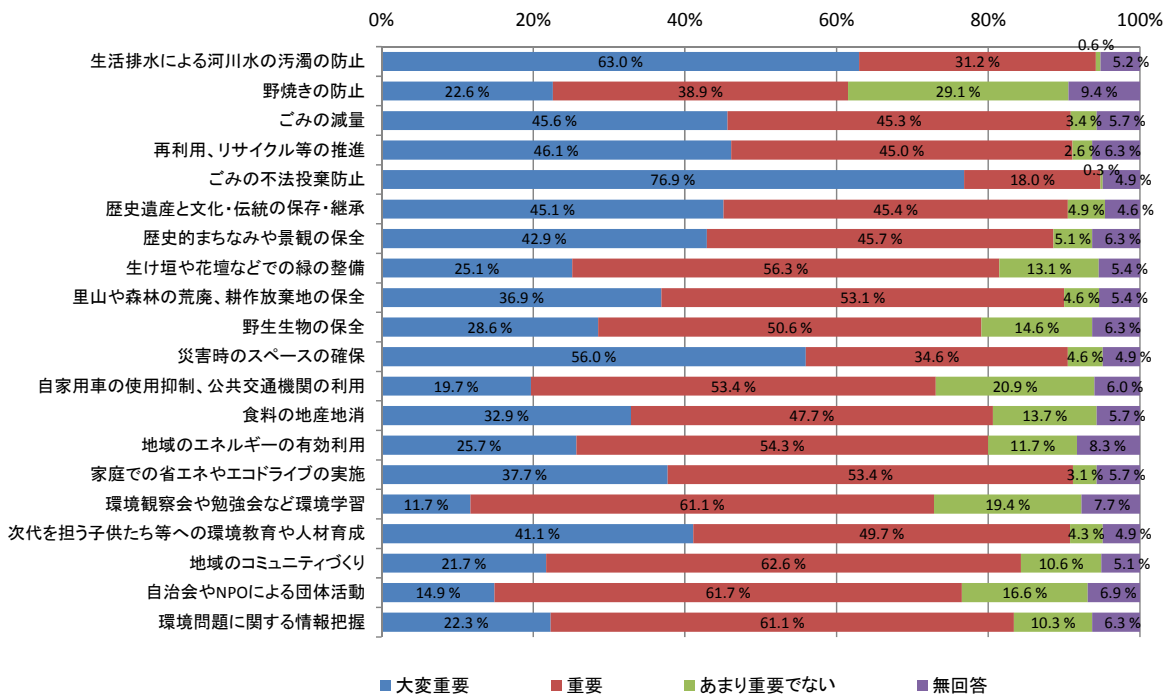


図4 環境問題に対する取組（重要度）

【今後の取組】

「手間がかからないこと」という条件で今後取り組めると意向が高い項目は、“再利用、リサイクル等の推進”、“生活排水による河川水の汚濁の防止”となっています。「家計への負担が少ないこと」という条件では、“食料の地産地消”、“家庭での省エネやエコドライブの実施”の意向が高くなっています。「みんながやるようになったら」という条件では、“地域のコミュニティづくり”の意向が高くなっています。

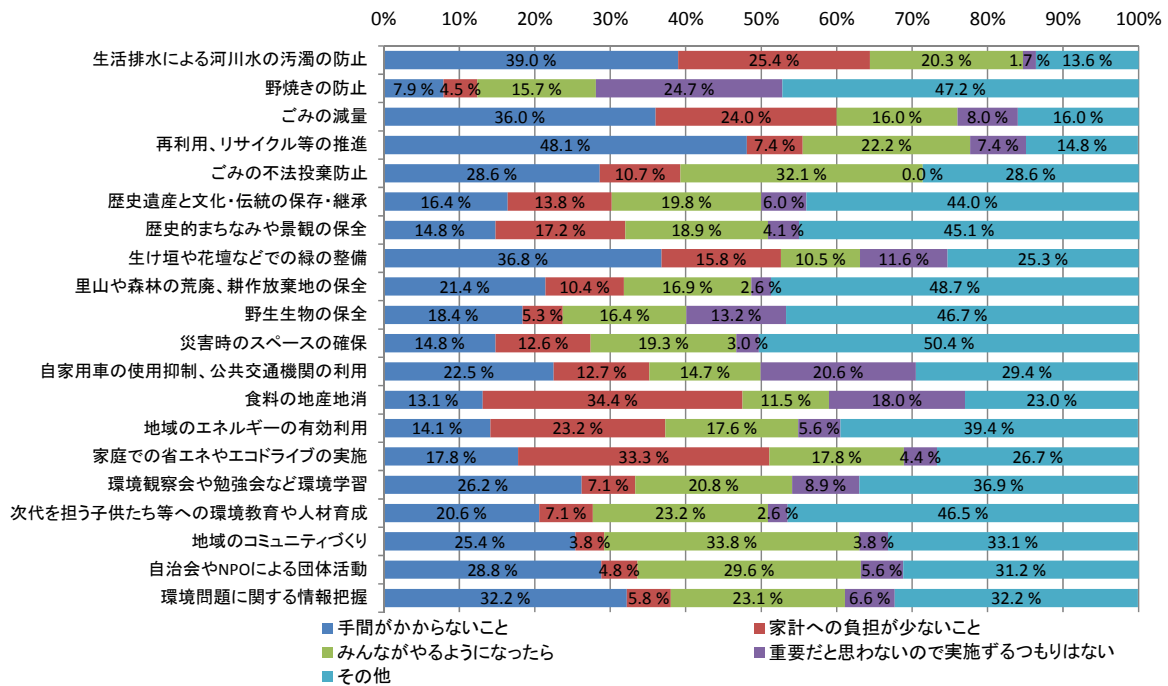


図5 環境問題に対する取組（今後の取組）

（3）省資源・省エネルギーに関する取組について

省資源・省エネルギーに関する取り組みについて、現在の状況と今後の実施に向けた意向を把握しました。

【実施状況】

“冷暖房機器のつけっぱなしをしない”や“洗濯物はまとめ洗い”など、消灯や節水に関する取り組みは、以前から実施されている割合が高くなりました。

“室温の設定”がこの1年で実施されている割合が比較的高くなっている特徴がありました。

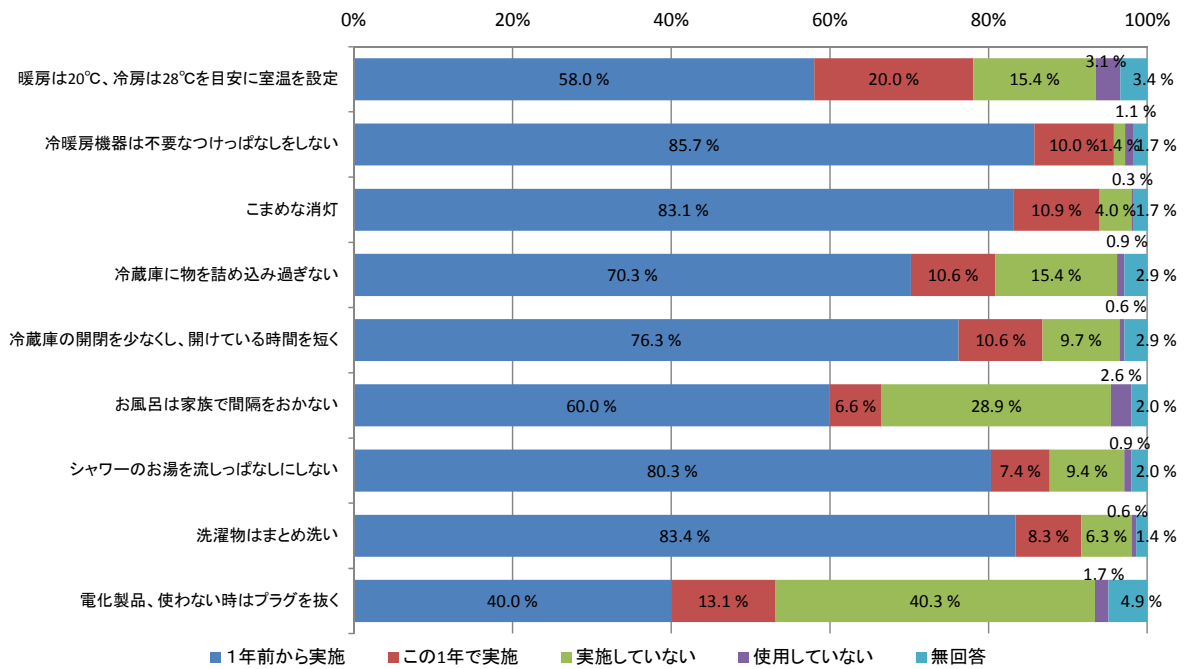


図6 省資源・省エネルギーに関する取組(実施状況)

【実施条件】

「手間がかからなければする」という条件では、“電化製品のプラグを抜く”行動は、取り組む意向が高いことが確認されました。

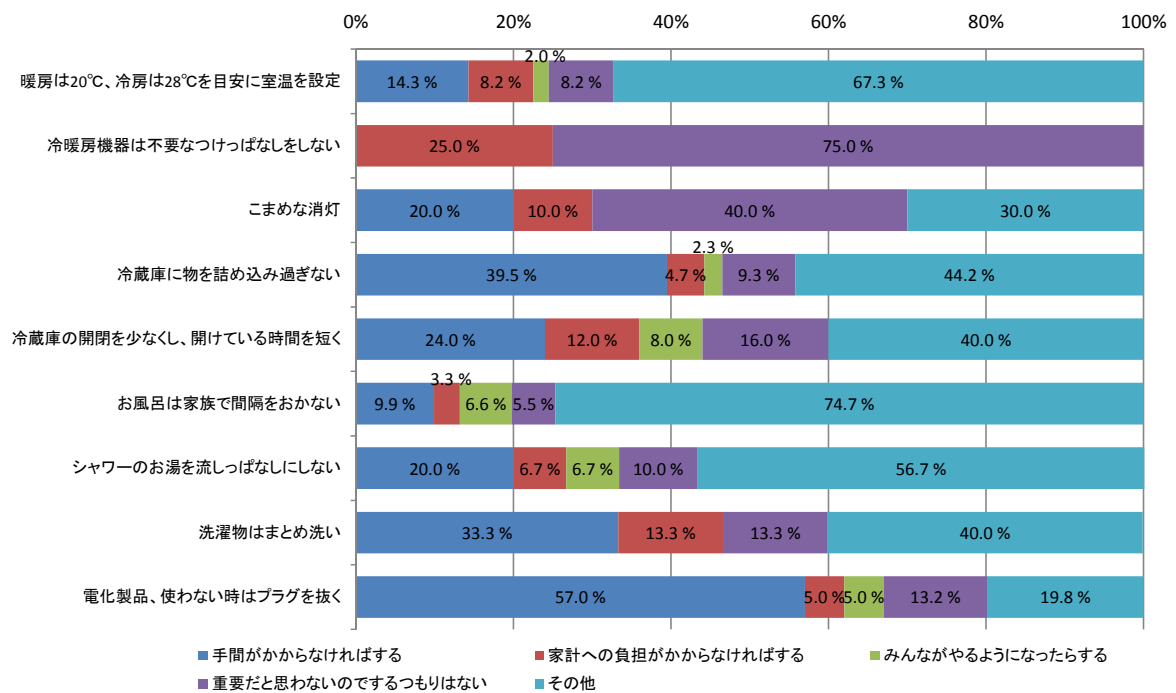


図7 省資源・省エネルギーに関する取組(実施条件)

(4) 橿原市の環境のあり方についての意見

橿原市の環境のあり方についての意見を把握しました。

【環境保全についての考え】

“環境問題は大切であるが、地域産業の振興との調和をとりながら進めるべき”という意見が比較的多く、環境保全の重要性は認識しつつ、産業振興・活性化との両立が必要であるという意向が強いことが確認されました。

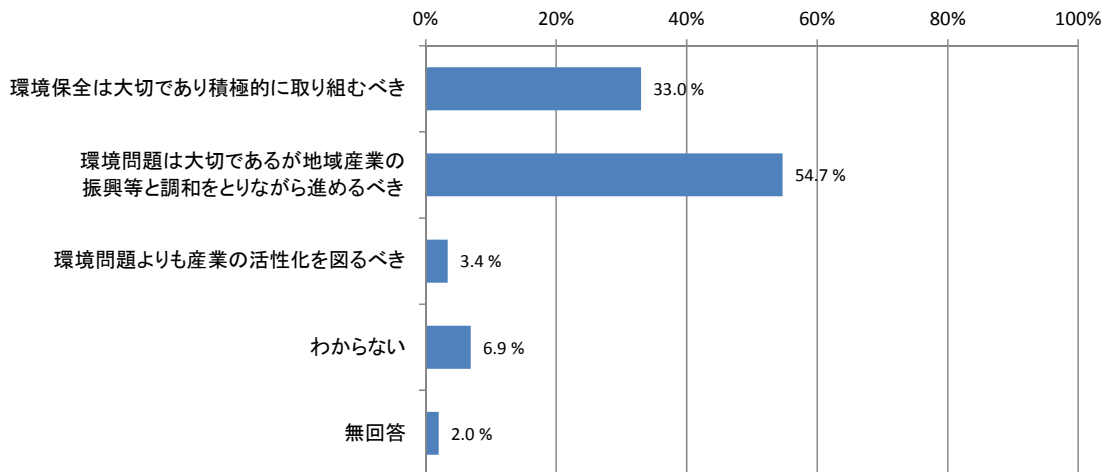


図8 橿原市の環境のあり方について（環境保全）

【あなたが将来望ましいとお考えになる橿原市の環境像】

“公害・ごみ問題が少ないこと”、“様々な自然が残っていること”が望ましいという意見が多くみられました。また、地域性として“独自の歴史・文化の継承”という意見も多くみられました。

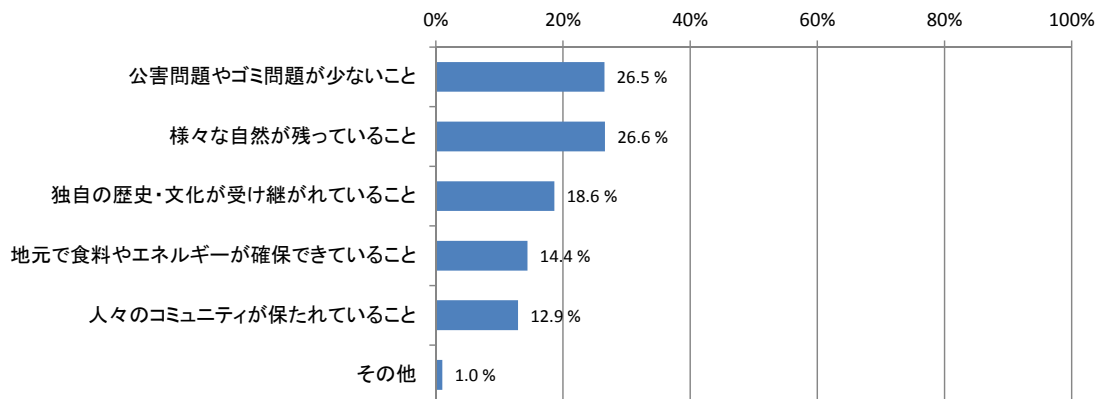


図9 橿原市の環境のあり方について（環境像）

(5) 環境活動への参加について

今後の環境活動への参加についての意向を把握しました。

【環境活動への参加意向と参加したくない場合の理由】

参加意向については、既に参加もしくは参加希望が 36%を占めています。

一方で参加したくないという意見も 37%を占めています。

参加したくない理由としては、活動効果や参加したくなるような活動がないことなどがあげられています。

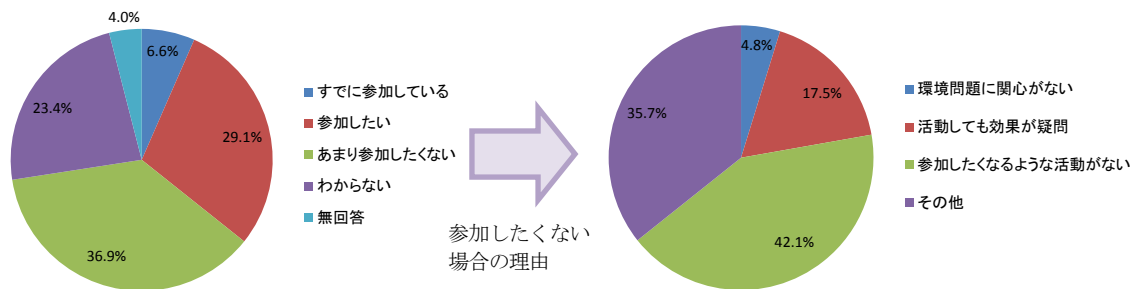


図 10 環境活動への参加について（参加意向）

【今後、参加してみたい活動】

“地域の清掃活動”、“緑化活動”、“フリーマーケット”等への参加意欲が高くなっています。

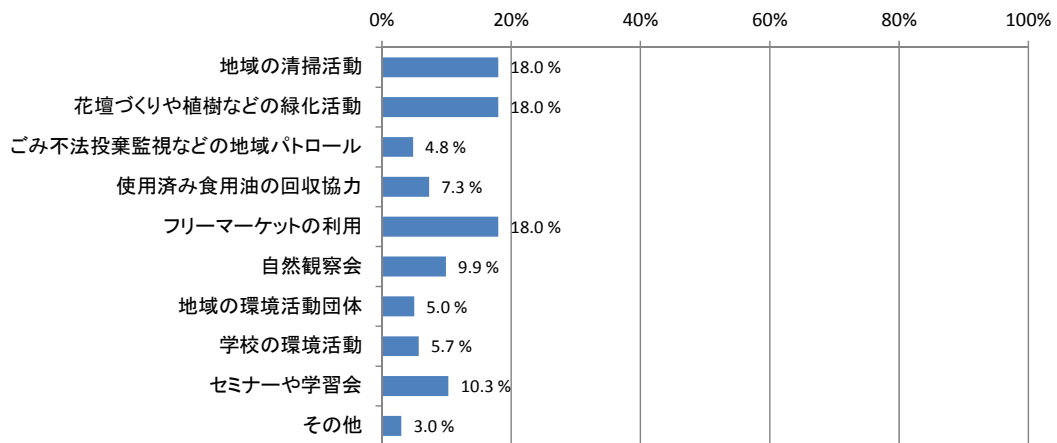


図 11 環境活動への参加について（今後の活動）

2. 子ども（中学生）

（1）身近な環境の良いところ、悪いところ

子供たちの環境に関する認識として、橿原市の印象と環境に恵まれていると思う理由を把握しました。

【橿原市環境について】

市の印象として、“環境に恵まれている”という意識が高くなりました。

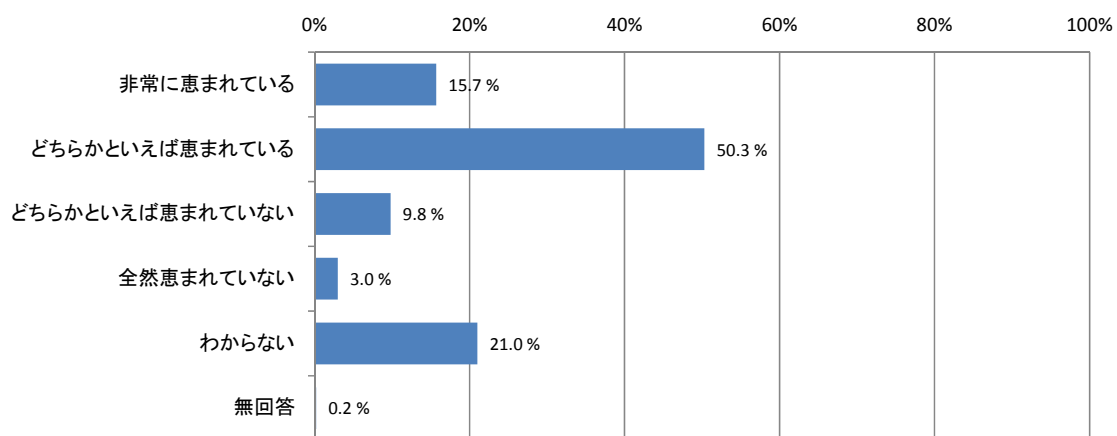


図 12 身近な環境（橿原市の環境について）

【環境に恵まれていると思う理由】

“動物がたくさんいる”という意見が最も多くなりました。

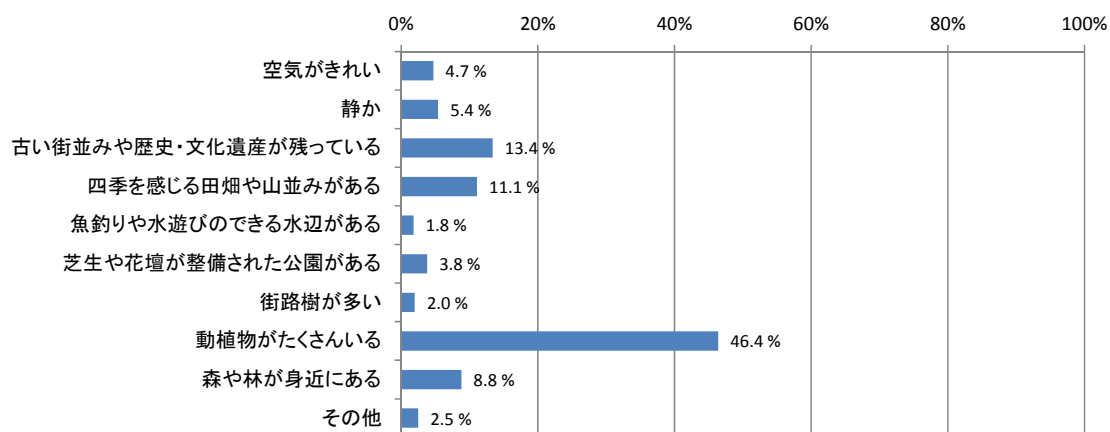


図 13 身近な環境（環境に恵まれている理由）

(2) 環境問題に関する実態調査

子供たちの環境問題への関心の度合いと、関心を持つようになったきっかけを把握しました。

【環境問題についての関心】

“非常に関心がある”、“どちらかといえば関心がある”という意見と“どちらかといえば関心がない”、“まったく関心がない”という意見がほぼ同じくらいの割合を占めています。

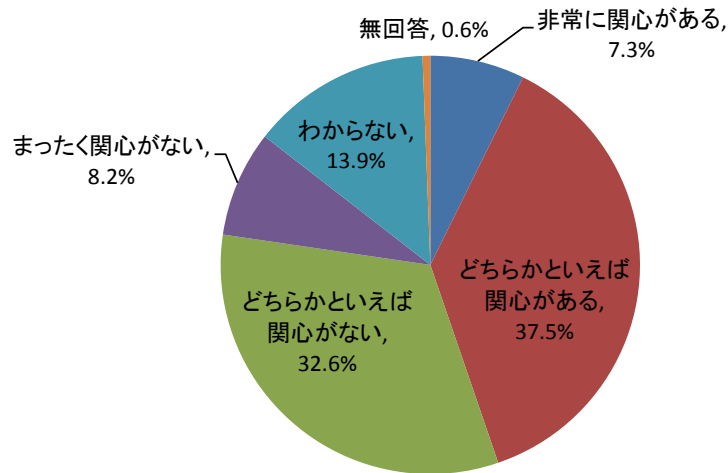


図 14 環境問題についての関心

【環境問題に関心を持つようになったきっかけ】

“テレビ、雑誌、写真などを見て”、“まちの自然が失われていく様子を見聞きして”のほか、学校での教育等がきっかけとなっています。

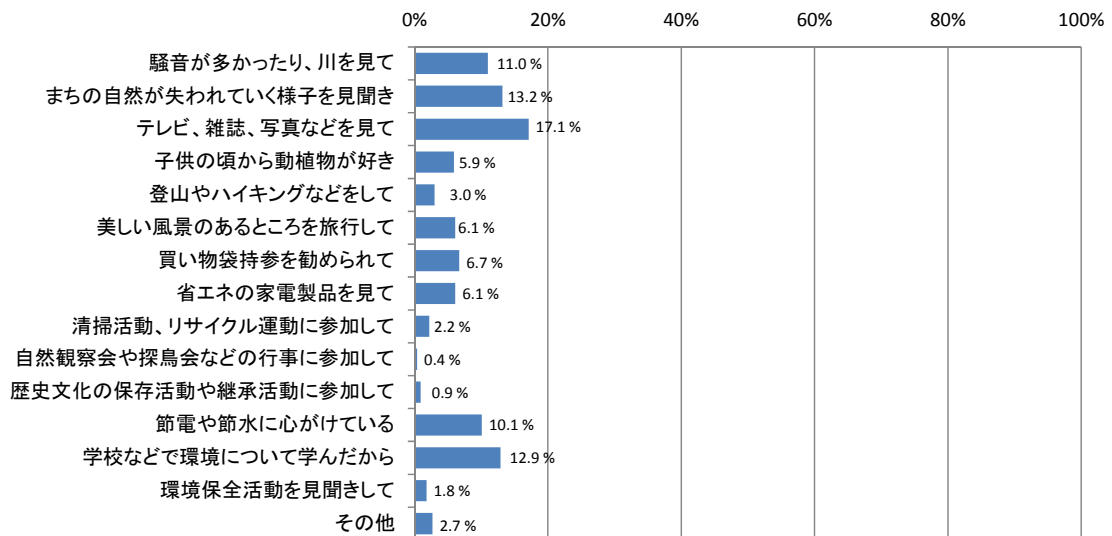


図 15 環境問題に関心を持つきっかけ

【自然環境にふれる体験等】

“カエルや虫の鳴き声を聞いたこと”、“野鳥を見たり、鳴く声を聞いたこと”、“蝶やトンボを捕まえたこと”が自然にふれる体験として多くなっています。

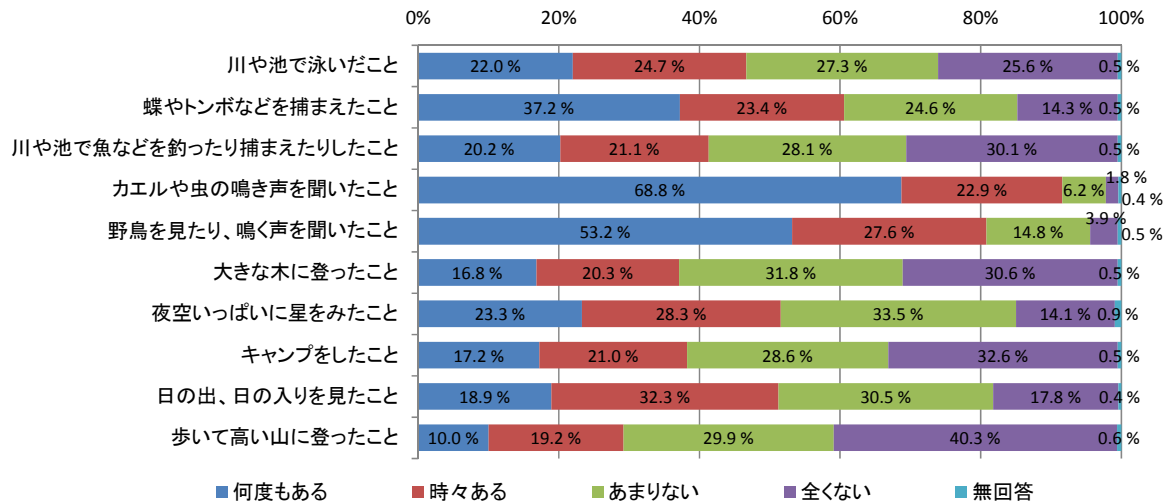


図 16 自然環境にふれる体験

(3) 環境に関して大人に気をつけてほしい行動

環境に関して気をつけてほしい行動についての意見を把握しました。

“たばこの投げ捨て”、“ごみのポイ捨て”などの身近な行動が多くあげられています。

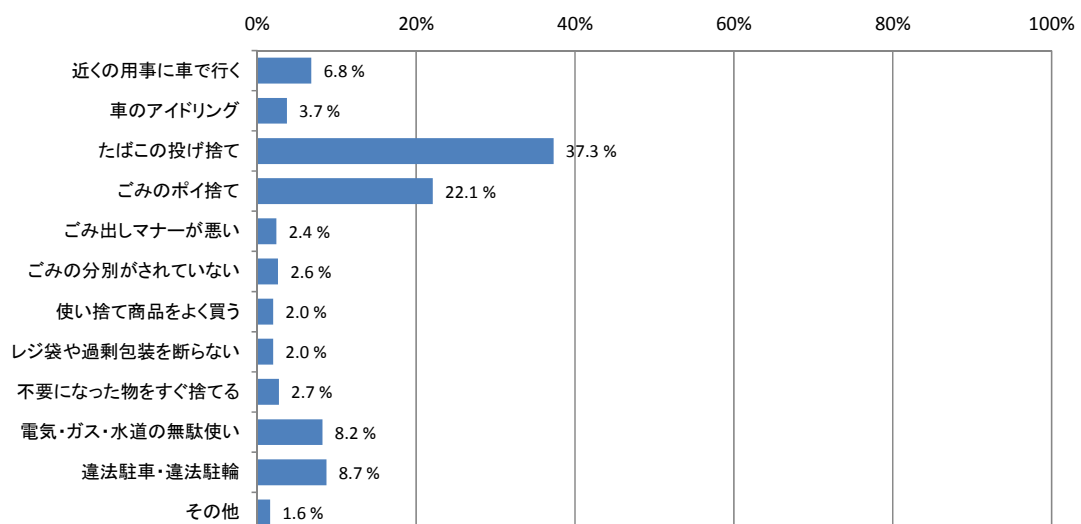


図 17 大人に気をつけてほしい行動

(4) 関心の高い環境項目

子どもたちが関心を持っている環境問題について把握しました。

特に関心の高い環境問題は、“地球温暖化”で34.1%を占めています。

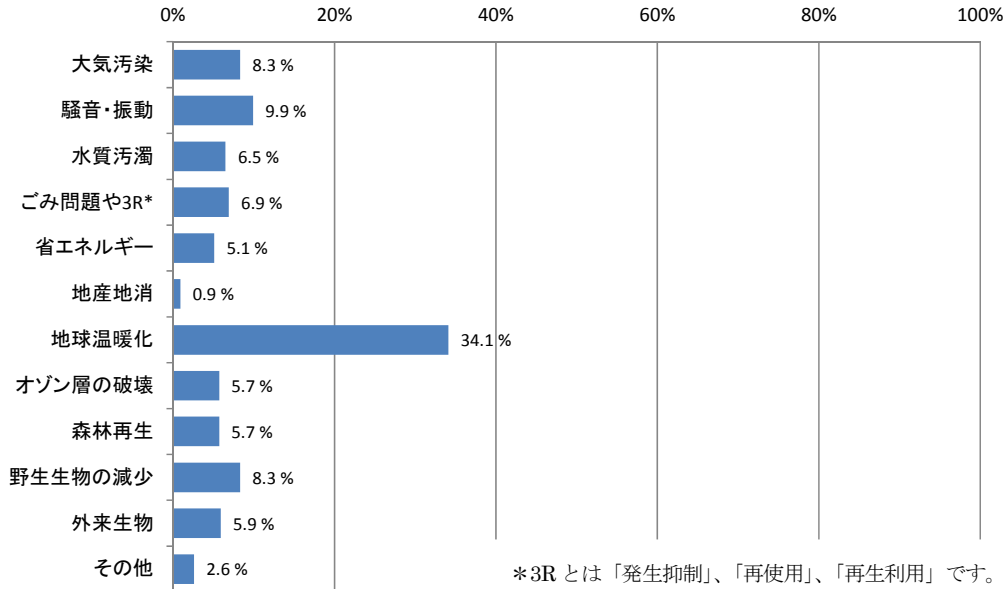


図 18 関心の高い環境項目

(5) 環境を守るためにこれから出来ること

環境保全に向けた活動の意向を把握しました。

【環境保全活動への参加の経験】

“参加したことがない”が64%と半数以上占めています。

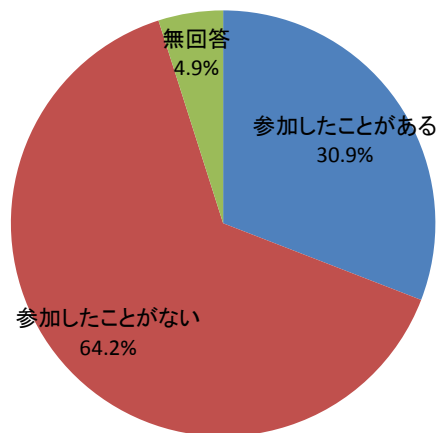


図 19 環境保全活動への参加（経験）

【活動内容】

“参加したことがある”と答えた生徒は、“美化清掃活動”への参加が最も多く、44%を占めています。

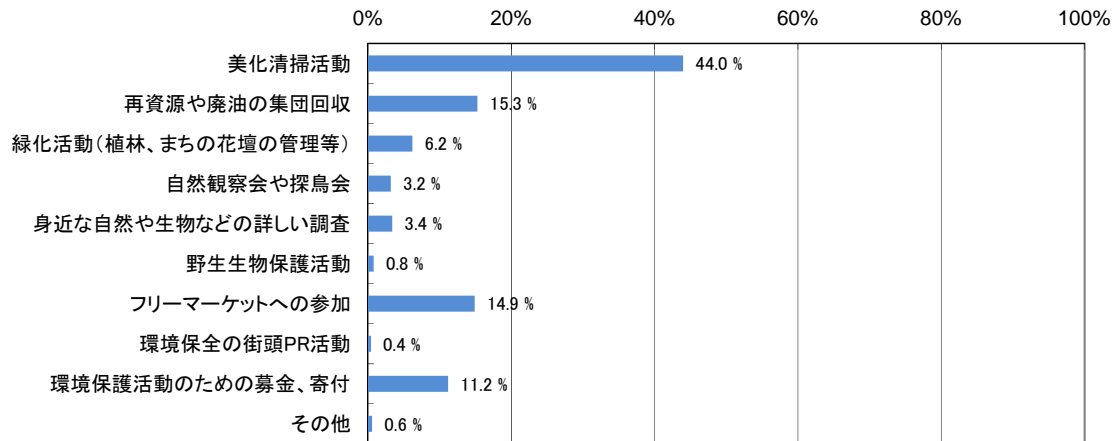


図 20 環境保全活動への参加 (活動内容)

【今後の参加意向】

環境保全活動への参加意向がある生徒は、今後は“フリーマーケット”、“美化清掃活動”への参加意向が多くなっています。

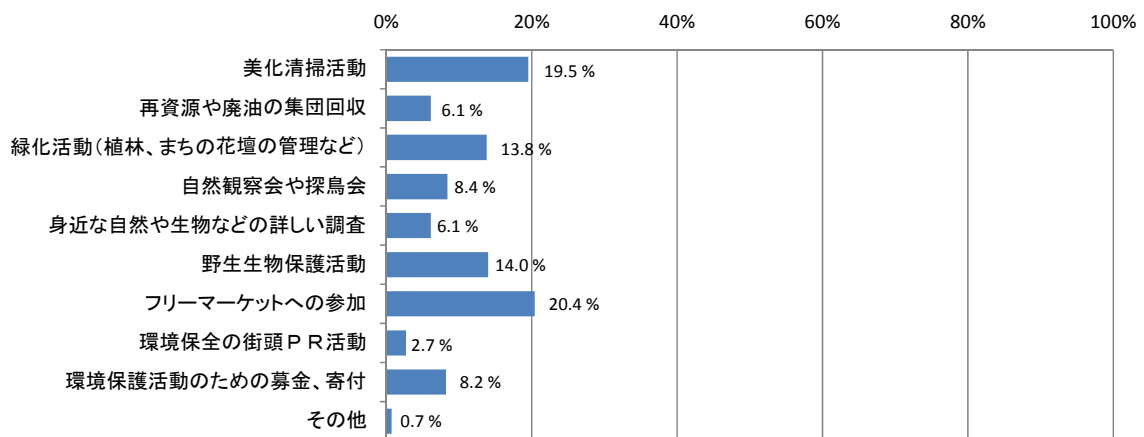


図 21 環境保全活動への参加 (参加意向)

【参加したくないと思う理由】

“参加する暇がない”、“興味がない”という理由が多くなっています。

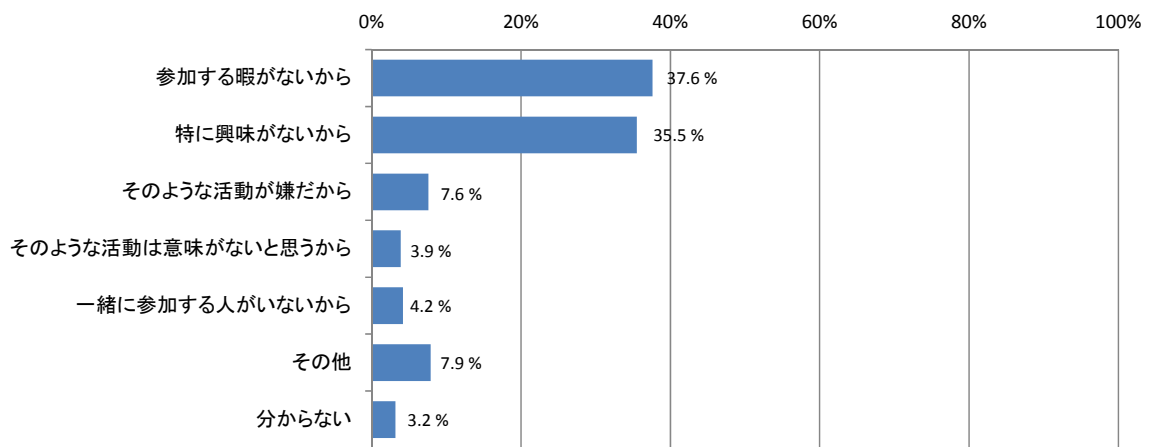


図 22 環境保全活動への参加（不参加理由）

3. 事業者

(1) オフィスにおける省エネの実施状況

積極的に取り組んでいる環境保全活動としては、“季節に合った服装を励行”が33%と最も多くなっています。エネルギー管理については、いずれの項目も取り組みは考えていないという回答が多くなっています。

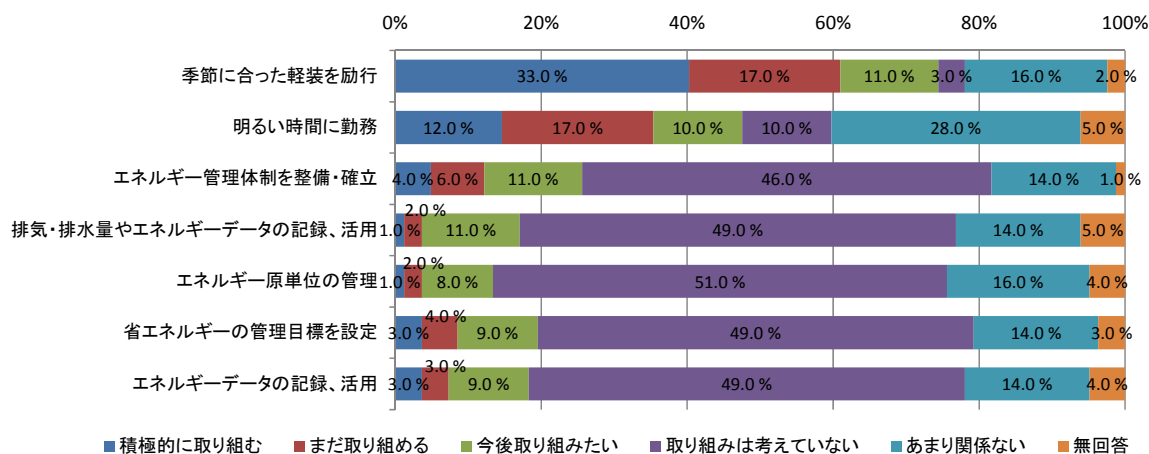


図 23 環境保全活動の取組状況（オフィス）

(2) 省エネ等に配慮した商品・サービスの提供や支援

“まだまだ取り組める”、“今後も取り組める”と、将来、積極的に省エネに配慮した商品などを取り組む意向を示す事業者が比較的多くなっています。

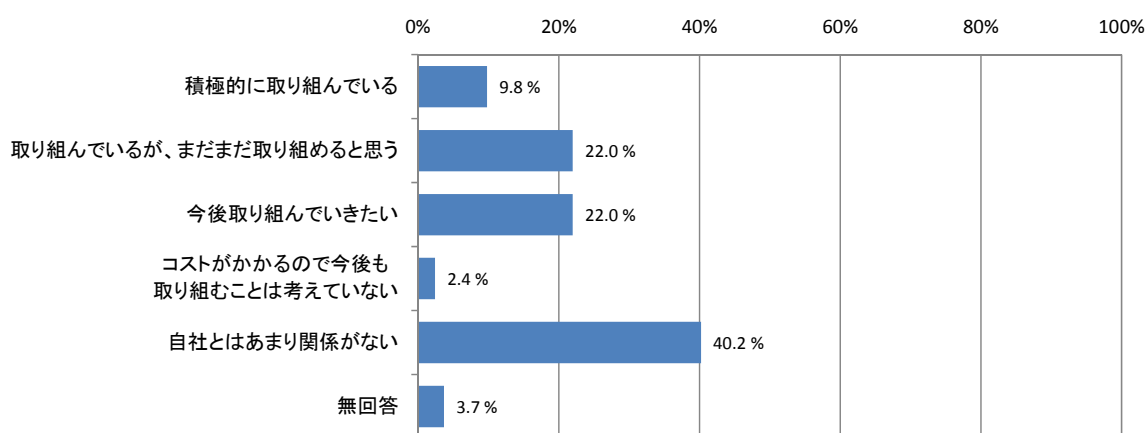


図 24 環境保全活動取組状況（商品・サービス）

(3) 環境に関する影響把握

“物資・人員の移動に伴う交通量の発生”が環境に影響を及ぼしていると認識している事業所が47.4%と最も多く、次いで“騒音・振動の発生”が多くなっています。

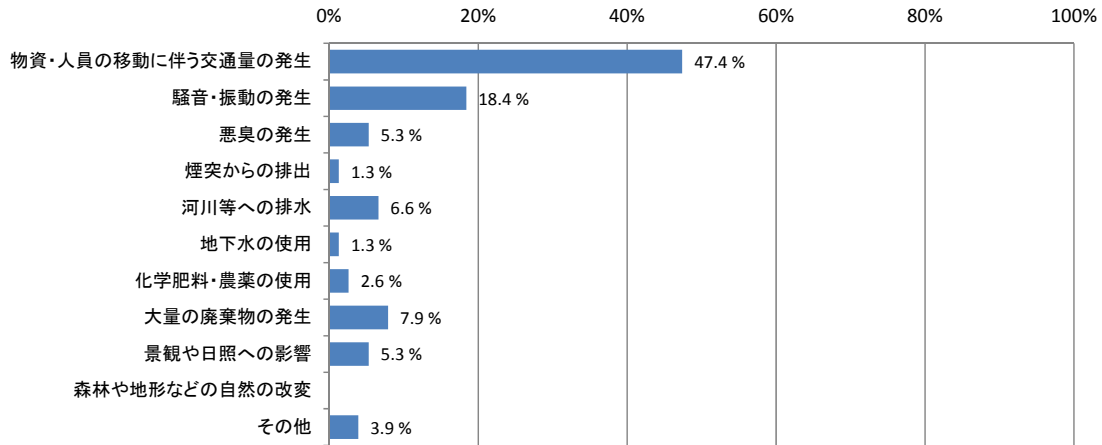


図 25 環境に及ぼす影響

(4) 省エネ・省資源・リサイクル等環境に関する取組状況

【環境に関する取組】

「積極的に取り組む」項目としては、“廃棄物量を減らす”、“省資源化や省エネルギー化に取り組む”が多くなっています。「今後取り組みたい」項目としては、“建物の断熱化”、“省資源化や省エネルギー化に取り組む”、“気候や天候に応じた省エネ”が多くなっています。

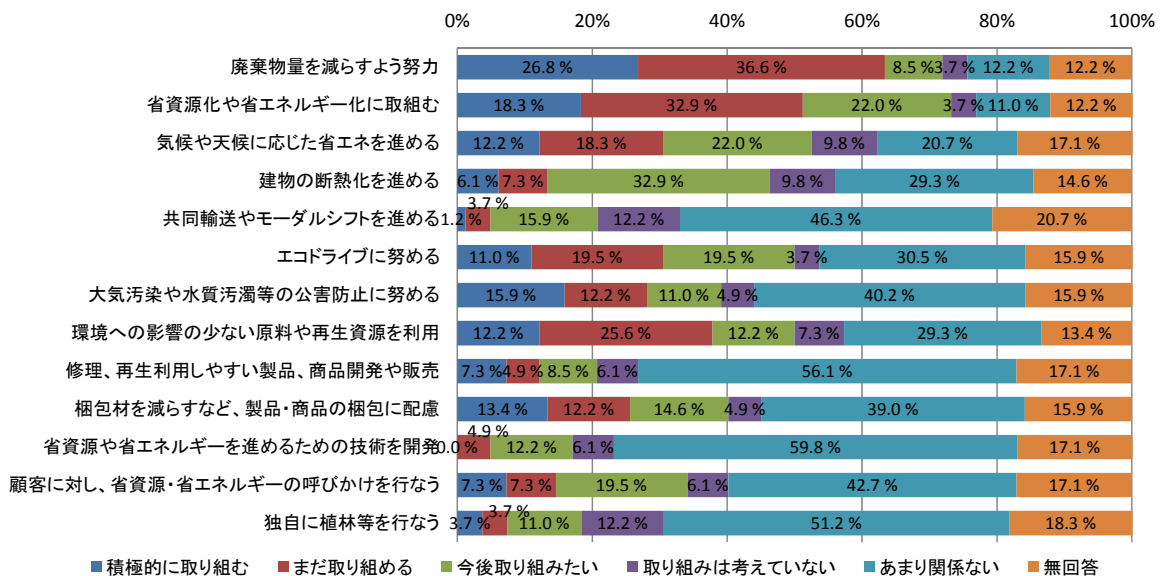


図 26 環境に関する取組

【取組の可能性】

今後、共同輸送やモーダルシフトへの取組が注目されています。また、商品開発や技術についての補助制度の必要性もあげられています。一方で、植林事業等のCSR事業には、関心が低い傾向がみられます。

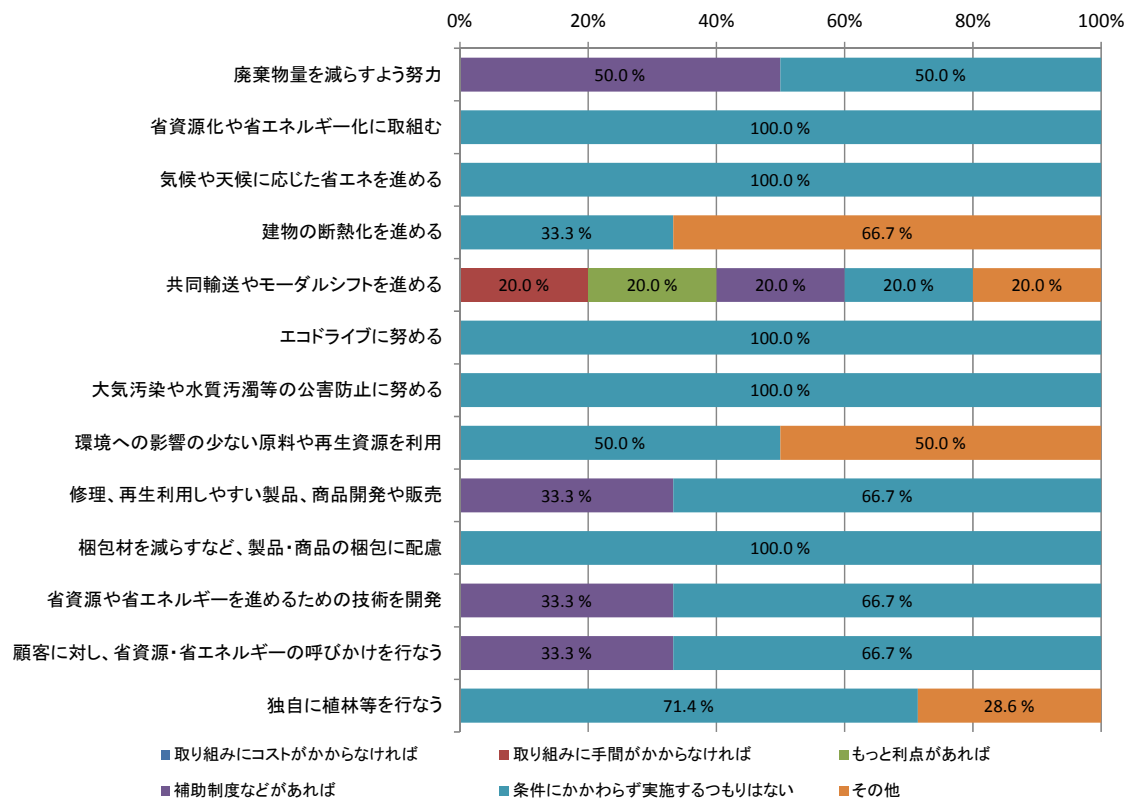


図 27 環境に関する今後の取組

資料3 橿原市環境総合計画の策定経緯

日付	会議・内容等
平成24年8月31日	第1回 庁内策定委員会 ・計画の目的・位置づけ ・現状の環境施策・今後の課題
平成24年9月7日	第1回 橿原市環境総合計画策定委員会 ・計画の目的・位置づけ・策定方針 ・橿原市の環境のあるべき姿・取組
平成24年9月21日	第2回 庁内策定委員会（実務担当者ワーキング①） ・社会的要請に沿った環境施策 ・市民ニーズに沿った環境施策 ・現行の環境施策との整合性
平成24年10月5日	第2回 橿原市環境総合計画策定委員会 ・橿原市の環境の将来像 ・基本目標 ・基本目標の実現のための主要施策 ・市民・事業者・行政の役割 ・市民と協働による普及啓発事業
平成24年10月12日	第3回 庁内策定委員会（実務担当者ワーキング②） ・現行の環境施策との整合性 ・市民等からの要望に対する今後の対応策 ・基本目標の実現のための主要施策 ・計画推進主体の環境配慮指針
平成24年11月2日	第3回 橿原市環境総合計画策定委員会 ・計画推進主体の環境配慮指針 ・重点プロジェクト
平成24年11月9日	第4回 庁内策定委員会 ・橿原市環境総合計画（構成案）について ・基本目標の実現のための環境指標 ・重点プロジェクト
平成24年11月22日	第1回 橿原市環境審議会 ・会長・副会長の選任 ・橿原市環境総合計画の策定に係る諮問 ・橿原市環境総合計画（構成案）について
平成24年12月5日	第4回 橿原市環境総合計画策定委員会 ・橿原市環境総合計画（構成案）について ・市民協働プロジェクト ・市民による環境シンポジウムの運営

日 付	会議・内容等
平成 25 年 1 月 12 日	市民による環境シンポジウム 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本条例、環境総合計画（案）の概要説明 ・特別講演：桑野幸徳氏（太陽光発電技術研究組合理事長） 「私にもできる環境にやさしいとりくみ ～こうしたらできるエコライフと太陽光発電～」 ・環境寸劇「金蔵 エコライフに目覚める」 ・「エコライフかしはら」活動紹介
平成 25 年 1 月 12～22 日	パブリックコメント実施
平成 25 年 1 月 25 日	第 5 回 榎原市環境総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・榎原市環境総合計画（案）について ・市民協働プロジェクト
平成 25 年 2 月 5 日	第 2 回 榎原市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・榎原市環境総合計画（最終案）について
平成 25 年 3 月	榎原市議会への報告、計画策定

□環境審議会



□市民委員会



□庁内策定委員会



□市民による環境シンポジウム



資料4 橿原市環境審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

分野	氏名	所属	備考
学識 経験者 (2名)	(会長) 久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授	環境全般
	榎村 久子	京都女子大学現代社会学部教授	環境全般
関係団体 の代表 (5名)	石田 裕子	飛鳥・橿原ユネスコ協会事務局長	第3次総合計画(後期) 審議会委員(環境分野)
	森本 俊一	橿原市商工会議所会頭	第3次総合計画(後期) 審議会委員(商工分野)
	上田 逸朗	橿原市農業委員会会長	第3次総合計画(後期) 審議会委員(農業分野)
	(副会長) 遊津 隆義	奈良県地球温暖化防止推進センター長	橿原市地球温暖化対策 地域協議会会員
	小西 洋子	橿原市地球温暖化対策地域協議会会長	橿原市ボランティア 連絡協議会会長
一般市民 の代表者	葛井 潔	橿原市自治委員連合会長	第3次総合計画(後期) 審議会委員(自治分野)
公募市民 (2名)	諫原 次之	公募市民	橿原市環境総合計画 策定委員
	梅本 長美	公募市民	橿原市環境総合計画 策定委員

資料5 橿原市環境総合計画策定委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属団体名	種別
諫原 次之	奈良県ウォーキング協会	公募委員
梅本 長美	株式会社タカトリ	公募委員
加藤 義和	奈良合成洗剤をなくす連絡会	地域協議会会員
(委員長) 紙本 洋吾	NPO 法人奈良ストップ温暖化の会	地域協議会会員
(副委員長) 川上 洋	市民生活協同組合ならコープ	公募委員
岸田 聡子	ガールスカウト日本連盟奈良県支部	公募委員
小西 洋子	橿原市ボランティア連絡協議会	地域協議会会員
近藤 玲子	環境サークルみみなしぐるうぷ	地域協議会会員
竹ノ内 英介	一般社団法人日本自動車連盟奈良支部	公募委員
田中 善彦	橿原商工会議所	地域協議会会員
土肥 勝美	ボランティア橿原	地域協議会会員
畑 修次	万葉飛鳥川長寿散歩道の会	地域協議会会員
瀧脇 大輔	三和澱粉工業株式会社	公募委員
前田 秀樹	大和ガス株式会社	公募委員
湊 初恵	サークルおてんとさん	地域協議会会員
吉田 浩巳	(社) まちづくり国際交流センター	地域協議会会員
吉村 善清	関西電力株式会社高田営業所	公募委員

資料6 用語の解説

■一酸化炭素 (CO)

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果ガスの一つであるメタンの寿命を長くする。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

■インフラ

インフラストラクチャーの略。産業や社会生活の基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・ダム等産業基盤の社会資本、および学校・病院・公園・社会福祉施設等の生活関連の社会資本等をいう。

■エコ・オフィス

身近なところからの省エネルギー等の環境に配慮した活動に取り組む事業所。

■エコキッズ探検隊

年一回、夏休みに橿原市内の小中学生を対象にリサイクル工場や環境をテーマにした施設見学を行う企画。

■エコドライブ

環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法のことで、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減や省エネルギーのための運転技術をさす。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、無計画なドライブをしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物を載せたまま走らない、エアコンの使用を控えるといった取組があげられる。

■エコファーマー認定

エコファーマーとは、環境にやさしい農業に取り組んでいる農業者の愛称で、「持続農業法」に基づき、環境にやさしい農業に取り組む計画（＝持続性の高い農業生産方式導入計画）を策定したエコファーマーを、県知事が認定する制度。平成24年3月現在で、橿原市では15人の農業者が認定を受けている。

■エネルギー起源 CO₂

燃料の燃焼に伴い排出される二酸化炭素。全温室効果ガスの9割程度を占め、地球温暖化への影響が大きい。

■オゾン層

地上から約10～50km上空の成層圏に存在する、主にオゾンで構成された大気層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。フロンガス等によるオゾン層の破壊が問題となっており、1989年（平成元年）以降、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）に基づき規制が行われている。

■温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

■カーシェアリング

一台の自動車を複数で共同利用するシステム。自動車保有に伴う費用負担や手間を軽減するだけでなく、自動車による環境負荷を低減する等の効果があるといわれている。

■橿原市美しいまちづくり条例

ごみの散乱のない美しいまちづくりを推し進めるため、ポイ捨ての禁止その他必要な事項を定めるとともに、市、市民等および事業者の責務を明らかにし、もって清潔で快適な生活環境を確保することを目的として、平成 16 年 9 月に制定された条例。

■橿原市景観計画

国の景観法に基づき、良好な景観の形成に関する計画として平成 19 年 4 月に策定（平成 24 年 4 月に変更）された計画で、景観づくりの方針や基準を定めている。

■橿原市地球温暖化対策推進実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、橿原市役所自らが事業者・消費者としてその事務・事業を行うに際し、率先して地球温暖化対策を行うために平成 20 年 3 月に策定された計画（平成 25 年 3 月に第 2 次計画を策定）。

■橿原市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、橿原市のこれからのまちづくりの基本方針を示す計画として平成 21 年 3 月に策定された計画。

■橿原市緑の基本計画

都市緑地保全法に基づき、緑豊かで美しく、快適な都市環境を形成するため、樹木・樹林地等の緑地の保全や公園の整備、そして市民の皆さんが行う様々な緑化活動等に対する総合的な指針として平成 6 年 6 月に策定（平成 14 年 5 月改定）された計画。

■化石燃料

石炭・石油・天然ガス等の、地中に埋蔵されている燃料の総称。

■合併処理浄化槽

し尿に加え生活雑排水も処理できる浄化槽。単独浄化槽は生活雑排水の処理ができず川や海を汚染するため、合併処理浄化槽への付け替えが急がれている。

■環境学習・環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済および文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育および学習。

■環境活動

自主的・積極的な、環境を良くするための取組。

■環境配慮指針

奈良県において、開発事業者自身が積極的に環境配慮を行うために平成 11 年に定められた指針。

■基準年

温暖化ガスの削減目標を設定するにあたっての、削減量の基準として定める年。通常は京都議定書に準じ 1990 年（代替フロン等 3 ガスは 1995 年）とするが、データの制約等の理由から基準年を 1990 年と設定することが困難な場合には、各地方公共団体の判断で任意の年次を基準年とすることが可能。

■京都議定書

「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」を略した一般的呼称。1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の新たな仕組みが合意された。2005年2月に発効。

■グリーンカーテン

ゴーヤやアサガオ等のツル性の植物を、ネットにはわせて窓の外をおおって作る自然のカーテン。日射をさえぎり室温の上昇を抑える。また、葉から蒸散した水分が周囲の熱を奪い、涼しさをもたらす。エアコンの使用の抑制につながる。

■ごみ収集（有料化）

橿原市ではごみの減量化を目的として、平成15年から指定ごみ袋による燃えるごみの有料化を実施している。有料化前後でごみの量は約24%減量となった。

■コミュニティサイクル

自転車を使った新しい公共交通システム。歩道等公共空間を利用して、街のいたるところに自転車の貸出場所（サイクルポート）を配置し、事前登録をすれば誰でも低料金で自由に利用することができる。海外では広く普及しており、車やオートバイに依存しないまちをつくる環境対策のひとつとして日本でも今後の発展が期待されている。

■コミュニティバス

既存のバスサービスだけではカバーしきれないニーズに対応する乗合バス。同時に、福祉サービス、環境に与える影響の軽減を視野に入れている。現在橿原市では、大和八木駅と橿原市昆虫館を結ぶ路線が運行されている。

■再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

■里山・里地

奥山自然地域と都市環境の中間に位置し、さまざま人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域。

■サブリース事業

奈良県内で実施されている「大和・町家サブリース PROJECT」は、町家の所有者に期間限定で町家を提供して頂き、借り主とともに新しい町家の価値や活用方法を考えていく国土交通省委託プロジェクト。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■シェアハウス

住宅を共同で借りて居住するシステム。

■次世代自動車

既存の自動車に比べCO₂排出量が少ない、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等の総称。

■持続可能な社会

現在の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用していく社会。化石燃料等の有限な資源を枯渇させることなく次世代へ引き継いでいくことが必要である。

■種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の略称。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的として平成4年に施行された法律。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

■省エネ

エネルギー資源の枯渇を防ぐため、電力・石油・ガス等の消費の節約を図ること。

■省エネ診断

事業所や家庭において、エネルギーの使用状況を診断し、無駄を指摘し適切な使用方法に改めることにより省エネ・省コストに繋げる目的。橿原市では家庭向けに「うちエコ診断」を実施している。

■省資源

資源の消費量を減らすこと。資源の枯渇を防ぐ目的とともに、廃棄物の排出量の抑制を図る目的がある。

■食農教育

「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学ぶ取組。

■スマートシティ

街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用等を、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システム。

■スマートメーター

電力会社等の検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や遠隔開閉機能を有した電子式メーター。さらに、エネルギー消費量等の「見える化」やホームエネルギーマネジメント機能等も有したものを指すことも多い。

■生態系

生物の群集とその背景となる無機的環境をひとまとめでした概念。

■創エネ

エネルギー消費において消費量を節約するだけでなく、むしろエネルギーを作り出そうとする考え方。家庭でのエネルギー消費を減らす「省エネ」を更に進めたコンセプトとして提唱されている。

■代替フロン等3ガス

京都議定書により定められた温室効果ガスのうち、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の総称。冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤、変圧器等の絶縁ガスに使われている。

■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「都道府県および市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するように努めるものとする。」と定められた地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のために定める総合的かつ計画的な施策。

■地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

■地産地消

それぞれの地域でとれた農産物をその地域で消費しようとする取組。

■低炭素社会

ビジネスや暮らしの中で、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、機構に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のこと。

■デポジット制度

商品の価格に預かり金を上乗せして販売し、使用後の商品（空き容器等）を持参したときに、その預かり金を払い戻す制度のこと。この制度により飲料容器等の使い捨てを減らし、回収率を高めることでリサイクルを推進することが期待できる。具体的事例では、ビールびん等が挙げられる。

■電気自動車（EV）

充電機に充電した電気ので走行する自動車。走行時の窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の排出ガスおよびCO₂（二酸化炭素）の排出が無く、また、走行騒音を大幅に低減できる等、優れた環境性能を有している。近年、充電機の性能向上により充電一回あたりの走行距離が向上し、各自動車メーカーから市販が始まっている。

■電動式生ごみ処理機

電動でかくはん等を行うことで、生ごみを乾燥または微生物等により分解し、減量もしくはたい肥化することを目的とする処理機。

■生ごみ処理容器

コンポスト容器、ボカシ容器等微生物により生ごみを分解またはたい肥化することを目的とする処理容器。

■奈良県希少野生動植物の保護に関する条例

奈良県内に生息または生育する希少野生動植物を保護していくために平成22年に施行された条例。

■二酸化硫黄（SO₂）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。かつての四日市ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因となっている。

■二酸化炭素（CO₂）

京都議定書に定められた温室効果ガスの中で最も温暖化への影響が大きいガス。石炭、石油等の燃焼に伴って排出される。

■二酸化窒素（NO₂）

物質が高温で燃えるときに発生する一酸化窒素が、大気中で酸化されて生成される気体。高濃度で、呼吸器に好ましくない影響を与える。

■農業振興地域整備計画

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする計画。

■バイオディーゼル燃料（BDF）

油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中のCO₂を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。榎原市では、ごみ収集車の一部にバイオディーゼル燃料を使用している。

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等がある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化等のエネルギー利用等もある。

■バリアフリー

身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように商品を作ったり建物を設計したりすること。

■ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市およびその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

■フードマイレージ

生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろうという仮説を前提として考え出されたもの。具体的には、輸入相手国からの輸入量と距離（国内輸送を含まず）を乗じたもので、この値が大きいほど地球環境への負荷が大きいという考え。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち粒径が10μm以下のものをいう。

■フリーマーケット

古物市。現在では市民団体等が主催して広く市民が参加して行われている場合が多い。国の循環型社会形成推進基本計画では、暮らしの中の行動として、フリーマーケットを活用し、品物のリユース（再利用）の促進が推奨されている。

■ふれあい収集

榎原市内の高齢者や身体障がい者で、ごみを指定場所に出すことが困難な世帯を対象に、一般ごみは週に1回、不燃物・粗大ごみ等は月に1回、市が指定する日に玄関先で収集を行う制度。

■マイクロ水力

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車等を用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。小水力発電ともいう。

■マイバッグ

自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のこと。レジ袋の有料化や、レジ袋を使わなかったときにスタンプを押して商品券と引き換える等、マイバッグ運動を支援する取組も広がっている。

■町家バンク

伝統的な町家の空き家情報を集積・共有することにより町家の利活用を進め、良好な景観や、地区の活性化、安全性を保とうとする活動。奈良県では地域ごとの取組をネットワーク化した「大和・町家バンクネットワーク」が作られ、地域をまたいだ情報共有に取り組んでいる。

■まほろば眺望スポット百選

隠れた眺望スポットの発掘を兼ね、奈良の眺めの良さをPRしてイメージアップを図るため、奈良県が候補地の募集を行い、有識者からなる「まほろば眺望スポット百選審査会」での審査を経て選定された105箇所の眺望スポット。

■見える化

直感的に把握しづらい情報を可視化し、問題点を具体化すること。エネルギー消費量においては、どの場所でどれぐらいエネルギーを消費しているのかが「見える」ことにより、消費量削減の手かかりとすることができる。

■モーダルシフト

トラック等による幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。

■大和川清流ルネッサンス協議会

大和川の環境を整備するために、国土交通省、奈良県・大阪府、流域36市町村の関連部局より構成される協議会。

■大和三山

橿原市内に位置する、香久山、畝傍山、耳成山の総称。橿原市を代表する景観であり、万葉集にも詠われている。平成17年7月に国の名勝に指定された。

■ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物等のデザイン。

■リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

■リサイクル館かしはら

資源循環型社会の実現を目指す、リサイクル活動の拠点となる施設。平成13年に完成。処理棟では市内から出される不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化を目的とした缶・瓶・プラスチックボトル類の処理を行っている。プラザ館では映像を見ながらリサイクルについて学べる企画や、各種体験教室や催し等を実施している。

■リスクコミュニケーション

環境リスク等の化学物質に関する情報を、市民、産業、行政等のすべてのものが共有し、意見交換等を通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となるものである。

■リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない等ライフスタイル全般にわたる取組が必要。

■リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

■3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3つの頭文字をとったもの。

■A 類型、B 類型、C 類型 (水質)

別表 1 参照

■A 類型、B 類型、C 類型 (騒音・振動)

別表 2 参照

■BOD

生物化学的酸素要求量。海水や河川水の汚濁の度合を示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量 (mg/l) で表される。この数値が大きくなれば、その河川等の水中には汚濁物質 (有機物) が多く、水質が汚れていることを意味する。

■CSR

企業の社会的責任。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー (利害関係者) 全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護等の社会的側面にも責任を有するという考え方。

■DO

溶存酸素。水中に溶けている酸素のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。

■ESCO 事業

Energy Service Company の頭文字をとったもの。省エネルギー診断から設計・施行、導入設備の保守・運転管理、事業資金調達等省エネルギーに関する包括的なサービスを民間事業者が提供、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と公共施設の利益を生み出す事業。事業者は省エネルギー効果も保証する。

■LED

発光ダイオードの英語略称。LED を用いた電球は、白熱電球や蛍光灯より消費電力が小さく、LED 電球への置き換えは省エネ化の手法の一つとされている。

■NPO

Non Profit Organization・非営利組織の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

■pH

水素イオン濃度。水中の酸性、アルカリ性の程度を示す指標である。pHは0～14の間の数値で示され、pH7は中性を、7を超える値はアルカリ性、7未満の値は酸性を示す。水道用水として望ましい水質はpH6.5～8.5までの範囲である。

■SS

浮遊物質。水に溶けず浮遊している粒径2mm以下の物質の量。数値が大きいほど汚濁が著しい。

別表1 水質の類型別基準値

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 およびB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 およびC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	—

別表2 騒音の地域類型別基準値

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日の午前6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
AおよびB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

橿原市環境総合計画

策 定 平成 25 年 3 月
編集・発行 橿原市生活環境部環境保全課
〒634-0002
奈良県橿原市東竹田町 1 - 1
TEL : 0744-22-4001
FAX : 0744-21-8151
E-mail : earth@city.kashihara.nara.jp



市章



市の木「樫の木」



市の花「くちなし」



市庁舎

橿原市生活環境部環境保全課

〒634-0002 奈良県橿原市東竹田町1-1

TEL (0744) 22-4001

FAX (0744) 21-8151